

# 追 録

現行 海事法令集 2023年版  
海事六法 2023年版

---

---

2023年1月4日から2023年6月30日  
までに公布された、主な法令の一部改  
正を収録しています。

---

---

海文堂出版株式会社

〒112-0005 東京都文京区水道2-5-4  
電 話 03 (3815) 3291 (代)

URL : <http://www.kaibundo.jp/>

# 目次

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（国土交通省令第一二〇号）	1		
大阪湾海上交通センターが運用する神戸船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（海上保安庁告示第二号） 〔船舶気象通報規程〕	2		
OCRに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示（国土交通省告示第四百四十四号）	3		
漁船特殊規程の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第二号）	5		
船舶設備規程等の一部を改正する省令（国土交通省令第八号） 〔船舶設備規程／船舶復原性規則／船舶安全法施行規則／海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令／船舶防火構造規則〕	18		
不動産登記規則等の一部を改正する省令（法務省令第六号） 〔船舶登記規則〕	36		
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七十五号）	39		
港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号及び港則法施行規則第十一条第二項の港を航行する			
国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第九十三号）	44		
国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通省令第九号）	45		
地方運輸局組織規則の一部を改正する省令（国土交通省令第二十四号）	47		
海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（国土交通省令第二十九号）	48		
道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通省令第三十一号） 〔貨物利用運送事業法施行規則〕	50		
関税定率法等の一部を改正する法律（法律第六号） 〔関税法〕	54		
関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第五百五十八号） 〔関税法施行令〕	56		
関税法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（財務省令第二十九号） 〔関税法施行規則〕	59		
国土交通省組織令の一部を改正する告示（海上保安庁告示第一二号） 〔港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号／港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号〕	40		

●	港則法施行令の一部を改正する政令（政令第六十五号）	……	67
●	港則法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第三十九号）	……	68
●	海上交通安全法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第四十号）	……	72
●	港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第四十一号）	……	76
●	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（法律第十八号） 〔独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法〕	……	87
●	航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁告示第二十号）	……	88
●	海上運送法等の一部を改正する法律（法律第二十四号） 〔海上運送法／船員法／船舶職員及び小型船舶操縦者法／船員職業安 定法／内航海運業法／内航海運組合法／登録免許税法／外国等によ る本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措 置に関する法律／外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契 約の防止に関する法律／独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援 機構法〕	……	90
●	関税法施行令の一部を改正する政令（政令第七十九号）	……	125
●	関税法施行規則の一部を改正する省令（財務省令第三十八号）	……	126
●	分離通航方式に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁告 示第二十一号）	……	130
●	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（法 律第三十四号） 〔海上交通安全法／海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海 域の利用の促進に関する法律／登録免許税法〕	……	135
●	海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政 令（政令第九十七号） 〔海上運送法施行令／船員法関係手数料令〕	……	135
●	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第 六十六条の地方運輸局等を指定する告示の一部を改正する告示 （国土交通省告示第五百七十八号）	……	136
●	海上運送法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第 四十七号）	……	136
●	不正競争防止法等の一部を改正する法律（法律第五十一号） 〔関税法〕	……	145
●	民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るた めの関係法律の整備に関する法律（法律第五十三号） 〔船舶の所有者等の責任の制限に関する法律／船舶油濁等損害賠償保 障法〕	……	146
●	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデ ジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（法律第六十三号） 〔水先法／海事代理士法／港湾運送事業法／内航海運業法／貨物利用 運送事業法〕	……	149
●	国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第二百十九号）	……	150
●	国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通省令第二十 号）	……	151

- 
- 海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通省令第五十一号）  
〔海上運送法施行規則／船舶のトン数の測定に関する法律施行規則〕  
……  
152
  - 船員法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第五十二号）  
……  
164
  - 海難審判法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第五十三号）  
……  
165
-

○国土交通省令第二号（二月一日）

**海上保安庁組織規則の一部を改正する省令**

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
別表第六（海上交通センター）（第百十九条関係）							
所轄管区海上保安本部 （略）	名称	位置	所轄管区海上保安本部 （略）	名称	位置	所轄管区海上保安本部 （略）	位置
第五管区海上保安本部 （略）	大阪湾海上交通センター	神戸市 （略）	第五管区海上保安本部 （略）	大阪湾海上交通センター	淡路市 （略）	第五管区海上保安本部 （略）	淡路市 （略）

**附 則**

この省令は、令和五年三月十二日から施行する。

○海上保安庁告示第一号(二月一日)  
**大阪湾海上交通センターが運用する神戸船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示**

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和五年三月十二日から施行する。

第四条 船舶気象通報規程(昭和三十九年海上保安庁告示第一号)の一部を次のように改正する。

別表中「江崎船舶通航信号所」を「神戸船舶通航信号所(江崎レーダー施設)」、「神戸船舶通航信号所」を「神戸波止場船舶通航信号所」及び「https://www.w6.kaihomiht.go.jp/05kanku/kobe/esaki\_vrss/kisyuu/index.html」を「https://www.w6.kaihomiht.go.jp/05kanku/kobe/esaki\_radar/kisyuu/index.html」と改め、同表の備考第一項中「北緯34度26分31秒東経133度47分08秒に位置し、」の次に「神戸船舶通航信号所(江崎レーダー施設)とは、神戸船舶通航信号所の附属施設であり、北緯34度35分54秒東経134度59分32秒に位置し、」を加える。

別表(第七条関係)

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
MF無線 電話	一 日本語の場合 H3E 一、六五一 kHz 二 英語の場合 H3E 二、〇一九 kHz	日本語 語又 は英 語	一 日本語を用いる場合 毎時の一分及び四十分からのそれぞれ一分間 二 英語を用いる場合 毎時の一分及び三分からのそれぞれ一分間

線電話	VHF無線	船舶自動識別装置
	一 呼出し及び応答用 F3E 一五六・八〇 MHz (チャネル一六) 一〇W 二 呼出し及び通信用 F3E 一五六・六五 MHz (チャネル一三) 一〇W 三 通信用 F3E 一五六・七〇 MHz (チャネル一四) 一〇W F3E 一六〇・九二五 MHz (チャネル六六) 一〇W	〇〇四三二〇四〇四(谷ノ山送受信所) 〇〇四三二〇五〇二(赤穂御崎送受信所) 〇〇四三二〇五〇三(潮岬送受信所) 〇〇四三二〇五〇四(紀伊日ノ御崎送受信所) 〇〇四三二〇五〇五(大阪北港送受信所) 〇〇四三二〇五〇六(江崎送受信所) 〇〇四三二〇五〇七(室戸岬送受信所) 〇〇四三二〇五〇八(土佐山送受信所) 〇〇四三二〇五〇九(土佐沖ノ島送受信所) 〇〇四三二〇六〇三(地蔵崎送受信所)
電話	日本語 語又 は英 語	英語
〇七八一三〇二一七六一一 〇七八一三〇二一七六一二	日本語 語又 は英 語	適時

インターネット ホーム ページ	<a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/</a>	日本語	船舶から問い合わせがあったとき
-----------------------	---	-----	-----------------

備考 航路における船舶の航行の制限が行われた場合若しくは同制限が解除された場合又は大阪湾海域及び播磨灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等が発生した場合におけるMF無線電話による一般情報の提供は、MF無線電話の項実施時期の欄に掲げる事項によらず、適時その情報を提供する。

○国土交通省告示第百四十四号（二月二十八日）  
**OCRに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示**

OCRに用いる申請書の記載方法に関する告示（平成十五年国土交通省告示第六百六十号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>操縦免許申請書（第18号様式）            (1)～(10)（略）            (11) 写真欄には、申請者の写真を次のイ、ロ、ハ及びニに従って貼付すること。            イ・ロ（略）            ハ 縦45ミリメートル×横35ミリメートル（縁なし）<u>の</u>ものであること。            ニ（略）</p> <p>小型船舶操縦士国家試験申請書（第25号様式）            (1)～(5)（略）            (6) 写真欄には、申請者の写真を次のイ、ロ、ハ及びニに従って貼付すること。            イ・ロ（略）            ハ 縦45ミリメートル×</p>	<p>操縦免許申請書（第18号様式）            (1)～(10)（略）            (11) 写真欄には、申請者の写真を次のイ、ロ、ハ及びニに従って貼付すること。            イ・ロ（略）            ハ 縦45ミリメートル×横35ミリメートル（縁なし）で申請書の貼付箇所記載の各サイズを満たしたものであること。            ニ（略）</p> <p>小型船舶操縦士国家試験申請書（第25号様式）            (1)～(5)（略）            (6) 写真欄には、申請者の写真を次のイ、ロ、ハ及びニに従って貼付すること。            イ・ロ（略）            ハ 縦45ミリメートル×</p>

<p>横 35 ミリメートル（線 なし）のものであること。 二（略） （7）～（12）（略）</p>	<p>横 35 ミリメートル（線 なし）で申請書の貼付箇 所記載の各サイズを満た したものであること。 二（略） （7）～（12）（略）</p>
--	--

**附 則**

この告示は、写真のサイズ等の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第七号）の施行の日から施行する。



○農林水産省  
国土交通省 令第二号（三月十日）

漁船特殊規程の一部を改正する省令

漁船特殊規程（昭和九年 通信省 令）の一部を次のように改正する。  
農林省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 船体</p> <p>第三章 設備</p> <p>第一節 救命設備</p> <p>第二節 消防設備</p> <p>第三節 其ノ他ノ設備</p> <p>第三章の二 防火構造</p> <p>第四章 雑則</p> <p>附則</p> <p>第一条ノ二（略）</p> <p>② 前項ノ規定ニ拘ラス第六十九条ノ五及別表信号灯ノ項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於ケル総トン数ハ船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第一条第三項各号ニ掲グル船舶ノ区分ニ応ジ夫々当該各号ニ定ムル総トン数トス</p> <p>③ 本令（第六十六条第二項ヲ除ク。）ヲ船舶安全法施行規則第十八条第二項ノ表第六号上欄ニ掲グル船舶（以下ケーブタウン協定適用船舶称ス）ニ適用スル場合ニ於ケル総トン数ハ船舶のトン数の測度に關す</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 船体</p> <p>第三章 設備</p> <p>第一節 救命設備</p> <p>第二節 消防設備</p> <p>第三節 其ノ他ノ設備</p> <p>第四章 雑則</p> <p>附則</p> <p>第一条ノ二（略）</p> <p>② 前項ノ規定ニ拘ラス第六十九条ノ五及別表信号灯ノ項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於ケル総トン数ハ船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第一条第二項各号ニ掲グル船舶ノ区分ニ応ジ夫々当該各号ニ定ムル総トン数トス</p> <p>（新設）</p>

る法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項二定ムル国際総ト  
ン数トス

（救命艇及び救命いかだ）

#### 第四十八条（略）

2|| 前項の規定にかかわらず、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、各舷げんに、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇又は救命いかだを備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

3|| 前項の規定により備え付ける救命艇又は救命いかだのうち一の救命艇又は救命いかだが使用できない場合において、各舷げんにおいて使用できる救命艇又は救命いかだが最大搭載人員を収容するため十分でないときは、各舷げんにおいて使用できる救命艇又は救命いかだが最大搭載人員を収容するため十分となるように追加の救命艇又は救命いかだを備え付けなければならない。

4|| 総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、第二項の規定により備え付ける救命艇又は救命いかだに代えて、次に掲げる救命艇及び救命いかだを備え付けることができる。

一 船尾に、最大搭載人員を収容するため十分な自由降下式救命艇

二 最大搭載人員を収容するため十分な自由降下式救命いかだ

5|| 第二項から前項までの規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

一 水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだ

二 当該救命いかだの定員分の人員が乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ

6|| 船舶救命設備規則第十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十五条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、専ら本邦の海岸から二十海里以内の海面又は内水面において従業する一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）に備え付ける救命艇及び救命いかだについてそれぞれ準用する。

7|| 船舶救命設備規則第八十七条第一項（第十四号に係る部分に限る。）

（救命艇及び救命いかだ）

#### 第四十八条（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2|| 船舶救命設備規則第十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十五条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、専ら本邦の海岸から二十海里以内の海面又は内水面において従業する一般漁船に備え付ける救命艇及び救命いかだについてそれぞれ準用する。

（新設）

の規定は、第二項から第四項までの規定により備え付ける救命艇についてそれぞれ準用する。この場合において、同号中「第三種船」とあるのは「総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船」と読み替えるものとする。

8|| 船舶救命設備規則第九十条第一項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）の規定は、第二項から第四項までの規定により備え付ける救命いかだについて準用する。この場合において、同令第九十条第一項第八号及び第九号中「第三種船」とあるのは「総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船」と読み替えるものとする。

**第四十九条** (救助艇)

総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、一隻の救助艇を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により備え付ける救助艇が、救命艇の要件に適合する場合には、前条第二項から第四項までの規定の適用については、これを救命艇とみなすことができる。

**第五十条** (救命艇及び救助艇の数)

総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船に備え付ける救命艇及び救助艇の合計数は、当該船舶に備え付ける救命いかだの数を九で除して得られた値未満の数であつてはならない。

**第五十一条** (救命浮環)

2|| 前項の規定にかかわらず、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、総トン数三千トン以上のものにあつては八個、総トン数三千トン未満のものにあつては六個の救命浮環を備え付けなければならない。

3|| 船舶救命設備規則第九十二条第三項及び第五項の規定は、前二項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。この場合において、同条第五項中「長さ三十メートル未満の第二種船（平水区域を航行区域とするものに限る。）及び第四種船」とあるのは「第一種漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）」と読み

(新設)

**第四十九条** 削除

**第五十条** 削除

**第五十一条** (救命浮環)  
(新設)

2|| 船舶救命設備規則第九十二条第三項及び第五項の規定は、前項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。この場合において、同条第五項中「長さ三十メートル未満の第二種船（平水区域を航行区域とするものに限る。）及び第四種船」とあるのは「第一種漁船」と読み替えるものとする。

替えるものとする。

(イマーシジョン・スーツ)

**第五十一条の二の二** 総トン数五百トン以上の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）及び総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、最大搭載人員と同数のイマーシジョン・スーツを備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の様態等を考慮して適当と認める程度に応じて、備え付けるイマーシジョン・スーツの数を減じることができる。

2 (略)

(自己点火灯、自己発煙信号、落下傘付信号及び火せん)

**第五十一条の三** 一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）には、二個（第一種漁船にあつては、一個）の自己点火灯及び自己発煙信号、四個の落下傘付信号並びに二個の火せんを備え付けなければならない。

2 総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、四個（総トン数三千トン未満のものにあつては、三個）の自己点火灯、二個の自己発煙信号、十二個の落下傘付信号及び二個の火せんを備え付けなければならない。

3 前二項の規定により二個以上の自己発煙信号を備え付ける場合には、当該自己発煙信号のうち、一個は容易に取り出すことができる場所に、その他は第五十一条第三項において準用する船舶救命設備規則第九十二条第三項の規定により航海船橋に積み付ける救命浮環の近くに積み付けなければならない。

4 (略)

5 船舶救命設備規則第九十四条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により備え付ける自己点火灯について準用する。

(リーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置)

**第五十一条の四の三** 一般漁船には、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船にあつては各舷に一個、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船以外のものにあつては一個のリーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。

(イマーシジョン・スーツ)

**第五十一条の二の二** 総トン数五百トン以上の一般漁船には、最大搭載人員と同数のイマーシジョン・スーツを備え付けなければならない。

2 (略)

(自己点火灯、自己発煙信号、落下傘付信号及び火せん)

**第五十一条の三** 一般漁船には、二個（第一種漁船にあつては、一個）の自己点火灯及び自己発煙信号、四個の落下傘付信号並びに二個の火せんを備え付けなければならない。

(新設)

2 前項の規定により二個以上の自己発煙信号を備え付ける場合には、当該自己発煙信号のうち、一個は容易に取り出すことができる場所に、その他は第五十一条第二項において準用する船舶救命設備規則第九十二条第三項の規定により航海船橋に積み付ける救命浮環の近くに積み付けなければならない。

3 (略)

4 船舶救命設備規則第九十四条第二項の規定は、第一項の規定により備え付ける自己点火灯について準用する。

(リーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置)

**第五十一条の四の三** 一般漁船には、一個のリーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。

(持運び式双方向無線電話装置)

**第五十一条の四** 一般漁船には、総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船にあつては三個、総トン数三〇〇トン以上の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)にあつては二個、総トン数三〇〇トン未満の一般漁船にあつては一個の持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

(救命いかだ進水装置)

**第五十一条の五** 総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船であつて第四十八条第二項又は第三項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものには、各舷げんに一個以上の救命いかだ進水装置を備え付けなければならない。

2 総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船であつて第四十八条第四項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものには、一個以上の救命いかだ進水装置を備え付けなければならない。

(船舶救命設備規則の規定の準用)

**第五十一条の六** (略)

2 船舶救命設備規則第六十七条、第八十五条の二及び第八十六条第三項の規定は、総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船について準用する。

(消火ポンプ)

**第五十一条の七** 総トン数千トン以上の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)及び総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船には二個、総トン数百トン以上千トン未満の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)には一個の能力等について告示で定める要件に適合する消火ポンプを備え付けなければならない。

2 船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)第三十六条第二項の規定は、前項の規定により備え付ける消火ポンプについて準用する。

(消火栓)

**第五十一条の八** (略)

2 総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船には、前項の

(持運び式双方向無線電話装置)

**第五十一条の四** 一般漁船には、総トン数三〇〇トン以上のものにあつては二個、総トン数三〇〇トン未満のものにあつては一個の持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

(新設)

(船舶救命設備規則の規定の準用)

**第五十一条の六** (略)

(新設)

(消火ポンプ)

**第五十一条の七** 一般漁船には、総トン数千トン以上のものにあつては二個、総トン数百トン以上千トン未満のものにあつては一個の能力等について告示で定める要件に適合する消火ポンプを備え付けなければならない。

2 船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)第三十六条第二項の規定は、一般漁船に備え付ける消火ポンプについて準用する。

(消火栓)

**第五十一条の八** (略)

(新設)

規定により備え付ける消火栓のほか、特定機関区域の出入口の外側近く（消火栓を一個備え付けなければならない。）

（消火ホース）

**第五十一条の九** 総トン数百トン以上の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）には、機関室又はボイラ室にあつては前条の規定により備え付ける消火栓一個につき一個、その他の場所にあつては船舶の長さ三十メートル又はその端数ごとに一個の消火ホースを消火栓の近く（目につきやすい位置に直ちに使用することができ）るようにつけて備え付けなければならない。この場合において、総トン数千トン以上の一般漁船にあつては、機関室及びボイラ室に備え付けるものを除き、合計四個以上でなければならない。

2 総トン数千トン以上の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）及び総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、前項及び第五十一条の第十四第五項の規定により準用する船舶消防設備規則第四十条第一項の規定により備え付ける消火ホースのほかに、予備の消火ホースを一個備え付けなければならない。

3 前二項の規定により備え付ける消火ホースの数が消火栓の数に満たない場合及び第五十一条の第十四第五項において準用する船舶消防設備規則第四十条第一項の規定により消火ホースを備え付ける場合には、消火ホースの継手及び第五十一条の第十四第二項において準用する船舶消防設備規則第四十一条の規定により備え付けるノズルは、完全な互換性を有しなければならない。

（内燃機関のある場所における消防設備）

**第五十一条の十** 総トン数五百トン未満の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）には、内燃機関（ガスタービンを含み、主機又は合計出力三百七十五キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。第三項及び第五項において同じ。）のある場所に、総トン数百トン以上五百トン未満の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）にあつては二個、総トン数百トン未満の一般漁船にあつては一個の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付け、さらに、機関

（消火ホース）

**第五十一条の九** 総トン数百トン以上の一般漁船には、機関室又はボイラ室にあつては前条の規定により備え付ける消火栓一個につき一個、その他の場所にあつては船舶の長さ三十メートル又はその端数ごとに一個の消火ホースを消火栓の近く（目につきやすい位置に直ちに使用することができ）るようにつけて備え付けなければならない。この場合において、総トン数千トン以上の一般漁船にあつては、機関室及びボイラ室に備え付けるものを除き、合計四個以上でなければならない。

2 総トン数千トン以上の一般漁船には、前項の規定により備え付ける消火ホースのほかに、予備の消火ホースを一個備え付けなければならない。

3 前二項の規定により備え付ける消火ホースの数が消火栓の数に満たない場合には、消火ホースの継手及び第五十一条の第十四第二項において準用する船舶消防設備規則第四十一条の規定により備え付けるノズルは、完全な互換性を有しなければならない。

（内燃機関のある場所における消防設備）

**第五十一条の十** 総トン数五百トン未満の一般漁船には、内燃機関（ガスタービンを含み、主機又は合計出力三百七十五キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。）のある場所に、総トン数百トン以上五百トン未満の一般漁船にあつては二個、総トン数百トン未満の一般漁船にあつては一個の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付け、さらに、機関の出力七百五十キロワット又はその端数ごとに一個の持運び式の泡消火器を備え付けなければならない。

の出力七百五十キロワット又はその端数ごとに一個の持運び式の泡消火器を備え付けなければならない。

2 (略)

3|| 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船には、内燃機関のある場所に、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれかのものを備え付けなければならない。

4|| 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船には、特定機関区域に二個以上の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付けなければならない。

5|| 前項の規定により備え付ける持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のほか、総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船において、特定機関区域に内燃機関のある場合には、一個の持運び式泡消火器を備え付けなければならない。

(居住区域等における消防設備)

第五十一条の十一 次表の上欄に掲げる総トン数の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く)には、それぞれ同表の下欄に掲げる数の持運び式の消火器を、居住区域及び業務区域に適当に分散して配置しなければならない。この場合において、総トン数五百トン以上の一般漁船には、塗料庫の出入口付近の外部に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個を備え付けなければならない。

表 (略)

2|| 次表の上欄に掲げる総トン数のケーブタウン協定適用船には、それぞれ同表の下欄に掲げる数以上の持運び式の消火器を、居住区域、業務区域及び制御場所(以下「居住区域等」という。)に適当に分散して配置しなければならない。

二千トン以上	五個
九百五十トン以上二千トン未満	三個

3|| 前条第二項の規定は、第一項の規定により配置しなければならない持運び式の消火器について準用する。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(居住区域及び業務区域における消防設備)

第五十一条の十一 次表の上欄に掲げる総トン数の一般漁船には、それぞれ同表の下欄に掲げる数の持運び式の消火器を、居住区域及び業務区域に適当に分散して配置しなければならない。この場合において、総トン数五百トン以上の一般漁船には、塗料庫の出入口付近の外部に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個を備え付けなければならない。

表 (略)

(新設)

2|| 前条第二項の規定は、前項の規定により配置しなければならない持運び式の消火器について準用する。



(消防員装具等)

**第五十一条の十二** 総トン数千トン以上の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。)及び総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、二組の消防員装具を容易に近づくことができる互いに離れた場所に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。

2 (略)

(船舶消防設備規則の規定の準用)

**第五十一条の十四** 船舶消防設備規則第四十四条第六項、第四十五条の二、第四十八条第六項及び第五十九条第一項の規定は、一般漁船(同令第四十四条第六項、第四十八条第六項及び第五十九条第一項の規定については、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。)について準用する。この場合において、同令第五十九条第一項中「第三種船及び総トン数五百トン以上の第四種船」とあるのは「総トン数五百トン以上の一般漁船」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 船舶消防設備規則第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条の四、第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条の規定は、総トン数五百トン以上の一般漁船(同令第四十一条の四の規定については船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶(同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。)を、同令第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条の規定については総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。)について準用する。この場合において、船舶消防設備規則第三十九条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の第十四第三項において準用する第四十一条の四」と、「前二項」とあるのは「同令第五十一条の八」と、同令第四十条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の第十四第三項において準用する第四十一条の四」と、「第一項」とあるのは「同令第五十一条の九第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

4 船舶消防設備規則第三十八条第二項及び第三項、第四十一条の三並びに第四十八条第二項の規定は、総トン数千トン以上の一般漁船(同

(消防員装具等)

**第五十一条の十二** 総トン数千トン以上の一般漁船には、二組の消防員装具を容易に近づくことができる互いに離れた場所に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。

2 (略)

(船舶消防設備規則の規定の準用)

**第五十一条の十四** 船舶消防設備規則第四十四条第六項、第四十五条の二、第四十八条第六項及び第五十九条第一項の規定は、一般漁船について準用する。この場合において、同令第五十九条第一項中「第三種船及び総トン数五百トン以上の第四種船」とあるのは「総トン数五百トン以上の一般漁船」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 船舶消防設備規則第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条の四、第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条の規定は、総トン数五百トン以上の一般漁船(同令第四十一条の四の規定については船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶(同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。)を除く。)について準用する。この場合において、船舶消防設備規則第三十九条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の第十四第三項において準用する第四十一条の四」と、「前二項」とあるのは「同令第五十一条の八」と、同令第四十条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の第十四第三項において準用する第四十一条の四」と、「第一項」とあるのは「同令第五十一条の九第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

4 船舶消防設備規則第三十八条第二項及び第三項、第四十一条の三並びに第四十八条第二項の規定は、総トン数千トン以上の一般漁船(同



令第三十八條第二項及び第三項の規定については総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を、同令第四十一条の三の規定については船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）について準用する。

5|| 船舶消防設備規則第三十八條第二項及び第三項、第四十条第一項並びに第四十四条第一項の規定は、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船について準用する。この場合において、同令第四十条第一項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の八」と読み替えるものとする。

6|| 船舶消防設備規則第四十条第二項（ただし書を除く）、第四十二条、第四十四条第二項、第三項、第五項及び第七項、第四十五条第一項、第四十六条第一項（第三号を除く）、第五十四条第一項、第五十七条第一項、第六十三条の二第二項及び第三項、第六十三条の三並びに第七十三条第一項の規定は、総トン数二千トン以上のケープタウン協定適用船について準用する。この場合において、同令第四十条第二項中「前項」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四第五項において準用する前項」と、同令第六十三条の三中「前条」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四第六項において準用する前条」と読み替えるものとする。

7|| 船舶消防設備規則第四十七条の規定は、第五十一条の十第三項、第一項において準用する同令第四十五条の二若しくは第五十九条第一項、第三項において準用する同令第六十条、第五項において準用する同令第四十四条第一項又は前項において準用する同令第四十五条第一項、第四十六条第一項若しくは第五十七条第一項の規定により固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合について準用する。

8|| 船舶消防設備規則第四十八条の二の規定は、第五十一条の十第一項若しくは第四項、第五十一条の十一第一項若しくは第二項、第一項において準用する同令第四十四条第六項若しくは第四十五条の二、第三項において準用する同令第六十条又は第六項において準用する同令第四十四条第五項若しくは第七項、第四十五条第一項若しくは第四十六

令第四十一条の三の規定については、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）について準用する。

（新設）

（新設）

5|| 船舶消防設備規則第四十七条の規定は、第一項において準用する同令第四十五条の二若しくは第五十九条第一項又は第三項において準用する同令第六十条の規定により固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合について準用する。

6|| 船舶消防設備規則第四十八条の二の規定は、第五十一条の十第一項、第五十一条の十一第一項、第一項において準用する同令第四十四条第六項若しくは第四十五条の二又は第三項において準用する同令第六十条の規定により持運び式の消火器を備え付ける場合について準用する。

条第一項の規定により持運び式の消火器を備え付ける場合について準用する。

9|| 10|| (略)

第五十二条 (略)

② 総噸数九百五十噸以上ノケーブタウン協定適用船ニ備フル冷却機ノ設備ニ付テハ当該船舶ノ構造、航海ノ態様等ヲ考慮シ管海官庁ノ適当ト認ムルモノヲ備フベシ

第五十六条ノ二 総噸数九百五十噸以上ノケーブタウン協定適用船ノ機関区域内ノ騒音ガ管海官庁ノ指定スル値ヲ超エル場合ニハ当該船舶ノ構造、航海ノ態様等ヲ考慮シ管海官庁ノ適当ト認ムル防音等ノ為ノ措置ヲ講ズベシ

第六十八条 第二種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)、第三種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)又ハケーブタウン協定適用船ニハ従業場所ノ海図其ノ他予定サレタル航海ニ必要ナル航海用刊行物ヲ備フベシ但シ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル電子海図情報表示装置其ノ他電子航海用刊行物情報表示装置ヲ備フル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九条ノ二 第二種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)、第三種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)又ハケーブタウン協定適用船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「標準磁気コンパス」及予備ノ羅盆ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ予備ノ羅盆ノ備付ヲ省略スルコトヲ得

第六十九条ノ三 第二種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)、第三種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)又ハケーブタウン協定適用船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「方位測定コンパス装置」ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九条ノ四 第一種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)ニハ羅針儀ヲ備フベシ

第六十九条ノ四ノ二 総噸数九百五十噸未満ノケーブタウン協定適用船ニハ水深ヲ測定シ得ル装置ヲ備フベシ

第三章の二 防火構造

7|| 8|| (略)

第五十二条 (略)

(新設)

(新設)

第六十八条 第二種漁船又ハ第三種漁船ニハ従業場所ノ海図其ノ他予定サレタル航海ニ必要ナル航海用刊行物ヲ備フベシ但シ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル電子海図情報表示装置其ノ他電子航海用刊行物情報表示装置ヲ備フル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九条ノ二 第二種漁船又ハ第三種漁船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「標準磁気コンパス」及予備ノ羅盆ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ予備ノ羅盆ノ備付ヲ省略スルコトヲ得

第六十九条ノ三 第二種漁船又ハ第三種漁船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「方位測定コンパス装置」ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九条ノ四 第一種漁船ニハ羅針儀ヲ備フベシ

(新設)

(新設)

(構造)

**第六十九条の六** 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウ  
ン協定適用船の船体、船楼、構造隔壁、甲板及び甲板室は、不燃性材  
料で造られたものでなければならない。

(B級仕切りの隔壁)

**第六十九条の七**

総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウ  
ン協定適用船の居住区域等から通路を区分するB級仕切りでなければ  
ならない隔壁は、甲板から他の甲板まで達するものでなければならな  
い。ただし、連続B級天井張りが当該隔壁の両側に施されている場合  
には、当該隔壁は当該連続B級天井張りでとどめることができる。

(階段及び昇降機の保護)

**第六十九条の八**

総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウ  
ン協定適用船の居住区域等内の階段は、鋼又は鋼と同等の材料のもの  
でなければならない。

2 前項の階段は、B級仕切りで形成する階段囲壁の内部に設けなけれ  
ばならない。

3 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウ  
ン協定適用船の居住区域及び業務区域内の昇降機は、鋼又は鋼と同等の材料で形成  
するトランクの内部に設けなければならない。

4 前項のトランクには、通風及び煙の通過を制御することができるよ  
うに閉鎖装置を備え付けなければならない。

(可燃性材料の使用制限)

**第六十九条の九**

総トン数二千トン以上のケーブタウ  
ン協定適用船の居住区域又は業務区域においては、不燃性の隔壁、天井張り又は内張り  
に施された化粧張りの厚さは、告示で定める厚さを超えてはならない。

(船舶防火構造規則の規定の準用)

**第六十九条の十**

船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)  
第十条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第三項、第十四条第一  
項及び第二項、第十八条(第三項第二号を除く)、第十九条第一項、  
第二十二條第一項及び第五項、第二十七條の七第二項及び第三項、第  
二十七條の八(第一項第四号を除く)、第二十七條の十第一項、第三  
項、第六項及び第七項並びに第五十七條第一項の規定は、総トン数

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船について準用する。

2 船舶防火構造規則第八条、第十条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第二項、第十七条、第十八条（第三項第二号を除く）、第十九条第一項及び第二項、第二十二条第一項及び第三項から第五項まで、第二十七条の三、第二十七条の五第三項、第二十七条の六（第三項を除く）、第二十七条の七（第一項を除く）、第二十七条の八（第一項第四号を除く）、第二十七条の九、第二十七条の十第一項から第三項まで、第六項及び第七項並びに第五十七条第一項の規定は、総トン数二千トン以上のケーブタウン協定適用船について準用する。この場合において、同令第二十七条の七第四項中「第二十七条の四第一項」とあるのは「漁船特殊規程第六十九条の十第二項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

別表（第六十六条関係）

属具名称	数量	摘要
(略) 国際信号旗	(略) 一組（総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船以外の船舶であつて、総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船は、NC二旗）	(略) 総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船以外の船舶であつて、総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船には、備え付けることを要しない。
国際海事機関が採択した国際信号書	(略)	(略)

別表（第六十六条関係）

属具名称	数量	摘要
(略) 国際信号旗	(略) 一組（総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船にあつては、NC二旗）	(略) 総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船には、備え付けることを要しない。
国際海事機関が採択した国際信号書	(略)	(略)

信号灯 (略)

一 (略)

二 ケーブタウン協定適用船以外の船舶であつて、国際航海に従事する総トン数一五〇トン未満の漁船、国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン未満の漁船、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶(同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。)、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船には、備え付けることを要しない。

信号灯 (略)

一 (略)

二 国際航海に従事する総トン数一五〇トン未満の漁船、国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン未満の漁船、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶(同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。)、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船には、備え付けることを要しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケーブタウン協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、施行日前に建造に着手されたもの)であつて施行日から三年を経過する日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(次項及び第三項において「現存船」という。)については、改正後の漁船特殊規程の規定(第五十一条の四の三、第五十一条の四の四第二項、第六十六條別表、第六十八條及び第六十九條ノ二から第六十九條ノ四ノ二までの規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

2 現存船にあつては、施行日前においても改正後の漁船特殊規程の規定の定めるところにより施設し、及びこれに係る船舶安全法第五条第一項に規定する検査を受けることができる。

3 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第一項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

○国土交通省令第八号（三月十日）

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（総トン数）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、この省令の規定をケーブタウン協定適用船（第二条第七項のケーブタウン協定適用船をいう。）に適用する場合における総トン数は、トン教法第四条第一項の国際総トン数とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・6（略）</p> <p>7 この省令において「ケーブタウン協定適用船」とは、船舶安全法施行規則第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶をいう。</p> <p>（船橋からの視界等）</p> <p>第百十五条の二十三の三 全長五五メートル以上の船舶、ロールオン・ロールオフ旅客船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船は、船橋において、告示で定める要件に適合するものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 全長五五メートル以上の船舶、極海域航行船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船の船橋に設ける窓は、告示で定める</p>	<p>（総トン数）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・6（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・6（略）</p> <p>（船橋からの視界等）</p> <p>第百十五条の二十三の三 ロールオン・ロールオフ旅客船及び全長五五メートル以上の船舶は、船橋において、告示で定める要件に適合する視界を有するものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 極海域航行船及び全長五五メートル以上の船舶の船橋に設ける窓は、告示で定める要件に適合するものでなければならぬ。ただし、</p>

要件に適合するものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

(非常照明装置)

**第二百二十二条の六** 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船の次に掲げる場所には、電源等について告示で定める要件に適合する非常照明装置を設けなければならない。

一～五 (略)

(航海用レーダー)

**第二百四十六条の十二** 総トン数三〇〇トン以上の船舶、旅客船及び船の長さ(船舶のトン数の測定に関する法律施行規則(昭和五十六年運輸省令第四十七号)第一条第二項第二号の船の長さをいう。)が三五メートル以上のケープタウン協定適用船には、機能等について告示で定める要件に適合する航海用レーダー(総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶にあつては、独立に、かつ、同時に操作できる二の航海用レーダー)を備えなければならない。ただし、国際航海に従事しない旅客船であつて総トン数一五〇トン未満のもの及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 (略)

(ジャイロコンパス)

**第二百四十六条の二十** 総トン数五〇〇トン以上の船舶(平水区域を航行区域とするもの及び極海域航行船を除く。)及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船には、機能等について告示で定める要件に適合するジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備えなければならない。

2 (略)

3 総トン数五〇〇トン以上の外洋航行船(限定近海貨物船を除く。)及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船には、操舵機室にジャイロ・レピータを備えなければならない。

(命令伝達装置)

**第二百四十六条の四十** 国際航海に従事する船舶及び総トン数九五〇トン

管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

(非常照明装置)

**第二百二十二条の六** 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船及び係留船の次に掲げる場所には、電源等について告示で定める要件に適合する非常照明装置を設けなければならない。

一～五 (略)

(航海用レーダー)

**第二百四十六条の十二** 船舶(総トン数三〇〇トン未満の船舶であつて旅客船以外のものを除く。)には、機能等について告示で定める要件に適合する航海用レーダー(総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶にあつては、独立に、かつ、同時に操作できる二の航海用レーダー)を備えなければならない。ただし、国際航海に従事しない旅客船であつて総トン数一五〇トン未満のもの及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 (略)

(ジャイロコンパス)

**第二百四十六条の二十** 総トン数五〇〇トン以上の船舶(平水区域を航行区域とするもの及び極海域航行船を除く。)には、機能等について告示で定める要件に適合するジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備えなければならない。

2 (略)

3 総トン数五〇〇トン以上の外洋航行船(限定近海貨物船を除く。)には、操舵機室にジャイロ・レピータを備えなければならない。

(命令伝達装置)

**第二百四十六条の四十** 国際航海に従事する船舶には、船橋から当該船舶

以上のケーブタウン協定適用船には、船橋から当該船舶の速力及び推進方向を通常制御する場所（次項において「通常制御場所」という。）に命令を伝達する二の装置を備えなければならない。この場合において、そのうちの二はエンジン・テレグラフでなければならぬ。

2 (略)

第二百四十六條の四十一 (機関部職員の呼出装置)

第二百四十六條の四十一 国際航海に従事する船舶及び総トン数三〇〇トン以上のケーブタウン協定適用船には、主機を制御する場所において操作することができる機関部の船舶職員を呼び出すための装置を備えなければならない。

第二百四十六條の四十三 (舵角指示器等)

第二百四十六條の四十三 総トン数五〇〇トン以上の船舶、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン未満の旅客船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船には、舵角指示器、プロペラの回転数及び回転方向（可変ピッチプロペラにあつては、そのピッチ）並びに推力を表示する表示器並びにサイドスラストを有するものにあつてはその運転状態を表示する表示器であつて、その制御系統等について告示で定める要件に適合するものを備えなければならない。

(主電源)

第八十三條の二 次に掲げる船舶の主電源は、二組以上の発電設備により構成され、かつ、そのうちの二組が故障した場合においても、前条の電気利用設備のうち管海官庁が指定するものに対し十分に給電することができるものでなければならない。

一 (四) (略)

五 (新設) 総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船

六 主電源を構成する発電設備は、外洋航行船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船にあつては第一号、第二号及び第四号（限定近海貨物船にあつては第一号）に掲げる要件に、機関区域無人化船にあつては第二号から第五号までに掲げる要件にそれぞれ適合するものでなければならない。

一 (五) (略)

の速力及び推進方向を通常制御する場所（次項において「通常制御場所」という。）に命令を伝達する二の装置を備えなければならない。この場合において、そのうちの二はエンジン・テレグラフでなければならぬ。

2 (略)

第二百四十六條の四十一 (機関部職員の呼出装置)

第二百四十六條の四十一 国際航海に従事する船舶には、主機を制御する場所において操作することができる機関部の船舶職員を呼び出すための装置を備えなければならない。

第二百四十六條の四十三 (舵角指示器等)

第二百四十六條の四十三 総トン数五〇〇トン以上の船舶及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン未満の旅客船には、舵角指示器、プロペラの回転数及び回転方向（可変ピッチプロペラにあつては、そのピッチ）並びに推力を表示する表示器並びにサイドスラストを有するものにあつてはその運転状態を表示する表示器であつて、その制御系統等について告示で定める要件に適合するものを備えなければならない。

(主電源)

第八十三條の二 次に掲げる船舶の主電源は、二組以上の発電設備により構成され、かつ、そのうちの二組が故障した場合においても、前条の電気利用設備のうち管海官庁が指定するものに対し十分に給電することができるものでなければならない。

一 (四) (略)

(新設)

五 (新設) 第一号、第二号及び前号に掲げる船舶以外の機関区域無人化船

六 主電源を構成する発電設備は、外洋航行船にあつては第一号、第二号及び第四号（限定近海貨物船にあつては第一号）に掲げる要件に、機関区域無人化船にあつては第二号から第五号までに掲げる要件にそれぞれ適合するものでなければならない。

一 (五) (略)



(電路の布設)

**第二百五十八条** 外洋航行船(限定近海貨物船を除く。)及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船にあつては、電路は、ケーブタウンの難燃性を損なわないように布設しなければならない。

(外洋航行船等における配線)

**第二百六十条** 外洋航行船(限定近海貨物船を除く。)及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船にあつては、安全上必要な動力設備、照明設備、船内通信設備及び信号設備(以下この条及び次条において「動力設備等」という。)に給電するための電路は、調理室、特定機関区域内の閉囲された場所その他の火災の危険が多い閉囲された場所に配置してはならない。ただし、当該場所に設ける安全上必要な動力設備等に給電するための電路については、この限りでない。

2・3 (略)

(主照明装置)

**第二百六十八条の二** (略)

2 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、総トン数九五〇トン以上のケーブタウン適用船(外洋航行船を除く。)に備え付ける主照明装置について準用する。

(電動操舵装置及び電動油圧操舵装置)

**第二百八十五条** (略)

2 外洋航行船及び総トン数三、〇〇〇トン以上のケーブタウン協定適用船の電動操舵装置及び電動油圧操舵装置の電動機に給電する電路は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 四 (略)

3 (略)

4 前項の給電回路に過負荷電流を遮断するヒューズ等をつける場合は、当該ヒューズ等は、保護する電動機の全負荷電流の二倍未満の電流に対しては作動しないものでなければならない。ただし、総トン数一、六〇〇トン未満の船舶(総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)の補助操舵装置の電動機であつて通常は他の用途に使用されているものの給電回路には、当該電動機の全負荷電流の二倍未満の電流で作動するものを設けてもよい。

(電路の布設)

**第二百五十八条** 外洋航行船(限定近海貨物船を除く。)にあつては、電路は、ケーブタウンの難燃性を損なわないように布設しなければならない。

(外洋航行船における配線)

**第二百六十条** 外洋航行船(限定近海貨物船を除く。)にあつては、安全上必要な動力設備、照明設備、船内通信設備及び信号設備(以下この条及び次条において「動力設備等」という。)に給電するための電路は、調理室、特定機関区域内の閉囲された場所その他の火災の危険が多い閉囲された場所に配置してはならない。ただし、当該場所に設ける安全上必要な動力設備等に給電するための電路については、この限りでない。

2・3 (略)

(主照明装置)

**第二百六十八条の二** (略)

(新設)

(電動操舵装置及び電動油圧操舵装置)

**第二百八十五条** (略)

2 外洋航行船の電動操舵装置及び電動油圧操舵装置の電動機に給電する電路は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 四 (略)

3 (略)

4 前項の給電回路に過負荷電流を遮断するヒューズ等をつける場合は、当該ヒューズ等は、保護する電動機の全負荷電流の二倍未満の電流に対しては作動しないものでなければならない。ただし、総トン数一、六〇〇トン未満の船舶の補助操舵装置の電動機であつて通常は他の用途に使用されているものの給電回路には、当該電動機の全負荷電流の二倍未満の電流で作動するものを設けてもよい。

## 5 (略)

(自動スプリングラ装置)

**第二百八十九条** 船舶消防設備規則第五条第七号に掲げる自動スプリングラ装置であつて電気式のもの、常用の電源のほか予備の独立の電源からも給電することができるものでなければならぬ。この場合において、外洋航行船(限定近海貨物船を除く)、係留船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船のスプリングラ・ポンプの常用の電源は、主電源でなければならぬ。

## 2 (略)

(電気放熱器)

**第二百九十四条** 国際航海に従事する船舶(総トン数五〇〇トン未満の船舶であつて旅客船以外のもの及び総トン数五〇〇トン以上の漁船を除く)、国際航海に従事しない旅客船又は総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船に備え付ける電気放熱器は、固定しなければならぬ。この場合において、当該電気放熱器は、衣服、カーテンその他の類似の材料をこがし、又は燃えさせるおそれがある状態で露出している放熱線が取り付けられているものであつてはならぬ。

**第三百条** 外洋航行船(国際航海に従事する旅客船を除く)、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船には、次の各号のいずれかの非常電源であつて独立のものを備えなければならぬ。

一・二 (略)

## 2~6 (略)

**第三百一条の二** 外洋航行船(国際航海に従事する旅客船を除く)、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船に備える非常電源が発電機である場合は、当該船舶には、臨時の非常電源として蓄電池を備えなければならない。ただし、当該発電機が第二百九十九条第一項第二号に掲げる要件にも適合するものである場合は、この限りでない。

## 2・3 (略)

## 5 (略)

(自動スプリングラ装置)

**第二百八十九条** 船舶消防設備規則第五条第七号に掲げる自動スプリングラ装置であつて電気式のもの、常用の電源のほか予備の独立の電源からも給電することができるものでなければならぬ。この場合において、外洋航行船(限定近海貨物船を除く)及び係留船のスプリングラ・ポンプの常用の電源は、主電源でなければならぬ。

## 2 (略)

(電気放熱器)

**第二百九十四条** 国際航海に従事する船舶(総トン数五〇〇トン未満の船舶であつて旅客船以外のもの及び総トン数五〇〇トン以上の漁船を除く)又は国際航海に従事しない旅客船に備え付ける電気放熱器は、固定しなければならぬ。この場合において、当該電気放熱器は、衣服、カーテンその他の類似の材料をこがし、又は燃えさせるおそれがある状態で露出している放熱線が取り付けられているものであつてはならぬ。

**第三百条** 外洋航行船(国際航海に従事する旅客船を除く)、内航ロールオン・ロールオフ旅客船及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船には、次の各号のいずれかの非常電源であつて独立のものを備えなければならぬ。

一・二 (略)

## 2~6 (略)

**第三百一条の二** 外洋航行船(国際航海に従事する旅客船を除く)、内航ロールオン・ロールオフ旅客船及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船に備える非常電源が発電機である場合は、当該船舶には、臨時の非常電源として蓄電池を備えなければならない。ただし、当該発電機が第二百九十九条第一項第二号に掲げる要件にも適合するものである場合は、この限りでない。

## 2・3 (略)

<p>(非常配電盤)</p> <p><b>第三百二条</b> 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船に備える非常電源及び臨時の非常電源を制御する非常配電盤は、非常電源にできる限り近接した場所に備えなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(非常電源等の配置)</p> <p><b>第三百二条の二</b> 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船に備える非常電源、臨時の非常電源及び非常配電盤は、次に掲げる要件に適合する場所に配置しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(非常配電盤)</p> <p><b>第三百二条</b> 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船に備える非常電源及び臨時の非常電源を制御する非常配電盤は、非常電源にできる限り近接した場所に備えなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(非常電源等の配置)</p> <p><b>第三百二条の二</b> 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船に備える非常電源、臨時の非常電源及び非常配電盤は、次に掲げる要件に適合する場所に配置しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p>				
<p>(船舶復原性規則の一部改正)</p> <p><b>第二条</b> 船舶復原性規則(昭和三十一年運輸省令第七十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="414 162 461 805">改正後</td> <td data-bbox="185 162 414 805"> <p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> (略)</p> <p>2 この省令において「漁船」とは、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第二項第一号の船舶及び同項第二号の船舶(同令第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶に限る。)をいう。</p> <p>3～8 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 805 461 1452">改正前</td> <td data-bbox="185 805 414 1452"> <p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> (略)</p> <p>2 この省令において「漁船」とは、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第二項第一号の船舶をいう。</p> <p>3～8 (略)</p> </td> </tr> </table>	改正後	<p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> (略)</p> <p>2 この省令において「漁船」とは、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第二項第一号の船舶及び同項第二号の船舶(同令第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶に限る。)をいう。</p> <p>3～8 (略)</p>	改正前	<p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> (略)</p> <p>2 この省令において「漁船」とは、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第二項第一号の船舶をいう。</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>(船舶復原性規則の一部改正)</p> <p><b>第二条</b> 船舶復原性規則(昭和三十一年運輸省令第七十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう</p>
改正後	<p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> (略)</p> <p>2 この省令において「漁船」とは、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第二項第一号の船舶及び同項第二号の船舶(同令第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶に限る。)をいう。</p> <p>3～8 (略)</p>				
改正前	<p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> (略)</p> <p>2 この省令において「漁船」とは、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第二項第一号の船舶をいう。</p> <p>3～8 (略)</p>				

第三條 (船舶安全法施行規則の一部改正)

第三條 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
区分	種類	区分	種類
(略)	第二種中間検査	(略)	第二種中間検査
四 国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の船舶(前三号及び第六号上欄に掲げる船舶並びに第一条第二項第一号の船舶を除く。)	定期検査又は第三種中間検査に合格した日からその日から起算して三十六ヶ月を経過する日までの間	四 国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の船舶(前三号上欄に掲げる船舶及び第一条第二項第一号の船舶を除く。)	定期検査又は第三種中間検査に合格した日からその日から起算して三十六ヶ月を経過する日までの間
五 潜水設備を有する船舶(前各号上欄に掲げる船舶を除く。)	第一種中間検査	五 潜水設備を有する船舶(前各号上欄に掲げる船舶を除く。)	第一種中間検査
第二種中間検査(潜水設備に係る)	検査基準日の前後三月以内(ただし、その時期に第一種中間検査を受ける場合を	第二種中間検査(潜水設備に係る)	検査基準日の前後三月以内(ただし、その時期に第一種中間検査を受ける場合を
<p>(中間検査)                  第十八条(略)                  2 法第十条第一項ただし書に規定する船舶以外の船舶の中間検査の時期は、次表のとおりとする。ただし、第四十六条の二第二項又は第三項の規定により船舶検査証書の有効期間が延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期(第三種中間検査の時期を除く。)を除く。</p>		<p>(中間検査)                  第十八条(略)                  2 法第十条第一項ただし書に規定する船舶以外の船舶の中間検査の時期は、次表のとおりとする。ただし、第四十六条の二第二項又は第三項の規定により船舶検査証書の有効期間が延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期(第三種中間検査の時期を除く。)を除く。</p>	

<p>六 第一条第二項第一号及び第二号の船舶(同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。)であつて総トン数(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。)第四条第一項の国際総トン数をいう。)三百トン以上の漁船</p>	<p>ものに限る。</p>	<p>除く。</p> <p>船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十六月を経過する日までの間</p>	
<p>七(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>3~6 (略)</p> <p>7 前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した次表第一欄に掲げる船舶の次回以降の中間検査の時期についての第二項又は第四項の規定の適用については、同表第二欄に掲げる規定中同表第三欄に掲げる字句は、同表第四欄に掲げる字句とする。</p>			
<p>(略)</p> <p>第二項の表 第六号上欄 に掲げる船</p>	<p>第二項の表 第六号 下欄</p>	<p>船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十六月を経過する日までの間</p>	<p>時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十六月を経過する日</p>
<p>第二項の表 第七号上欄</p>	<p>第二項の表 第七号</p>	<p>船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月</p>	<p>時期を繰り上げて受けた第一種中間検査</p>

<p>六(略)</p>	<p>ものに限る。</p>	<p>除く。</p>	
<p>備考(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>3~6 (略)</p> <p>7 前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した次表第一欄に掲げる船舶の次回以降の中間検査の時期についての第二項又は第四項の規定の適用については、同表第二欄に掲げる規定中同表第三欄に掲げる字句は、同表第四欄に掲げる字句とする。</p>			
<p>(略)</p> <p>第二項の表 第六号上欄 に掲げる船</p>	<p>第二項の表 第六号 下欄</p>	<p>船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間</p>	<p>時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十九月を経過する日</p>

に掲げる船	下欄	月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	に合格した日から起算して三十九月を経過する日
-------	----	-------------------------	------------------------

(臨時検査)

第十九条 (略)

2 (略)

3 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一〜三 (略)

三の二 国際航海に従事する総トン数(トン数法第四条第一項の国際総トン数をいう。以下この条及び第六十五条第二項において同じ。)四百トン以上の船舶について、被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて船舶への生物の付着を抑制し又は防止する方法(以下「防汚方法」という。)の変更又はこれらの被覆、塗料、表面処理若しくは装置の更新をしようとするとき。ただし、当該変更又は更新をしようとする面積が小さいことその他の告示で定める要件に適合する場合にあつては、この限りでない。

四〜十三 (略)

4〜6 (略)

(船舶検査証書の有効期間の延長)

第四十六条の二 法第十条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 国際航海に従事する船舶(原子力船、高速船(第十八条第二項の表備考第一号に規定する高速船をいう。以下この項において同じ。)並びに第四号及び第五号の船舶を除く。)が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

二・三 (略)

四 第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶が、船舶検査証書の

--	--	--	--

(臨時検査)

第十九条 (略)

2 (略)

3 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一〜三 (略)

三の二 国際航海に従事する総トン数(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。)第四条第一項の国際総トン数をいう。以下この条及び第六十五条第二項において同じ。)四百トン以上の船舶について、被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて船舶への生物の付着を抑制し又は防止する方法(以下「防汚方法」という。)の変更又はこれらの被覆、塗料、表面処理若しくは装置の更新をしようとするとき。ただし、当該変更又は更新をしようとする面積が小さいことその他の告示で定める要件に適合する場合にあつては、この限りでない。

四〜十三 (略)

4〜6 (略)

(船舶検査証書の有効期間の延長)

第四十六条の二 法第十条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 国際航海に従事する船舶(原子力船、高速船(第十八条第二項の表備考第一号に規定する高速船をいう。以下この項において同じ。)及び第四号の船舶を除く。)が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

二・三 (略)

(新設)



有効期間が満了する時において、定期検査等を受ける予定の港に向け航海中となること。

五 国際航海に従事する船舶（原子力船、高速船及び前号の船舶を除く。）であつて航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものが、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

六 国際航海に従事しない船舶（原子力船、高速船及び第四号の船舶を除く。）が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

2 前項第一号から第四号までに掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月（同項第二号及び第三号に掲げる事由がある船舶にあつては一月）を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を当該船舶検査証書の有効期間が満了する日とする。

3 第一項第五号及び第六号に掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。

4 6 (略)  
(報告等)

第五十条の二 船長又は船舶所有者は、船舶に事故が発生し、又は欠陥が発見された場合であつて当該船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、速やかに管海官庁当該船舶が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書及び千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリス議定書の規定の実施に関する二十二年のケープタウン協定の締約国である外国にある場合にあつては、管海官庁、当該国の政府及び当該国の最寄りの日本の領事官）に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する管海官庁又は日本の領事官に対する報告に

四 国際航海に従事する船舶（原子力船及び高速船を除く。）であつて航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものが、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

五 国際航海に従事しない船舶（原子力船及び高速船を除く。）が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

2 前項第一号から第三号までに掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月（同項第二号及び第三号に掲げる事由がある船舶にあつては一月）を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を当該船舶検査証書の有効期間が満了する日とする。

3 第一項第四号及び第五号に掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。

4 6 (略)  
(報告等)

第五十条の二 船長又は船舶所有者は、船舶に事故が発生し、又は欠陥が発見された場合であつて当該船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、速やかに管海官庁当該船舶が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締約国である外国にある場合にあつては、管海官庁、当該国の政府及び当該国の最寄りの日本の領事官）に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する管海官庁又は日本の領事官に対する報告については、当該管海官庁又は当該日本の領事官に対し、船員法（昭和二十二年法律第百号）第十九条の規定に基づく報告を行った場合は、それぞれこれを省略すること

ついでには、当該管海官庁又は当該日本の領事官に対し、船員法（昭和二十二年法律第百号）第十九条の規定に基づく報告を行った場合は、それぞれこれを省略することができる。

2 (略)

ができる。

2 (略)

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第四条

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7  この省令において「ケープタウン協定」とは、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二十二年のケープタウン協定をいう。</p> <p>8  (略)</p> <p>9  この省令において「貨物船」とは、旅客船並びに船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の船舶及び同項第二号の船舶（同令第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶（以下「ケープタウン協定適用船」という。）に限る。）以外の船舶をいう。</p> <p>10  (略)</p> <p>11  (略)</p> <p>16  この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、免除証書、高速船安全証書、高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書、</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7  (略)</p> <p>8  この省令において「貨物船」とは、旅客船及び船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の船舶以外の船舶をいう。</p> <p>9  (略)</p> <p>14  (略)</p> <p>15  この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、免除証書、高速船安全証書、高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書及び国際防汚方法証書</p>



国際漁船安全証書及び国際漁船免除証書をいう。

17) 19) (略)

(交付)

第二条 (略)

2 管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶、船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする間のみ国際航海をするもの及び前項第八号に掲げる船舶を除く。）であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、それぞれ当該各号に掲げる場合には、その者の申請により免除証書（第六号様式）を交付するものとする。

一 旅客船又は総トン数五百トン以上の貨物船 船舶設備規程、漁船特殊規程（昭和九年通信省・農林省令）、船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）、船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）又は船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）の定めるところにより条約証書（国際満載喫水線証書及び国際満載喫水線免除証書を除く。）に係る要件の一部又は全部を免除されたとき。

二 (略)

3) 6) (略)

7 管海官庁は、ケープタウン協定適用船の所有者に対し、その者の申請により国際漁船安全証書（第八号の三様式）を交付するものとする。

8 管海官庁は、ケープタウン協定適用船であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、その者の申請により国際漁船免除証書（第八号の四様式）を交付するものとする。

一 臨時航行許可証の交付を受け、又は船舶安全法施行規則第四条第一項第一号若しくは第六号の許可を受けた船舶

二 船舶設備規程、漁船特殊規程、船舶区画規程、船舶復原性規則（昭和三十一年運輸省令第七十六号）、船舶安全法施行規則、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則、船舶防火構造規則、船舶機関規則又は船舶構造規則の定めるところにより国際漁船安全証書に係る要件の一部又は全部を免除された船舶

をいう。

16) 18) (略)

(交付)

第二条 (略)

2 管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶、船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする間のみ国際航海をするもの及び前項第八号に掲げる船舶を除く。）であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、それぞれ当該各号に掲げる場合には、その者の申請により免除証書（第六号様式）を交付するものとする。

一 旅客船又は総トン数五百トン以上の貨物船 船舶設備規程、漁船特殊規程（昭和九年通信省・農林省令）、船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）、船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）又は船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の定めるところにより条約証書（国際満載喫水線証書及び国際満載喫水線免除証書を除く。）に係る要件の一部又は全部を免除されたとき。

二 (略)

3) 6) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

## 9II (略)

(交付申請)

**第三条** 条約証書の交付を受けようとする者は、条約証書交付等申請書(第九号様式)に次に掲げる書類を添えて管海官庁に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第十四条の免許状の写し又は同法第六十条の無線検査簿(旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書又は国際漁船安全証書の交付を受ける場合に限る。)

(有効期間)

**第四条** 次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一・二 (略)

三 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書、極海域航行船舶証書(旅客船に係るものを除く)、国際満載喫水線証書並びに国際漁船安全証書、船舶検査証書の有効期間が満了する日

2 次の各号に掲げる免除証書、国際満載喫水線免除証書及び国際漁船免除証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一 (略)

二 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書又は貨物船安全証書に係る要件の一部又は全部を免除する免除証書、国際満載喫水線免除証書及び国際漁船免除証書、船舶検査証書の有効期間が満了する日

3・4 (略)

(条約証書の提示等)

**第六条** 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証

## 7II (略)

(交付申請)

**第三条** 条約証書の交付を受けようとする者は、条約証書交付等申請書(第九号様式)に次に掲げる書類を添えて管海官庁に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第十四条の免許状の写し又は同法第六十条の無線検査簿(旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書又は高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書の交付を受ける場合に限る。)

(有効期間)

**第四条** 次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一・二 (略)

三 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書、極海域航行船舶証書(旅客船に係るものを除く。)並びに国際満載喫水線証書、船舶検査証書の有効期間が満了する日

2 次の各号に掲げる免除証書及び国際満載喫水線免除証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一 (略)

二 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書又は貨物船安全証書に係る要件の一部又は全部を免除する免除証書及び国際満載喫水線免除証書、船舶検査証書の有効期間が満了する日

3・4 (略)

(条約証書の提示等)

**第六条** 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証

書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書を受有する船舶の所有者は、中間検査（国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者については、定期検査、中間検査又は臨時検査）を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書、国際漁船安全証書又は国際漁船免除証書を管海官庁に提示しなければならない。

2 管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）し、同項の免除証書又は国際漁船免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

3 船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書を受有する船舶が同条の船舶が同条の検査（中間検査に相当する検査（国際防汚方法証書を受有する同条の船舶にあつては、定期検査、中間検査又は臨時検査に相当する検査）に限る。）に合格した場合は、貨物船安全構造

書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者は、中間検査（国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者については、定期検査、中間検査又は臨時検査）を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を管海官庁に提示しなければならない。

2 管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）し、同項の免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

3 船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を受有する船舶が同条の船舶が同条の検査（中間検査に相当する検査（国際防汚方法証書を受有する同条の船舶にあつては、定期検査、中間検査又は臨時検査に相当する検査）に限る。）に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備

証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）するものとする。

#### （証書発給船級協会が交付する条約証書）

**第十二条** 証書発給船級協会は、国土交通大臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚方法の検査を受けたものについては国際防汚方法証書を、ケーブタウン協定適用船については国際漁船安全証書を交付することができる。

2 前項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書並びに国際漁船安全証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3 第一項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに国際漁船安全証書に関しては、第二条第一項、第三項、第五項、第六項、第七項及び第九項、第三条、第七條第一項、第八条並びに第九条の規定中「管海官庁」とあるのは「証書発給船級協会」と読み替えるものとする。

4 前項において読み替えて準用する第二条第一項に規定する貨物船安

証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）するものとする。

#### （証書発給船級協会が交付する条約証書）

**第十二条** 証書発給船級協会は、国土交通大臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚方法の検査を受けたものについては国際防汚方法証書を交付することができる。

2 前項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書並びに国際満載喫水線証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3 第一項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書並びに国際防汚方法証書に関しては、第二条第一項、第三項、第五項、第六項及び第七項、第三条、第七條第一項、第八条並びに第九条の規定中「管海官庁」とあるのは「証書発給船級協会」と読み替えるものとする。

4 前項において読み替えて準用する第二条第一項に規定する貨物船安

全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書、同条第七項に規定する国際漁船安全証書並びに第三条に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書、国際漁船安全証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。

(外国政府が発行する条約証書)

**第十三条** 安全条約、安全条約議定書、国際満載喫水線条約、国際満載喫水線条約議定書、有害防汚方法規制条約又はケープタウン協定に加盟している外国の政府が発行する条約証書（国際満載喫水線免除証書及び国際液体化学薬品ばら積船適合証書を除く。以下次条において同じ。）の交付を受けようとする場合には、最寄りの日本の領事館を通じて申請しなければならない。

2・3 (略)

(外国船舶に対する条約証書の交付)

**第十四条** 管海官庁は、安全条約、安全条約議定書、国際満載喫水線条約、国際満載喫水線条約議定書、有害防汚方法規制条約又はケープタウン協定に加盟している外国の政府の要請があつた場合には、当該国に登録された船舶に対しても条約証書を交付することができる。この場合において、当該条約証書には、当該国政府の要請に基づいて発行した旨を記載するものとする。

2 (略)

全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書並びに第三条に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。

(外国政府が発行する条約証書)

**第十三条** 安全条約、安全条約議定書、国際満載喫水線条約、国際満載喫水線条約議定書又は有害防汚方法規制条約に加盟している外国の政府が発行する条約証書（国際満載喫水線免除証書及び国際液体化学薬品ばら積船適合証書を除く。以下次条において同じ。）の交付を受けようとする場合には、最寄りの日本の領事館を通じて申請しなければならない。

2・3 (略)

(外国船舶に対する条約証書の交付)

**第十四条** 管海官庁は、安全条約、安全条約議定書、国際満載喫水線条約、国際満載喫水線条約議定書又は有害防汚方法規制条約に加盟している外国の政府の要請があつた場合には、当該国に登録された船舶に対しても条約証書を交付することができる。この場合において、当該条約証書には、当該国政府の要請に基づいて発行した旨を記載するものとする。

2 (略)



(船舶防火構造規則の一部改正)  
**第五条** 船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(総トン数)  <b>第一条の二 (略)</b>            2 前項の規定にかかわらず、この省令を船舶安全法施行規則第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶に適用する場合における総トン数は、船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第四条第一項の国際総トン数とする。            (適用)  <b>第二十七条の二の二</b> この章の規定は、次に掲げる船舶以外の船舶(以下「貨物船」という。)であつて、国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものうち、総トン数五〇〇トン以上のものに適用する。ただし、限定近海船にあつては、次条、第二十七条の四第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の九並びに第二十七条の十(第六項を除く。)の規定は、適用しない。            一〜四 (略)            五 漁船(船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の船舶及び同項第二号の船舶(同令第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶であつて総トン数九五〇トン以上のもの)に限る。以下同じ。)</p>	<p>(総トン数)  <b>第一条の二 (略)</b>            (新規)  <b>第一条の二 (略)</b>            (適用)  <b>第二十七条の二の二</b> この章の規定は、次に掲げる船舶以外の船舶(以下「貨物船」という。)であつて、国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものうち、総トン数五〇〇トン以上のものに適用する。ただし、限定近海船にあつては、次条、第二十七条の四第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の九並びに第二十七条の十(第六項を除く。)の規定は、適用しない。            一〜四 (略)            五 漁船(船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の船舶に限る。以下同じ。)</p>

附 則

(施行期日)

**第一条** この省令は、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
 (経過措置)

**第二条** この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、施行日前に建造に着手されたもの)

であつて施行日から三年を経過する日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（以下「現存船」という。）については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程（第百四十六条の十二、第百四十六条の二十及び第百四十六条の四十三の規定を除く。）、第二条の規定による改正後の船舶復原性規則及び第五条の規定による改正後の船舶防火構造規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 現存船にあつては、施行日前においても第一条の規定による改正後の船舶設備規程、第二条の規定による改正後の船舶復原性規則、第三条の規定による改正後の船舶安全法施行規則及び第五条の規定による改正後の船舶防火構造規則の規定の定めるところにより施設し、及びこれに係る船舶安全法第五条第一項に規定する検査を受けることができる。

3 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第一項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

**第三条** 管海官庁は、現存船の所有者の申請に応じ、施行日前においても、第四条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（以下「新証書省令」という。）第八号の三様式による国際漁船安全証書に相当する証書（以下「相当安全証書」という。）を交付することができる。

2 前項の規定により交付した相当安全証書は、施行日の前日までの間に主要な変更又は改造を行ったときを除き、施行日以後は、新証書省令第八号の三様式による国際漁船安全証書とみなす。

3 管海官庁は、現存船の所有者の申請に応じ、施行日前においても、新証書省令第八号の四様式による国際漁船免除証書に相当する証書（以下「相当免除証書」という。）を交付することができる。

4 前項の規定により交付した相当免除証書は、施行日の前日までの間に主要な変更又は改造を行ったときを除き、施行日以後は、新証書省令第八号の四様式による国際漁船免除証書とみなす。

5 新証書省令第三条（第二号に係る部分を除く。）、第七条第一項、第八条、第九条第一項及び第十五条（第一項第一号に係る部分を除く。）の規定は、相当安全証書及び相当免除証書について準用する。この場合において、新証書省令第三条、第七条及び第八条中「条約証書交付等申請書」とあるのは「相当安全証書及び相当免除証書交付等申請書」と、第九号様式中「条約証書交付等申請書」とあるのは「相当安全証書及び相当免除証書交付等申請書」と読み替えるものとする。

○法務省令第六号（三月二十日）

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（船舶登記規則の一部改正）

第六条 船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分が二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（登記事項証明書交付の請求情報等）</p> <p><b>第四十五条</b>〔略〕</p> <p>2 令第三十四条第一項又は第二項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。</p> <p>〔一～三 略〕</p> <p>四 令第三十四条第一項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由</p> <p>五 令第三十四条第二項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、閲覧する附属書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨</p> <p>3 前項第四号の閲覧の請求をするときは、同号の正当な理由を証する書面を提示しなければならない。この場合において、登記官から求めがあったときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。</p> <p>4 第二項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附属書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨を証する書面を提示しなければならない。この場合において、登記官から求めがあったときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。</p>	<p>（登記事項証明書交付の請求情報等）</p> <p><b>第四十五条</b>〔同上〕</p> <p>2 令第三十四条第一項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。</p> <p>〔一～三 同上〕</p> <p>四 令第三十四条第一項の利害関係を有する理由及び閲覧する部分</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>3 前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。</p> <p>〔項を加える。〕</p>



8||7||6||5||  
 [略]  
 [略]  
 [略]

(不動産登記規則の準用)

**第四十九条** 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九号まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九号から第三十三号まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ(6)を除く)、第四十八号から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百零三条、第一百四十六条、第一百四十八号から第一百五十五条まで、第一百六十三条から第一百六十六条まで、第一百六十七条(第一項第三号口及びハを除く)、第一百六十八条(第一項を除く)、第一百六十九条(第一項を除く)、第一百七十条、第一百七十五条、第七十六条(第三項を除く)、第一百七十八条から第八十条まで、第八十一条(第二項第三号を除く)から第八十二条の二まで、第八十三条第一項第二号、第二項及び第四項、第八十四号から第八十八号まで、第八十九号(第一項を除く)、第九十条から第九十二条まで、第九十六号第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八号、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四号並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定(第三十二条第一項、第六十五号第二項第五号イ、第六十八号第一項第五号イ、第六百八十一条第二項、第六百八十四条及び第六百八十五条第一項第一号イを除く)中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

7||6||5||4||  
 [同上]  
 [同上]  
 [同上]

(不動産登記規則の準用)

**第四十九条** 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九号まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九号から第三十三号まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ(6)を除く)、第四十八号から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百零三条、第一百四十六条、第一百四十八号から第一百五十五条まで、第一百六十三条から第一百六十六条まで、第一百六十七条(第一項第三号口及びハを除く)、第一百六十八条(第一項を除く)、第一百六十九条(第一項を除く)、第一百七十条、第一百七十五条、第七十六条(第三項を除く)、第一百七十八条から第八十条まで、第八十一条(第二項第三号を除く)から第八十二条の二まで、第八十三条第一項第二号及び第二項、第八十四号から第八十八号まで、第八十九号(第一項を除く)、第九十条から第九十二条まで、第九十六号第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八号、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四号並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定(第三十二条第一項、第六十五号第二項第五号イ、第六十八号第一項第五号イ、第六百八十一条第二項、第六百八十四条及び第六百八十五条第一項第一号イを除く)中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕 第二百三条第一項	法第百十九条第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項まで	船舶登記令第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条第一項及び第二項
〔略〕		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔同上〕 第二百三条第一項	法第百十九条第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項及び第二項	船舶登記令第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条第一項
〔同上〕		

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

1 (施行期日)

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

2 (経過措置)

この省令の施行前にされた登記の申請については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第百八十三条第四項（他の省令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○政令第七十五号（三月二十七日）

**海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令**

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「それぞれ」を削り、同項第一号中「十七万千六百五十円」を「十七万二千五百五十円」に改め、同項第二号中「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同項第三号中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に改め、同項第四号中「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第十二号（三月二十八日）

港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号及び港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部を改正する告示

（港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部改正）  
 第一条 港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成二十二年海上保安庁告示第九十四号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第二 仕向港での進路を示す記号 (1)～(3) (略)			別表第二 仕向港での進路を示す記号 (1)～(3) (略)		
港名	仕向港での進路	進路を示す記号	港名	仕向港での進路	進路を示す記号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
苫小牧	第1区の開発フェリーふ頭から中央北ふ頭2号岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。 第1区の中央北ふ頭4号岸壁から丸一鋼管岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。	C  N	苫小牧	第1区の開発フェリーふ頭から中央北ふ頭1号東岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。 第1区の中央北ふ頭2号岸壁から丸一鋼管岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。	C  N
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
長崎	(略)	(略)	長崎	(略)	(略)
(略)	第4区三菱重工造船所若しくは大島造船所の係留施設又は公共岸壁に向かって航行する。	4W	(略)	第4区三菱重工造船所の係留施設又は公共岸壁に向かって航行する。	4W
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部改正)  
**第二条** 港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号(平成二十二年海上保安庁告示第九十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		前条の規定による改正後	
別表第二 仕向港での進路を示す記号 (1)～(3) (略)		別表第二 仕向港での進路を示す記号 (1)～(3) (略)	
港名	仕向港での進路	港名	仕向港での進路
(略)	(略)	(略)	(略)
苫小牧	(略)	苫小牧	(略)
	第1区の中央北ふ頭3号岸壁から丸一鋼管岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。		第1区の中央北ふ頭4号岸壁から丸一鋼管岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
(略)	(略)	(略)	(略)
進路を示す記号	N	進路を示す記号	N
(略)	(略)	(略)	(略)

(港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部改正)

**第三条** 港則法施行規則第十二条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号(平成七年海上保安庁告示第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
別表 (1)・(2) (略)		別表 (1)・(2) (略)	
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)
2 苫小牧港	(略)	2 苫小牧港	(略)

信号	信文
2代・C	第1区の開発フェリーふ頭から中央北ふ頭2号岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・N	第1区の中央北ふ頭4号岸壁から丸一鋼管岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
(略)	(略)

3～14 (略)  
15 長崎港

信号	信文
(略)	(略)
2代・4・W	第4区三菱重工造船所若しくは大島造船所の係留施設又は公共岸壁に向かって航行する。

16 (略)

信号	信文
2代・C	第1区の開発フェリーふ頭から中央北ふ頭1号東岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・N	第1区の中央北ふ頭2号岸壁から丸一鋼管岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
(略)	(略)

3～14 (略)  
15 長崎港

信号	信文
(略)	(略)
2代・4・W	第4区三菱重工造船所の係留施設又は公共岸壁に向かって航行する。

16 (略)

(港則法施行規則第十一條第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部改正)

**第四條** 港則法施行規則第十一條第二項の港を航行するときの進路を表示する信号(平成七年海上保安庁告示第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をつれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		前条の規定による改正後	
別表	別表	別表	別表
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
1 (略)	1 (略)	1 (略)	1 (略)
2 苫小牧港	2 苫小牧港	2 苫小牧港	2 苫小牧港
信号	信文	信号	信文
(略)	(略)	(略)	(略)
2代・N	第1区の中央北ふ頭3号岸壁から丸一鋼管岸壁に至る	2代・N	第1区の中央北ふ頭4号岸壁から丸一鋼管岸壁に至る

<p>(略)</p> <p>間の保留施設に向かって航行する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>間の保留施設に向かって航行する。</p> <p>(略)</p>
<p>3～16 (略)</p>	<p>3～16 (略)</p>

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

○政令第九十三号（三月三十日）

**国土交通省組織令の一部を改正する政令**

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十九号中「単に」を削り、「積算基準」の下に、「建設工  
事用機械の整備及び運用」を加え、同項中第三十号を第三十三号とし、第  
二十二号から第二十九号までを三号ずつ繰り下げ、第二十一号を第二十二号  
とし、同号の次に次の二号を加える。

二十三 建設技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに建設技  
術に関する指導及び普及に関すること（他局の所掌に属するものを除  
く）。

二十四 建設工事用機械に関する調査及び統計に関すること。

第三条第一項第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設機械施工  
管理の技術検定に関すること。

第三条第二項中「前項第二十七号から第二十九号まで」を「前項第三十号  
から第三十二号まで」に改める。

第四条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十二号ま  
でを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十一号とし、  
第二十五号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げ、第二十九号及び第三十  
号を削り、第三十一号を第二十七号とし、第三十二号から第四十四号までを  
四号ずつ繰り上げる。

第二十一条第一項中「二十人」を「二十一人」に改める。

**附 則**

この政令は、令和五年四月一日から施行する。



○国土交通省令第十九号（三月三十一日）

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（危険物輸送対策室及び検査監督・登録測定室並びに船舶検査官及び船級協会業務調整官）</p> <p><b>第百三条</b> 検査測定課に、危険物輸送対策室及び検査監督・登録測定室並びに船舶検査官四人及び船級協会業務調整官一人を置く。</p> <p>2 危険物輸送対策室は、船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務（安全政策課並びに検査監督・登録測定室及び船舶検査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 検査監督・登録測定室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 小型船舶検査機構その他の法人の行う船舶の安全の確保に関する検査及び検定並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する検査に属すること（安全政策課並びに船舶検査官及び船級協会業務調整官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、小型船舶検査機構の行う業務に関すること。</p> <p>三 船舶のトン数の測定及び登録に関すること。</p> <p>5 検査監督・登録測定室に、室長を置く。</p> <p>6～9 （略）</p>	<p>（危険物輸送対策室及び登録測定室並びに船舶検査官及び船級協会業務調整官）</p> <p><b>第百三条</b> 検査測定課に、危険物輸送対策室及び登録測定室並びに船舶検査官四人及び船級協会業務調整官一人を置く。</p> <p>2 危険物輸送対策室は、船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務（安全政策課及び船舶検査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 登録測定室は、船舶のトン数の測定及び登録に関する事務をつかさどる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>5 登録測定室に、室長を置く。</p> <p>6～9 （略）</p>

<p>(災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官、広域連携推進官、災害査定官及び港湾保安管理官)</p> <p><b>第百十五条</b> 海岸・防災課に、災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官及び広域連携推進官それぞれ一人、災害査定官十六人(うち十三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする)以内並びに港湾保安管理官三人以内を置く。</p> <p>2～14 (略)</p> <p><b>第百三十九条</b> 削除</p> <p>(企画専門官)</p> <p><b>第百四十条</b> 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百十人以内を置く。</p>	<p>(災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官、広域連携推進官、災害査定官及び港湾保安管理官)</p> <p><b>第百十五条</b> 海岸・防災課に、災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官及び広域連携推進官それぞれ一人、災害査定官八人(うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする)以内並びに港湾保安管理官三人以内を置く。</p> <p>2～14 (略)</p> <p>(政策評価企画官)</p> <p><b>第百三十九条</b> 本省に、政策評価企画官一人を置く。</p> <p>2 政策評価企画官は、命を受けて、政策評価官の職務を助ける。</p> <p>(企画専門官)</p> <p><b>第百四十条</b> 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百一人以内を置く。</p>
---	---

## 附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十四号（三月三十一日）

**地方運輸局組織規則の一部を改正する省令**

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方鉄道再構築推進調整官）</p> <p><b>第十三条の二</b> 北海道運輸局、近畿運輸局及び中国運輸局の鉄道部にそれぞれ地方鉄道再構築推進調整官一人を置く。</p> <p>2 地方鉄道再構築推進調整官は、命を受けて、鉄道部の所掌事務のうち、鉄道に係る交通手段の再構築の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。</p>	<p>（新設）</p>

**附 則**

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十九号（三月三十一日）

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官）</p> <p><b>第三十八条</b> 情報通信課に、システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官一人を置く。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 システム管理室は、海上保安庁の使用する情報通信システムの管理の実施に関する事務（サイバー対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>5（略）</p> <p>6 サイバー対策室は、海上保安庁の使用する情報通信システムの安全の確保に関する事務をつかさどる。</p> <p>7 サイバー対策室に、室長を置く。</p> <p>8（略）</p> <p>（管区海上保安本部に置く部）</p> <p><b>第五十七条</b> 管区海上保安本部（以下「本部」という。）に、次の六部を置く。</p> <p>総務部</p> <p>経理補給部（第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部を除く。）</p> <p>船舶技術部（第一本部、第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部を除く。）</p> <p>警備救難部</p> <p>海洋情報部（第十一本部を除く。）</p> <p>交通部（第十一本部を除く。）</p>	<p>（システム整備室、システム管理室及び情報セキュリティ対策室並びに情報通信企画調整官）</p> <p><b>第三十八条</b> 情報通信課に、システム整備室、システム管理室及び情報セキュリティ対策室並びに情報通信企画調整官一人を置く。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 システム管理室は、海上保安庁の使用する情報通信システムの管理の実施に関する事務（情報セキュリティ対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>5（略）</p> <p>6 情報セキュリティ対策室は、海上保安庁の使用する情報通信システムの安全の確保に関する事務をつかさどる。</p> <p>7 情報セキュリティ対策室に、室長を置く。</p> <p>8（略）</p> <p>（管区海上保安本部に置く部）</p> <p><b>第五十七条</b> 管区海上保安本部（以下「本部」という。）に、次の六部を置く。</p> <p>総務部</p> <p>経理補給部（第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部を除く。）</p> <p>船舶技術部（第一本部、第二本部、第四本部、第九本部及び第十本部を除く。）</p> <p>警備救難部</p> <p>海洋情報部（第十一本部を除く。）</p> <p>交通部（第十一本部を除く。）</p>

(警備救難部の所掌事務)

第六十一条 (略)

2 第一本部、第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部警備救難部は、前項に規定する事務のほか、前条に規定する事務をつかさどる。  
(技術管理官)

第六十四条の二 警備救難部(第一本部、第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部に限る。)に、それぞれ技術管理官一人を置く。

2 (略)

(警備救難部に置く課)

第八十条 警備救難部に、次に掲げる課を置く。

警備課

刑事課

国際刑事課

警備情報課

救難課

環境防災課

船舶技術課(第一本部、第二本部、第四本部、第八本部及び第九本部に限る。)

(警備救難部の所掌事務)

第六十一条 (略)

2 第一本部、第二本部、第四本部、第九本部及び第十本部警備救難部は、前項に規定する事務のほか、前条に規定する事務をつかさどる。  
(技術管理官)

第六十四条の二 警備救難部(第一本部、第二本部、第四本部、第九本部及び第十本部に限る。)に、それぞれ技術管理官一人を置く。

2 (略)

(警備救難部に置く課)

第八十条 警備救難部に、次に掲げる課を置く。

警備課

刑事課

国際刑事課

警備情報課

救難課

環境防災課

船舶技術課(第一本部、第二本部、第四本部、第九本部及び第十本部に限る。)

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十一号（三月三十一日）

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令

（貨物利用運送事業法施行規則の一部改正）

第四条 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

（事業計画及び集配事業計画）

第十八条（略）

2 法第二十一条第三号の集配事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三（略）

四 貨物の集配を自動車を使用して行う場合にあつては、次に掲げる事項（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ（略）

ロ 自動運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第二条第一項第四号に規定する自動運行貨物運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあつては、当該自動運行貨物運送に係るイに掲げる事項

ハ（略）

ニ 事業用自動車の運転者、特定自動運行保安員（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第三十四条において準用する同令第三条第一項に規定する特定自動運行保安員をいう。）及び運行の業務の補助に従事する従業員（以下「乗務員等」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能

（事業計画及び集配事業計画）

第十八条（略）

2 法第二十一条第三号の集配事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三（略）

四 貨物の集配を自動車を使用して行う場合にあつては、次に掲げる事項（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者にあつては、八に掲げる事項を除く。）

イ（略）

（新設）

ロ 事業用自動車の運転者及び運行の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

ハ（略）

ニ 事業用自動車の運転者及び運行の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能

力

五 貨物の集配を他の者に委託して行う場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数（自動運行貨物運送を行うとする場合にあつては、受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数に加え、当該事業用自動車のうち当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の数）

（添付書類）

第十九条 法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者を除く）にあつては、次に掲げる書類

イ 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類

ロ 自動運行貨物運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。以下同じ。）に係る使用条件（同条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）が記載された書類

ハ 特定自動運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則第三条第三号の三に規定する特定自動運行貨物運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあつては、当該特定自動運行に係る道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類

四〇七（略）

2（略）

（集配事業計画の変更の届出）

五 貨物の集配を他の者に委託して行う場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数

（添付書類）

第十九条 法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者を除く）にあつては、事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類

（新設）

（新設）

（新設）

四〇七（略）

2（略）

（集配事業計画の変更の届出）

**第二十一条** 法第二十五条第三項の国土交通省令で定める集配事業計画の変更は、第十八条第二項第四号イ又はロに掲げる事項に係る変更であつて、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものである。

2・3 (略)

(事業の許可の申請)

**第三十九条** 法第四十五条第一項の規定により外国人等による国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業（以下「外国人国際第二種貨物利用運送事業」という。）の許可を申請しようとする者は、同項に規定する国際貨物運送の区分に応じ、次に掲げる事項を記載した外国人国際第二種貨物利用運送事業許可申請書を提出しなければならない。

一～四 (略)

五 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ (略)

ロ 貨物の集配に関して次に掲げる事項を記載した計画

(1)～(3) (略)

(4) 貨物の集配を自動車を使用して行う場合にあつては、次に掲げる事項（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三十条又は第三十五条第一項の許可を受けている者にあつては、(iv)に掲げる事項を除く。）

(i) (略)

(ii) 自動運行貨物運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行貨物運送に係る(i)に掲げる事項

(iii) (略)

(iv) (略)

(5) 乗務員等の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、受託者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数（自動運行貨物運送を行おうとする場合にあつては、受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数に加え、当該事業用自動車のうち当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の数）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

**第二十一条** 法第二十五条第三項の国土交通省令で定める集配事業計画の変更は、第十八条第二項第四号イに掲げる事項に係る変更であつて、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものである。

2・3 (略)

(事業の許可の申請)

**第三十九条** 法第四十五条第一項の規定により外国人等による国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業（以下「外国人国際第二種貨物利用運送事業」という。）の許可を申請しようとする者は、同項に規定する国際貨物運送の区分に応じ、次に掲げる事項を記載した外国人国際第二種貨物利用運送事業許可申請書を提出しなければならない。

一～四 (略)

五 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ (略)

ロ 貨物の集配に関して次に掲げる事項を記載した計画

(1)～(3) (略)

(4) 貨物の集配を自動車を使用して行う場合にあつては、次に掲げる事項（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三十条又は第三十五条第一項の許可を受けている者にあつては、(iii)に掲げる事項を除く。）

(i) (略)

(ii) (略)

(iii) (略)

(iv) (略)

(5) 乗務員等の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、受託者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。



附 則  
 (施行期日)  
 第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

<p>一 (略)</p> <p>二 自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者(当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者を除く。)にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類</p> <p>ロ 自動運行貨物運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類</p> <p>ハ 特定自動運行貨物運送を行おうとする場合にあつては、当該特定自動運行貨物運送に係る道路交通法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類</p> <p>三 六 (略)</p> <p>(事業計画の変更の届出)</p> <p>第四十一条 法第四十六条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、第三十九条第一項第五号ロ(4)(i)又は(ii)に掲げる事項に係る変更とする。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者(当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者を除く。)にあつては、事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>三 六 (略)</p> <p>(事業計画の変更の届出)</p> <p>第四十一条 法第四十六条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、第三十九条第一項第五号ロ(4)(i)に掲げる事項に係る変更とする。</p> <p>二・三 (略)</p>
---	--

## ○法律第六号（三月三十一日）

## 関税率法等の一部を改正する法律

（関税法の一部改正）

第二条 関税法（昭和二十九年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第二項中「前項」の下に「規定に該当する」を加え、同条第五項中「次条第五項」を「次条第四項第二号及び第六項」に改める。

第十二条の三第二項中「前項」の下に「規定に該当する」を加え、「第六項」を「第七項」に改め、「除く」の下に「。次項及び第四項において同じ」を加え、「金額」を「金額。次項において「加算後累積納付税額」という。】に、「ときは、同項」を「ときは、前項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうち同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて当該納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に当該各号に定める割合（期限後特例申告書の提出又は第一項第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その割合から百分の五を減じた割合。以下この項において同じ。）を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する税額 百分の十五の割合

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する税額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する税額 百分の三十の割合

第十二条の三第八項中「第二項」を「第二項及び第三項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の各号のいずれかに該当する。

4 第一項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の無申告加算税の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 その期限後特例申告書の提出若しくは第一項第二号の修正申告（その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものに限る。）又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、関税について、無申告加算税（期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合において課されたものを除く。）又は重加算税（次条第四項第一号において「無申告加算税等」という。）を課されたことがあるとき。

二 その期限後特例申告書の提出若しくは第一項第二号の修正申告（その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る関税についての調査通知がある前に行われたものを除く。）又は更正決定に係る関税に係る貨物の輸入の日（特例申告貨物については、その輸入の許可の日）の属する年の前年及び前々年に輸入された貨物（特例申告の場合にあつては、輸入が許可された貨物）に係る関税について、無申告加算税（第六項の規定の適用があるものを除く。）若しくは次条第二項の重加算税（以下この号及び同条第四項第二号において「特定無申告加算税等」という。）を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき。

第十二条の四第二項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第

四項を次のように改める。

4 第一項又は第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか(第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号)に該当するときは、第一項又は第二項の加重算税の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により計算した金額に、第一項又は第二項に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 第一項又は第二項に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、関税について、無申告加算税等を課されたことがあるとき。

二 その期限後特例申告書の提出若しくは前条第一項第二号の修正申告又は更正決定に係る関税に係る貨物の輸入の日(特例申告貨物については、その輸入の許可の日)の属する年の前年及び前々年に輸入された貨物(特例申告の場合にあつては、輸入が許可された貨物)に係る関税について、特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき。

第十四条第三項中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第五項第二号中「第百八条の二及び第百八条の三」を「第百八条の二第一項及び第百八条の三第一項」に改める。

第九十五条第一項中「この項及び第三項」を「この条」に改め、同条第二項中「その旨」を「当該税関事務管理人の住所又は居所(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)及び氏名又は名称その他の必要な事項」に改め、同条第四項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3 第一項の場合において、同項の申告者等が前項の規定による税関事務管理人の届出をしなかつたときは、同項の税関関係手続に係る税関長は、当該申告者等に対し、税関関係手続等のうち税関事務管理人に処理させる必要があると認められるものとして財務省令で定めるもの(次項から第六項までにおいて「特定事項」という。)を明示して、六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日

(第五項において「指定日」という。)までに、前項の規定による税関事務管理人の届出をすべきことを書面で求めることができる。

4 第一項の場合において、同項の申告者等が第二項の規定による税関事務管理人の届出をしなかつたときは、同項の税関関係手続に係る税関長は、本邦に住所又は居所(法人にあつては、本店又は主たる事務所)を有する者で特定事項の処理につき便宜を有するもの(次項において「国内便宜者」という。)に対し、当該申告者等の税関事務管理人となることを書面で求めることができる。

5 第三項の税関長は、同項の申告者等(以下この項及び第七項において「特定申告者等」という。)が指定日までに第二項の規定による税関事務管理人の届出をしなかつたときは、前項の規定により税関事務管理人となることを求めた国内便宜者のうち次に掲げる者を、特定事項を処理させる税関事務管理人(次項及び第七項において「特定税関事務管理人」という。)として指定することができる。

一 当該特定申告者等に係る関税の税額等の計算の基礎となるべき事実又は当該特定申告者等に係る税関関係手続等若しくは貨物について当該特定申告者等との間の契約により密接な関係を有する者

二 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを使用して行われる取引その他の取引を当該特定申告者等が継続的に又は反復して行う場を提供する事業者

三 当該特定申告者等との間にいずれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の五十パーセント以上の社外株式を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持する関係その他の政令で定める特殊の関係のある者

6 前項の税関長は、同項の規定により特定税関事務管理人を指定した場合において、当該特定税関事務管理人に特定事項を処理させる必要がなくなつたときは、同項の規定による特定税関事務管理人の指定を解除するものとする。

7 前二項の税関長は、第五項の規定により特定税関事務管理人を指定したとき、又は前項の規定により特定税関事務管理人の指定を解除したときは、特定税関事務管理人又は特定税関事務管理人であつた者及び特定申告者等に対し、書面によりその旨を通知する。

## 附 則

## (施行期日)

**第一条** この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第九十五条の改正規定並びに次条第二項及び附則第五条の規定 令和五年十月一日

二 第二条中関税法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定及び同法第十四条の改正規定並びに次条第一項の規定 令和六年一月一日

## (関税法の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 第二条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新関税法」という。）第十二条の三及び第十二条の四第四項の規定は、令和六年一月一日以後に関税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した関税については、なお従前の例による。この場合において、同日前に当該法定納期限が到来した関税に係る第二条の規定による改正前の関税法（以下この項において「旧関税法」という。）第十二条の三の規定による無申告加算税（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧関税法第十二条の四第二項の規定による加重算税は、新関税法第十二条の三第四項第二号に規定する特定無申告加算税等とみなす。

2 新関税法第九十五条第八項の規定は、同条第五項に規定する特定税関事務管理人については、令和五年十月一日以後にその者が同条第一項に規定する税関事務管理人として処理した同項に規定する税関関係手続等に係る同項に規定する申告者等が保存すべきこととされている同条第八項の帳簿及び書類について適用する。

## (罰則に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (政令への委任)

**第四条** 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## ○政令第百五十八号（三月三十一日）

## 関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

## (関税法施行令の一部改正)

**第一条** 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「第十二条の三第四項」を「第十二条の三第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法第十二条の三第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第一項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正に基づき法第九条第二項の規定により納付すべき税額とする。

第九条の三中「第十二条の三第六項」を「第十二条の三第七項」に改め、同条第一号中「第十二条の三第六項」を「第十二条の三第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第九条の四第二項中「無申告加算税（同条第三項）を」又は第三項（無申告加算税）（これらの規定が同条第四項）に、「加算すべき」を「加算し、又は計算すべき」に改める。

第二十五条第四号中「又は禁止品及び」を「、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの」に、「同条第二項」を「同条第二項本文」に改める。

第六十二条の十六第一項中「第七号並びに」を削り、同条第四項第七号中「特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。第六十二条の二十八第一項各号及び第二項において同じ。）を組成する貨物に係る不正競争差止請求権者に係るものを除く。次項第三号及び第五号において同じ。）」を削る。

第六十二条の二十七中「に掲げる行為」の下に「（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び第二項において同じ。）」を加え、「同号」を「不正競争防止法

第二条第一項第十号」に改める。

第八十四条第一項中「一の届出」を削り、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 申告者等と税関事務管理人との間に法第九十五条第一項に規定する税関関係手続等の処理に係る委任契約その他の契約がある場合には、その旨

第八十四条第一項第一号中「居所」の下に「法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 申告者等（法第九十五条第一項に規定する申告者等という。第四号及び第三項第一号において同じ。）の住所又は居所及び氏名又は名称  
第八十四条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「居所」の下に「（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 申告者等の住所又は居所及び氏名又は名称

第八十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。  
2 前項の書面には、同項第四号の契約の内容を明らかにする書類（同号の契約がある場合に限る。）その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第八十四条の次に次の一条を加える。

（特定税関事務管理人との間の特殊の関係）

**第八十四条之二** 法第九十五条第五項第三号（税関事務管理人）に規定する政令で定める特殊の関係は、一方の者と他方の者ととの関係が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合における関係とする。

一 いずれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の五十パーセント以上の社外株式を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持している場合

二 一方の者と他方の者ととの事業に係る議決権を伴う社外株式の総数のそれぞれ五十パーセント以上の社外株式が同一の第三者によつて直接又は間接に所有され、管理され、又は所持されている場合

三 いずれか一方の者の役員二分の一以上又は代表する権限を有する役員が、他方の者の役員若しくは使用人を兼務している者又は他方の

者の役員若しくは使用人であつた者であることその他これに類する事実が存在することにより、当該他方の者が当該一方の者の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる場合

四 一方の者と他方の者とがその行ふ事業の法令上認められた共同経営者である場合

五 いずれか一方の者が、他方の者と親族関係にある場合又は他方の者の役員である関係若しくはその役員と親族関係にある場合

第八十五条中「第九十五条第四項」を「第九十五条第九項」に改め、同条第一号中「第十七条第一項（出港手続）」を「第十七条（出港手続、第十七条の二（特殊船舶等の出港手続）」に、「特殊船舶の」を「特殊船舶等の」に改める。

第九十条の二第二項中「統計の閲覧及び磁気テープ等の交付」を「証明書類の交付及び統計の閲覧等」に改め、第四号を削る。

#### 附 則

（施行期日）

**第一条** この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税法施行令第六十二条の十六の改正規定、同令第六十二条の二十七の改正規定、同令第八十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同令第八十五条の改正規定並びに第六条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第五七号の二八の次に一号を加える改正規定並びに次条の規定 令和五年十月一日

二 第一条中関税法施行令第九条の二から第九条の四までの改正規定 令和六年一月一日

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** 税関長は、特許権者等（特許権者、実用新案権者若しくは意匠権者又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の十二第一項に規定する不正競争差止請求権者（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第十号に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号に定める行為を除く。）を組成する貨物に係る者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）に係る関税法第六十九条の十三第一項の規定による申立て

が受理された場合における当該申立てに係る同法第六十九条の十二第一項の認定手続においては、前条第一号に定める日前に第一条の規定による改正前の関税法施行令第六十二条の十六第四項又は第五項の通知を受けた当該認定手続が執られた貨物に係る特許権者等及び当該貨物を輸入しようとする者に対しては、第一条の規定による改正後の関税法施行令第六十二条の十六第一項ただし書の規定にかかわらず、当該貨物が同法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。



## ○財務省令第二十九号（三月三十一日）

## 関税法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第一条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（保存義務者についての規定の準用）</p> <p><b>第一条の四</b> 第十条から第十条の三まで（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、特例輸入者が備付け及び保存をする特例輸入関税関係帳簿並びに特例輸入者が保存をする特例輸入関税関係書類並びに特例輸入者が行う法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十条第一項第一号中「に係る電子計算機処理に当該」とあるのは、「に係る電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に当該」と、同号イ中「電子計算機処理システム」とあるのは「電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）」と、同条第四項第二号ロ（1）中「令第八十三条第六項」とあるのは「関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号。以下「令」という。）第四条の十二第四項」と、同項第三号中「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもつて」と、同条第七項第一号中「及び法人番号」とあるのは「及</p>	<p>（保存義務者についての規定の準用）</p> <p><b>第一条の四</b> 第十条から第十条の三まで（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、特例輸入者が備付け及び保存をする特例輸入関税関係帳簿並びに特例輸入者が保存をする特例輸入関税関係書類並びに特例輸入者が行う法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十条第一項第一号中「に係る電子計算機処理に当該」とあるのは、「に係る電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に当該」と、同号イ中「電子計算機処理システム」とあるのは「電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）」と、同条第四項第二号ロ（1）中「令第八十三条第六項」とあるのは「関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号。以下「令」という。）第四条の十二第四項」と、同項第四号中「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもつて」と、同条第七項第一号中「及び法人番号」とあるのは「及</p>



び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）と、同条第九項、第十条の二第四項及び第十条の三第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとする。

〔2〕略

〔指定保税地域の指定等の際に開かれる公聴会の手続〕

**第四条** 法第三十七条第三項（指定保税地域の指定又は取消し）に規定する公聴会は、財務大臣又は指定保税地域の指定若しくはその取消しをしようとする土地若しくは建設物その他の施設の所在地を所轄する税関長を主宰者として開くものとする。

〔2・3 略〕

4 主宰者は、利害関係者等が令第三十一条第一項（指定保税地域の指定又は取消しの手続等）の規定により公告された期日に出頭しなかつた場合には、これらの者が当該指定又はその取消しに関する意見を陳述する意思がないものとみなして公聴会を終了することができる。

〔5・6 略〕

7 主宰者は、公聴会の議事が終了したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。

〔一～五 略〕

8 公聴会の議事が終了した後一年間は、何人も前項の調書のインターネットの利用その他の方法による閲覧を求めることができる。

〔保存義務者についての規定の準用〕

**第八条** 第十条から第十条の三まで（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、特定輸出者が備付け及び保存をする特定輸出関税関係帳簿（法第六十七条の八第一項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）に規定する特定輸出関税関係帳簿をいう。以下同じ。）並びに特定輸出者が行う法第九十四条の五（電

び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）と、同条第九項、第十条の二第四項及び第十条の三第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとする。

〔2 同上〕

〔指定保税地域の指定等の際に開かれる公聴会の手続〕

**第四条** 法第三十七条第三項（指定保税地域の指定等の際の公聴会）に規定する公聴会は、財務大臣又は指定保税地域の指定若しくはその取消しをしようとする土地若しくは建設物その他の施設の所在地を所轄する税関長を主宰者として開くものとする。

〔2・3 同上〕

4 主宰者は、利害関係者等が令第三十一条第一項の規定により公告された期日に出頭しなかつた場合には、これらの者が当該指定又はその取消しに関する意見を陳述する意思がないものとみなして公聴会を終了することができる。

〔5・6 同上〕

7 主宰者は、公聴会の議事が終了したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

〔一～五 同上〕

8 公聴会の議事が終了した後一年間は、何人も前項の調書の閲覧を求めることができる。

〔保存義務者についての規定の準用〕

**第八条** 第十条から第十条の三まで（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、特定輸出者が備付け及び保存をする特定輸出関税関係帳簿（法第六十七条の八第一項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）に規定する特定輸出関税関係帳簿をいう。以下同じ。）並びに特定輸出者が行う法第九十四条の五（電

子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十条第四項第二号(1)及び第九項、第十条の二第四項並びに第十条の三第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第五十九条の十二第四項」と、第十条第四項第三号中「輸入」とあるのは「輸出」と、同条第七項中「輸入申告」とあるのは「特定輸出申告(法第六十七条の三第三項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告をいう。)」と読み替えるものとする。

[2] 略

(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

**第十条** 法第九十四条の二第二項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)の規定により関税関係帳簿(法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)に規定する関税関係帳簿をいう。以下同じ。)に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする保存義務者(同項の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。)は、次に掲げる要件(当該保存義務者が第二条第四項第一号(関税関係帳簿の電磁的記録による保存等)に定める要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存を行つている場合には、第三号に掲げる要件を除く。)に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

- 一 当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類(当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項及び第四項第四号において同じ。)以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者(当該電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。)に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。)の備付けを行つこと。

[イ～ニ] 略

[一・三] 略

[2・3] 略

子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十条第四項第二号(1)及び第九項、第十条の二第四項並びに第十条の三第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第五十九条の十二第四項」と、第十条第四項第四号中「輸入」とあるのは「輸出」と、同条第七項中「輸入申告」とあるのは「特定輸出申告(法第六十七条の三第三項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告をいう。)」と読み替えるものとする。

[2] 同上

(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

**第十条** [同上]

- 一 当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類(当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項及び第四項第五号において同じ。)以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者(当該電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。)に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。)の備付けを行つこと。

[イ～ニ] 同上

[一・三] 同上

[2・3] 同上

4 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類（同項に規定する関税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者は、次に掲げる要件（当該保存義務者が法第百五条の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようになっている場合には、第五号（口及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

二 略

二 前号の入力に当たつては、次に掲げる要件（当該保存義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

「イ・ロ 略」

「号の細分を削る。」

ハ 略  
 二 略  
 「号を削る。」

三 略  
 四 略

5 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者は、当該関税関係書類のうち財務大臣が定める書類（以下この項及び第七項において「一般書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手續を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められて

4 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類（同項に規定する関税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者は、次に掲げる要件（当該保存義務者が法第百五条の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようになっている場合には、第六号（口及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

二 同上

二 同上

「イ・ロ 同上」

ハ 当該関税関係書類をスキャナで読み取つた際に次に掲げる情報（当該関税関係書類の作成又は受領をする者が当該関税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該関税関係書類の大きさが日本産業規格 A 列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。）を保存すること。

(1) 解像度及び階調に関する情報

(2) 当該関税関係書類の大きさに関する情報

三 当該関税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

四 同上

5 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えようとする保存義務者は、当該関税関係書類のうち財務大臣が定める書類（以下この項及び第七項において「一般書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号及び第二号ハ(2)に係る部分に限る。）に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手續を明らかに

いるものに限る。)の備付けを行うことにより、当該一般書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ(2)中「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同号ロ中「又は受領後、速やかに」とあるのは「若しくは受領後速やかに、又は当該関税関係書類をスキヤナで読み取る際に」と、「速やかに当該」とあるのは「速やかに、又は当該関税関係書類をスキヤナで読み取る際に」と、同項第四号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。

#### 〔6〕略

7 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者は、当該関税関係書類のうち当該関税関係書類の保存に代える日(第二号において「基準日」という。)前に作成又は受領をした書類(一般書類を除く。以下この項及び次項において「過去分重要書類」という。)に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分重要書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書(以下この項において「適用届出書」という。)を当該関税関係書類に係る貨物の輸入申告に係る税関長に提出したとき(従前において当該過去分重要書類と同一の種類書類に係る適用届出書を提出していない場合に限る。)は、第四項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(当該事務の責任者が定められているものに限る。)の備付けを行うことができ、この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号ロ中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキヤナで読み取る際に」と、「こと(当該関税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。）」とあるのは「こ

した書類(当該事務の責任者が定められているものに限る。)の備付けを行うことにより、当該一般書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同号イ(2)中「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同号ロ中「又は受領後、速やかに」とあるのは「若しくは受領後速やかに、又は当該関税関係書類をスキヤナで読み取る際に」と、「速やかに当該」とあるのは「速やかに、又は当該関税関係書類をスキヤナで読み取る際に」と、同項第五号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。

#### 〔6〕同上

7 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者は、当該関税関係書類のうち当該関税関係書類の保存に代える日(第二号において「基準日」という。)前に作成又は受領をした書類(一般書類を除く。以下この項及び次項において「過去分重要書類」という。)に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分重要書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書(以下この項において「適用届出書」という。)を当該関税関係書類に係る貨物の輸入申告に係る税関長に提出したとき(従前において当該過去分重要書類と同一の種類書類に係る適用届出書を提出していない場合に限る。)は、第四項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(当該事務の責任者が定められているものに限る。)の備付けを行うことができ、この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号ロ中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキヤナで読み取る際に」と、「こと(当該関税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。）」とあるのは「こ

と」とする。

〔一〕三 略〕

〔8・9 略〕

〔関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等〕

第十条の二 〔略〕

〔2 略〕

3 前項の場合において、第一項の規定による第二項第四項第二号に定める要件の適用については、同号ホ中「前号ハ」とあるのは「第四項第五号」と、「同号ハ(2)及び(3)に係る部分に限る。」とあるのは「同号(ロ)及びハに係る部分に限る。」と、「同号ハに」とあるのは「同号」と、「同号ハ(1)」とあるのは「同号イ」とする。

〔4・5 略〕

〔電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存〕

第十条の三 法第九十四条の五(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の保存義務者(法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。)は、電子取引(法第九十四条の五に規定する電子取引をいう。以下この項において同じ。)を行った場合には、次項又は第三項に定めるところにより法第九十四条の五ただし書の書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報(同条に規定する取引情報をいう。以下この項において同じ。)に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しを作成されたとした場合に、令第八十三条第六項(帳簿の記載事項等)の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第十条第一項第二号及び第四項第五号(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)並びに同項第六号において準用する同条第一項第一号(イに係る部分に限る。)に掲げる要件(当該保存義務者が法第一百五十五条(税関職員)の規定によ

と」と、同号ハ中「情報(当該関税関係書類の作成又は受領をする者が当該関税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該関税関係書類の大きさが日本産業規格A列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。)」とあるのは「情報」とする。

〔一〕三 同上〕

〔8・9 同上〕

〔関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等〕

第十条の二 〔同上〕

〔2 同上〕

3 前項の場合において、第一項の規定による第二項第四項第二号に定める要件の適用については、同号ホ中「前号ハ」とあるのは「第四項第六号」と、「同号ハ(2)及び(3)に係る部分に限る。」とあるのは「同号(ロ)及びハに係る部分に限る。」と、「同号ハに」とあるのは「同号」と、「同号ハ(1)」とあるのは「同号イ」とする。

〔4・5 同上〕

〔電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存〕

第十条の三 法第九十四条の五(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の保存義務者(法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。)は、電子取引(法第九十四条の五に規定する電子取引をいう。以下この項において同じ。)を行った場合には、次項又は第三項に定めるところにより法第九十四条の五ただし書の書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報(同条に規定する取引情報をいう。以下この項において同じ。)に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しを作成されたとした場合に、令第八十三条第六項(帳簿の記載事項等)の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第十条第一項第二号及び第四項第六号(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)並びに同項第七号において準用する同条第一項第一号(イに係る部分に限る。)に掲げる要件(当該保存義務者が法第一百五十五条(税関職員)の規定によ



る当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようになっている場合には、第十条第四項第五号「ロ及びハに係る部分に限る。」に掲げる要件を除く。）に従つて保存しなければならない。

〔一 略〕

二 次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと。

〔イ・ロ 略〕

〔三・四 略〕

〔2・3 略〕

〔貨物を業として輸入する者についての規定の準用〕

**第十一条** 前三条の規定は、法第九十四条の二第一項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）に規定する保存義務者（法第九十四条第二項（帳簿の備付け等）の業として輸出する者に限る。以下この条において同じ。）が備付け及び保存をする関税関係帳簿並びに保存義務者が保存をする関税関係書類並びに保存義務者が行う法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十条第四項第二号ロ（一）及び第九項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第十条の二第四項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）並びに前条第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第八十三条第八項」と、第十条第四項第三号中「輸入」とあるのは「輸出」と、同条第七項中「輸入申告」とあるのは「輸出申告」と読み替えるものとする。

〔2 略〕

る当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようになっている場合には、第十条第四項第六号「ロ及びハに係る部分に限る。」に掲げる要件を除く。）に従つて保存しなければならない。

〔一 同上〕

二 次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

〔イ・ロ 同上〕

〔三・四 同上〕

〔2・3 同上〕

〔貨物を業として輸入する者についての規定の準用〕

**第十一条** 前三条の規定は、法第九十四条の二第一項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）に規定する保存義務者（法第九十四条第二項（帳簿の備付け等）の業として輸出する者に限る。以下この条において同じ。）が備付け及び保存をする関税関係帳簿並びに保存義務者が保存をする関税関係書類並びに保存義務者が行う法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十条第四項第二号ロ（一）及び第九項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第十条の二第四項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）並びに前条第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第八十三条第八項」と、第十条第四項第四号中「輸入」とあるのは「輸出」と、同条第七項中「輸入申告」とあるのは「輸出申告」と読み替えるものとする。

〔2 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### （施行期日）

**第一条** この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、関税法施行規則第一条の四第一項の改正規定、同令第八条第一項の改正規定及び同令第十条

から第十一条までの改正規定並びに次条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 改正後の関税法施行規則（以下「新令」という。）第十条第四項（新令第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、令和六年一月一日以後に保存が行われる関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十四条の二第三項（同法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において準用する場合を含む。）に規定する関税関係書類（以下この項において「関税関係書類」という。）について適用し、同日前に保存が行われた関税関係書類については、なお従前の例による。

2 新令第十条の三第一項（新令第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、令和六年一月一日以後に行う電子取引の取引情報について適用し、同日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。



○政令第六十五号（四月十四日）

**港則法施行令の一部を改正する政令**

港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一山口県福岡県の部関門の項第一号中「北緯三三度五八分四二秒東経一三〇度五二分四秒」を「北緯三三度五八分四一秒東経一三〇度五二分四秒」に、「二、九四〇メートル」を「一、八〇〇メートル」に、「二四六度三分に陸岸まで引いた線、白洲灯台」を「三二四度三分三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二〇度三分一、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度三分一、七七〇メートルの地点まで引いた線、白洲灯台」に、「一八五度三分四、一六〇メートルの地点から三五六度五、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度三分六、三四〇メートル」を「四九度三分二、三九〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円弧のうち同地点から一九〇度引いた線以西であつて、かつ、同地点から二五四度三分に引いた線以南の部分、同地点から二五四度三分二、〇〇〇メートルの地点から三二二度三分一、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一九度三分四、七八〇メートル」に、「一九五度を「一九五度三分」に、「同島三角点」を「白島三角点」に、「二七九度三分五、〇一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三五度三分二、八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度三分」を「二八一度、七一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度二、六四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七八度五、八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度二、六五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八三度三分二、四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇度三分」に、「堺川西港橋」を「境川西港橋」に改める。

**附 則**

この政令は、令和五年五月一日から施行する。

○国土交通省令第三十九号（四月十四日）

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後						改正前					
別表第一（第三条関係）						別表第一（第三条関係）					
港の名称	港区	境	界	停泊すべき船舶		港の名称	港区	境	界	停泊すべき船舶	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
小倉区	(略)	(略)	(略)	(略)		小倉区	(略)	(略)	(略)	(略)	
A線、関門航路南側線、台場鼻潮流信号所（北緯三十三度五十六分五十九秒東経百三十三度五十二分二十五秒）から百六十九度三十分三十二百三十五メートルの地点、同地点から二百四十二度二千八百二十メートルの地点及び境川口左岸突端を順次に結んだ線（以下D線という。）並びに陸岸により囲まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川大橋及び境川西港橋各下流の河川水面（航路を除く。）						A線、関門航路南側線、台場鼻潮流信号所（北緯三十三度五十六分五十九秒東経百三十三度五十二分二十五秒）から百六十九度三十分三十二百三十五メートルの地点、同地点から二百四十二度二千八百二十メートルの地点及び堺川口左岸突端を順次に結んだ線（以下D線という。）並びに陸岸により囲まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川大橋及び堺川西港橋各下流の河川水面（航路を除く。）					
若松区	(略)	(略)	(略)	(略)		若松区	(略)	(略)	(略)	(略)	
第五区	(略)	(略)	(略)	(略)		第五区	(略)	(略)	(略)	(略)	
D線、H線、和合良島鳥頂（二十五メートル）から二百二十八度三十分三十三百八十メートルの地点から二百三十二度三十分						D線、H線、和合良島鳥頂から二百二十八度三十分三十三百八十メートルの地点から二百三十二度三十分陸岸まで引いた線（以					

<p>区 響新港</p>	
<p>第六区 和合良島島頂から二百五十七度二千九百四十メートルの地点まで引いた線（以下J線という）、同地点から二百四十六度三十分分に陸岸まで引いた線（以下K線という）、閩門第二航路南側線、I線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く）。</p>	<p>岸まで引いた線（以下I線という）、閩門第二航路南側線、閩門航路南側線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く）。</p>

<p>区 響新港</p>	
<p>第六区 和合良島島頂から二百五十七度二千九百四十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百四十六度三十分分に陸岸まで引いた線、閩門第二航路南側線、I線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く）。</p>	<p>下I線という）、閩門第二航路南側線、閩門航路南側線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く）。</p>

博多	第一区	西公園下防波堤、博多港西公園下防波堤灯台（北緯三十三度三十六分二十一秒東経百三十度二十二分四十秒）から西防波堤南端まで引いた線、西防波堤、博多港西防波堤北灯台（北緯三十三度三十七分五秒東経百三十度二十二分五十五秒）から博多港東防波堤灯台（北緯三十三度三十七分十二秒東経百三十度二十三分十一秒）まで引いた線、東防波堤、同防波堤開口部を結んだ線、北防波堤、同防波堤北端から零度六百四十四メートルの地点（以下A地点という）。まで引いた線、A地点から八十五度に引いた線（以下A線という）及び陸岸により囲まれた海面並びに新千鳥橋下流の御笠川水面及び博多港西防波堤北灯台から百四十度二千五百四十四メートルの地点から二百三十度	（略）	（略）	（略）	度四十一秒東経百三十度四十三分三十七秒）から百八十一度千七百一十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度二千六百四十四メートルの地点まで引いた線、同地点から百七十八度五十八度四十四メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度二千六百五十四メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十三度三十分二十四メートルの地点まで引いた線、同地点から九十九度四百一十メートルの地点まで引いた線、同地点及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）
----	-----	--	-----	-----	-----	--

博多	第一区	西公園下防波堤、博多港西公園下防波堤灯台（北緯三十三度三十六分二十一秒東経百三十度二十二分四十秒）から西防波堤南端まで引いた線、西防波堤、博多港西防波堤北灯台（北緯三十三度三十七分五秒東経百三十度二十二分五十五秒）から博多港東防波堤灯台（北緯三十三度三十七分十二秒東経百三十度二十三分十一秒）まで引いた線、東防波堤、北防波堤、同防波堤北端から零度六百四十四メートルの地点（以下A地点という）。まで引いた線、A地点から八十五度に引いた線（以下A線という）及び陸岸により囲まれた海面並びに新千鳥橋下流の御笠川水面及び博多港西防波堤北灯台から百四十度二千五百四十四メートルの地点から二百三十度	（略）	（略）	（略）	に引いた線以北の那珂川水面（航路を除く。）
----	-----	---	-----	-----	-----	-----------------------

この省令は、令和五年五月一日から施行する。

附 則

		別表第二(第八条関係)	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	響航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
(略)	(略)	一	白洲灯台から二百二度三十分四千四百四十メートルの地点
(略)	(略)	二	白洲灯台から二百八十六度三十分千九百七十メートルの地点
(略)	(略)	三	白洲灯台から二百七度四千三百四十メートルの地点
(略)	(略)	四	白洲灯台から二百十四度三千六百六十メートルの地点
(略)	(略)	五	白洲灯台から二百八十二度二千四百九十メートルの地点
(略)	(略)		特定条件

  

		別表第二(第八条関係)	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	響航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
(略)	(略)	一	白州灯台から二百二度三十分四千四百四十メートルの地点
(略)	(略)	二	白州灯台から二百八十六度三十分千九百七十メートルの地点
(略)	(略)	三	白州灯台から二百七度四千三百四十メートルの地点
(略)	(略)	四	白州灯台から二百十四度三千六百六十メートルの地点
(略)	(略)	五	白州灯台から二百八十二度二千四百九十メートルの地点
(略)	(略)		特定条件

○国土交通省令第四十号（四月二十日）

海上交通安全法施行規則の一部を改正する省令

海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（権限の委任） 第三十二条（略） 2～10（略）</p> <p>11 管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上交通センターの長に行わせるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第三十三条第一項並びに法第三十四条第一項及び第二項の規定による権限</p> <p>イ 東京湾海上交通センター（東京湾アクアライン周辺海域に係るものに限る。） ロ 大阪湾海上交通センター（関西国際空港周辺海域に係るものに限る。）</p> <p>四 法第三十六条、法第三十八条第一項及び法第三十九条の規定による権限 東京湾海上交通センター</p> <p>五 略</p> <p>別表第三（第二十三条の二関係）</p>	<p>（権限の委任） 第三十二条（略） 2～10（略）</p> <p>11 管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上交通センターの長に行わせるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三 法第三十三条第一項、法第三十四条第一項及び第二項、法第三十六条、法第三十八条第一項並びに法第三十九条の規定による権限 東京湾海上交通センター</p> <p>四 略</p> <p>別表第三（第二十三条の二関係）</p>

<p>海域の名称 東京湾アクアライン周 辺海域</p>	<p>航路の名称 (略)</p> <p>明石海峡航路</p>
<p>第一号から第三号までに掲げる地点を順次に結んだ線、東京湾アクアライン海ほたる灯を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯から百八十五度三十分引いた線以西であつて、かつ、二百五十八度三十</p>	<p>(略)</p> <p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十八号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域(航路を除く。)</p> <p>一 大阪灯台(北緯三十四度三十八分三十七秒東経百三十五度二十二分四十五秒)から二百二十二度三十分一万六千五百メートルの地点</p> <p>二、三、四 (略)</p> <p>五 平磯灯標から九十二度九千四百三十メートルの地点</p> <p>六 平磯灯標から九十七度一万二千二百三十メートルの地点</p> <p>七 大阪灯台から二百五十六度六千五百メートルの地点</p> <p>八 大阪灯台から二百三十二度四千八百五十メートルの地点</p> <p>九 大阪灯台から二百三十三度三十分五千五百二十メートルの地点</p> <p>十 大阪灯台から二百二十六度五千六百二十メートルの地点</p> <p>十一 大阪灯台から二百二十度一万五千五百五十メートルの地点</p>
<p>別表第四(第二十三条の五関係)</p>	

<p>海域の名称 東京湾アクアライン周 辺海域</p>	<p>航路の名称 (略)</p> <p>明石海峡航路</p>
<p>第一号から第三号までに掲げる地点を順次に結んだ線、東京湾アクアライン海ほたる灯を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯から百八十五度三十分引いた線以西であつて、かつ、二百五十八度三十</p>	<p>(略)</p> <p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域(航路を除く。)</p> <p>(新設)</p> <p>一、二、三、四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>別表第四(第二十三条の五関係)</p>	

<p>関西国際空 港周辺海域</p>	<p>分に引いた線以南の部分、東京湾アクアライン風の塔灯（北緯三十五度二十九分二十八秒東経百三十九度五十分六秒）を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯から百八十一度引いた線以西であつて、かつ、二百四十九度三十分引いた線以南の部分、第四号から第七号までに掲げる地点を順次に結んだ線、同灯を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯から三十二度に引いた線以東であつて、かつ、七十八度三十分引いた線以北の部分並びに東京湾アクアライン海ほたる灯を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯からそれぞれ一度及び九十五度に引いた線以東の部分により囲まれた海域</p> <p>一 東京湾アクアライン海ほたる灯から九十五度三千七百メートルの地点</p> <p>二 東京湾アクアライン海ほたる灯から百十三度三十分二十五メートルの地点</p> <p>三 東京湾アクアライン海ほたる灯から百八十五度三十分三千七百メートルの地点</p> <p>四 東京湾アクアライン風の塔灯から二百四十九度三十分三千七百メートルの地点</p> <p>五 東京湾アクアライン風の塔灯から二百八十三度千三百七十メートルの地点</p> <p>六 東京湾アクアライン風の塔灯から三百四十四度三十分八百四十メートルの地点</p> <p>七 東京湾アクアライン風の塔灯から三十二度三千七百メートルの地点</p>
<p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第五号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域</p> <p>一 大阪灯台から二百十二度三十分一万千六百五十メートルの地点</p> <p>二 大阪灯台から百九十二度一万三千九百九十メートルの地点</p>	

<p>分に引いた線以南の部分、東京湾アクアライン風の塔灯（北緯三十五度二十九分二十八秒東経百三十九度五十分六秒）を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯から百八十一度引いた線以西であつて、かつ、二百四十九度三十分引いた線以南の部分、第四号から第七号までに掲げる地点を順次に結んだ線、同灯を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯から三十二度に引いた線以東であつて、かつ、七十八度三十分引いた線以北の部分並びに東京湾アクアライン海ほたる灯を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯からそれぞれ一度及び九十五度に引いた線以東の部分により囲まれた海域</p> <p>一 東京湾アクアライン海ほたる灯から九十五度三千七百メートルの地点</p> <p>二 東京湾アクアライン海ほたる灯から百十三度三十分二十五メートルの地点</p> <p>三 東京湾アクアライン海ほたる灯から百八十五度三十分三千七百メートルの地点</p> <p>四 東京湾アクアライン風の塔灯から二百四十九度三十分三千七百メートルの地点</p> <p>五 東京湾アクアライン風の塔灯から二百八十三度千三百七十メートルの地点</p> <p>六 東京湾アクアライン風の塔灯から三百四十四度三十分八百四十メートルの地点</p> <p>七 東京湾アクアライン風の塔灯から三十二度三千七百メートルの地点</p>	
--	--



附 則  
この省令は、令和五年五月一日から施行する。

- |   |  |
|---|--|
| 三 | 友ヶ島灯台（北緯三十四度十六分五十一秒東経百三十五度二秒）から四十五度三十分一万四千百七十メートルの地点 |
| 四 | 友ヶ島灯台から十二度三十分一万六千八百二十メートルの地点                         |
| 五 | 大阪灯台から二百三十四度三十分一万六千百二十メートルの地点                        |

○国土交通省令第四十一号（四月二十一日）

**港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令**

港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業の許可の申請）</p> <p><b>第四条</b> 一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一（略）</p> <p>二 事業に使用される労働者（日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。第七項を除き、以下同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号において同じ。）に関し次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>三 申請者が引き受けた港湾運送の下請をさせることとなる港湾運送事業者であつて、その者の当該下請に係る行為が法第十六条第二項の規定により当該申請者の行つたものとみなされることとなるもの（以下「関連下請事業者」という。）がある場合は、当該関連下請事業者に関し次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 下請をさせることとなる法第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為の種別ごとの貨物の年間（当該関連下請事業者が法</p>	<p>（事業の許可の申請）</p> <p><b>第四条</b> 一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一（略）</p> <p>二 事業に使用される労働者（日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。以下この号、第四号、第五項、次条、第十三条第一項及び第二十四条第一項において同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号、次条及び第十三条第一項において同じ。）に関し次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>三 申請者が引き受けた港湾運送の下請をさせることとなる港湾運送事業者であつて、その者の当該下請に係る行為が法第十六条第二項の規定により当該申請者の行つたものとみなされることとなるもの（以下「関連下請事業者」という。）がある場合は、当該関連下請事業者に関し次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 下請をさせることとなる法第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為の種別ごとの貨物の年間の取扱数量</p>

第四条の許可（法第二十九条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件及び一年を超えない範囲内の期限を付されたものに限る。以下「特定限定許可」という。）を受けた者である場合にあっては、その事業の実施期間の取扱数量

ハ（略）

四（略）

2|| 港湾荷役事業の事業計画には、前項第一号及び第二号（ロ及びニに限る。）に掲げる事項（次の表の上欄各号のいずれにも該当する者にあっては、同表の下欄に掲げる事項）を記載しなければならない。

- 一 特定限定許可を受けて港湾荷役事業を営もうとする者
- 二 次のいずれかに該当する者
  - イ 許可申請港（別表第二の備考第一号ロに規定する二種港（ロにおいて「二種港」という。）又は同表の備考第一号ハに規定する三種港（ロにおいて「三種港」という。）であつて、受けようとする特定限定許可に係る港湾をいう。以下同じ。）において一般港湾運送事業を営んでいる者
  - ロ 近隣港（許可申請港以外の二種港又は三種港であつて、許可申請港の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する港湾をいう。）において一般港湾運送事業又は港湾荷役事業を営んでいる者

- 一 事業所の数並びに名称及び位置
- 二 事業の範囲
- 三 事業の実施期間
- 四 事業に使用される労働者及び事業の用に供する施設に関し次に掲げる事項
  - イ 法第二十一条第二号に掲げる行為に関し次に掲げる事項
    - (イ) 労働者（通船の乗組員を除く。以下この項において同じ。）の数
    - (ロ) 荷役機械の種類ごとの台数及び一台ごとの能力
    - (ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる労働者及び施設により処理し得る貨物の取扱数量
  - ロ 法第二十一条第四号に掲げる行為に関し次に掲げる事項
    - (イ) 労働者の数
    - (ロ) 荷役機械の種類ごとの台数及び一台ごとの能力
    - (ハ) 上屋の棟数並びに棟ごとの位置及び面積
    - (ニ) 上屋以外の荷さばき場の個

ハ（略）

四（略）

2|| 港湾荷役事業の事業計画には、前項第一号及び第二号（ロ及びニに限る。）に掲げる事項を記載しなければならない。

	<p>五 その他国土交通大臣が必要と認める事項</p> <p>所数並びに個所ごとの位置及び面積          (イ)から(ニ)までに掲げる労働者及び施設により処理し得る貨物の取扱数量</p>
<p>3   はしけ運送事業の事業計画には、第一項第一号及び第二号（ハに限る。）に掲げる事項（次の表の上欄各号のいずれにも該当する者にあつては、同表の下欄に掲げる事項）を記載しなければならない。</p>	<p>一 事業所の数並びに名称及び位置          二 業務の範囲          三 事業の実施期間          四 事業に使用される労働者及び事業の用に供する施設に関し次に掲げる事項          イ 労働者（通船の乗組員を除く。）の数          ロ 船舶又ははしけの一隻ごとの船名及び積トン数          ハ 引船一隻ごとの船名及び馬力数          ニ イからハまでに掲げる労働者及び施設により処理し得る貨物の取扱数量          五 その他国土交通大臣が必要と認める事項</p>
<p>4   いかだ運送事業の事業計画には、第一項第一号及び第二号（ホに限る。）に掲げる事項（次の表の上欄各号のいずれにも該当する者にあつては、同表の下欄に掲げる事項）を記載しなければならない。</p>	

<p>3   はしけ運送事業の事業計画には、第一項第一号及び第二号（ハに限る。）に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	
<p>4   いかだ運送事業の事業計画には、第一項第一号及び第二号（ホに限る。）に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	

<p>一 特定限定許可を受けていか だ運送事業を営もうとする者 二 許可申請港において一般港 湾運送事業を営んでいる者</p>	<p>一 事業所の数並びに名称及び位置 業務の範囲 二 事業の実施期間 三 事業に使用される労働者及び事 業の用に供する施設に関し次に掲 げる事項 イ 労働者（通船の乗組員を除 く）の数 ロ 引船一隻ごとの船名、馬力数 及び所有又は借受けの別 ハ 水面貯木場の個所数並びに個 所ごとの位置及び面積 ニ イからハまでに掲げる労働者 及び施設により処理し得る貨物 の取扱数量 五 その他国土交通大臣が必要と認 める事項</p>
---	---

5||

港湾荷役事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の事業計画には、申請者が引き受けた港湾運送の下請をさせることとなる港湾運送事業者（特定限定許可を受けた者に限る。）がある場合は、前三項に定めるもののほか、申請者と当該港湾運送事業者との間の港湾運送に係る下請契約の内容に関する事項を記載しなければならない。

6||

法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第九号及び第十一号に掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一～四 (略)

五 港湾運送の需要に関し、次に掲げる事項を記載した書類

イ 一般港湾運送事業等に関するものにあつては、推定による貨物の年間（特定限定許可を受けようとする場合にあつては、事業の

(新設)

5||

法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

6||

法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四 (略)

五 港湾運送の需要に関し、次に掲げる事項を記載した書類

イ 一般港湾運送事業等に関するものにあつては、推定による貨物の年間の取扱数量

## 実施期間)の取扱数量

ロ)二 (略)

六)九 (略)

十 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 設立しようとする法人が株式会社であるときは、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類

十一 (略)

(密接な関係)

**第十一条の二** 法第十六条第二項の国土交通省令で定める密接な関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一)三 (略)

四 下請事業者が次に掲げる要件の全て(当該下請事業者が特定限定許可を受けた者である場合にあつては、ロに掲げる要件)に該当する者であること。

イ 当該一般港湾運送事業者と港湾運送に係る長期の専属の下請契約又はこれに類する契約を締結していること。

ロ 当該一般港湾運送事業者から相当の事業の用に供する施設、資金その他の経済上の利益の提供を受けていること。

(事業の譲渡譲受の認可の申請)

**第十四条 (略)**

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 譲渡譲受契約書の写し

二 (略)

三 譲受人が現に港湾運送事業を営業者でないときは、第四条第七項第九号から第十一号までに掲げる書類及び譲受人(譲受人が法人である場合は、その役員)が法第六条第二項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨の宣誓書

四 (略)

(法人の合併又は分割の認可の申請)

**第十五条 (略)**

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ロ)二 (略)

六)九 (略)

十 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社であるときは、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

十一 (略)

(密接な関係)

**第十一条の二** 法第十六条第二項の国土交通省令で定める密接な関係は、次の各号の一に該当する関係とする。

一)三 (略)

四 下請事業者が当該一般港湾運送事業者と港湾運送に係る長期の専属の下請契約又はこれに類する契約を締結し、かつ、当該一般港湾運送事業者から相当の事業の用に供する施設、資金その他の経済上の利益の提供を受けていること。

(事業の譲渡譲受の認可の申請)

**第十四条 (略)**

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 譲渡譲受契約書の写し

二 (略)

三 譲受人が現に港湾運送事業を営業者でないときは、第四条第六項第九号から第十一号までに掲げる書類及び譲受人(譲受人が法人である場合は、その役員)が法第六条第二項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨の宣誓書

四 (略)

(法人の合併又は分割の認可の申請)

**第十五条 (略)**

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により港湾運送事業を承継する法人が現に港湾運送事業を営営してないときは、第四条第七項第九号又は第十号に掲げる書類
- 四・五 (略)
- 3 (略)

3 (相続人による事業継続の認可の申請)

第十七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 申請者が現に港湾運送事業を営営する者でないときは、第四条第七項第三号及び第十一号イに掲げる書類
- 三 (略)

別表第二(第五条関係)

事業の種類 運送事業	事業の態様 イ 業務の範囲に条件が付されていない一般港湾運送事業	港 湾					施設及び労働者
		(イ) 一種港					
		京 浜	名古屋	大 阪	神 戸	関 門	
		四十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	三十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	四十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
		(ロ) 二種港					当該港湾における推定による貨物(港湾運送のうち法第二一条第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。)の年間の取扱数量の二分の一以上の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
		(ハ) 三種港					当該港湾における推定による貨物(港湾運送のうち法第二一条第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。)の年間の取扱数量の二分の一以上の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者

- 一・二 (略)
- 三 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により港湾運送事業を承継する法人が現に港湾運送事業を営営してないときは、第四条第六項第九号又は第十号に掲げる書類
- 四・五 (略)
- 3 (略)

3 (相続人による事業継続の認可の申請)

第十七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 申請者が現に港湾運送事業を営営する者でないときは、第四条第六項第三号及び第十一号イに掲げる書類
- 三 (略)

別表第二(第五条関係)

事業の種類 一般港湾運送事業	事業の態様 業務の範囲に条件が付されていない一般港湾運送事業	港 湾					施設及び労働者
		一種港					
		京 浜	名古屋	大 阪	神 戸	関 門	
		四十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	三十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	四十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
		(ロ) 二種港					当該港湾における推定による貨物(港湾運送のうち法第二一条第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。)の年間の取扱数量の二分の一以上の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
		(ハ) 三種港					当該港湾における推定による貨物(港湾運送のうち法第二一条第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。)の年間の取扱数量の二分の一以上の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者





			二 港 湾 荷 役 事 業			
			イ 業 務 の 範 囲 に 条 件 が 付 さ れ て い な い 港 湾 荷 役 事 業			
口 そ の 他 の 港 湾 荷 役 事 業			(イ) 一種港		(ロ) 二種港	
(ロ) 二種港及び三種港			二種港及び三種港		三種港	
			京 浜	名古屋	大 阪	神 戸
			二十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	二十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
(イ) 一種港			当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第二号及び第四号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及び港湾荷役事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	二十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者		
				(ロ) 二種港及び三種港		
(ロ) 二種港及び三種港			(1) 次に掲げる場合以外の場合、当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第二号及び第四号に掲げる施設及び労働者			

  

			港 湾 荷 役 事 業			
			業務の範囲に条件が 付されていない港 湾荷役事業			
その他の港湾荷役事業			一種港		二種港	
二種港及び三種港			二種港		三種港	
			京 浜	名古屋	大 阪	神 戸
			三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	二十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
一種港			当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第二号及び第四号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及び港湾荷役事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	二十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者		
				(ロ) 二種港及び三種港		
(ロ) 二種港及び三種港			当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第二号及び第四号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及び労働者			

<p>三 はしけ運 送事業</p>	<p>イ 業務の範囲に条 件が付されていな いはしけ運送事業</p>	<p>□ その他のはしけ 運送事業</p>	
<p>(イ) 一種港</p>	<p>(ロ) 二種港及び 三種港</p>	<p>(イ) 一種港</p>	<p>(ロ) 二種港及び 三種港</p>
<p>(2) 特定限定許可を受けようとする 場合、事業計画に記載された 取扱数量の貨物を当該事業計画 に記載された事業の実施期間に 処理し得る施設及び労働者</p>	<p>十万吨の貨物を年間に処理し得 る施設及び労働者</p>	<p>(1) 次に掲げる場合以外の場合、 貨物（港湾運送のうち法第二条 第一項第三号に掲げるものに係 るものに限る。）の年間の取扱数 量及びはしけ運送事業の許可を 受けている者の数を考慮して当 該港湾の所在地を管轄する地方 運輸局長が定める取扱数量の貨 物を年間に処理し得る施設及び 労働者</p>	<p>(2) 特定限定許可を受けようとする 場合、事業計画に記載された 取扱数量の貨物を当該事業計画 に記載された事業の実施期間に 処理し得る施設及び労働者</p>

<p>はしけ運送事 業</p>	<p>業務の範囲に条件が 付されていないはし け運送事業</p>	<p>□ その他のはしけ運送 事業</p>	
<p>一種港</p>	<p>二種港及び三種 港</p>	<p>一種港</p>	<p>二種港及び三種 港</p>
<p>十万吨の貨物を年間に処理し得 る施設及び労働者</p>	<p>当該港湾における推定による、貨 物（港湾運送のうち法第二条第一 項第三号に掲げるものに係るもの に限る。）の年間の取扱数量及びは しけ運送事業の許可を受けている 者の数を考慮して当該港湾の所在 地を管轄する地方運輸局長が定め る取扱数量の貨物を年間に処理し 得る施設及び労働者</p>	<p>五万吨の貨物を年間に処理し得 る施設及び労働者</p>	<p>当該港湾における推定による、貨 物（港湾運送のうち法第二条第一 項第三号に掲げるものに係るもの に限る。）の年間の取扱数量及びは しけ運送事業の許可を受けている 者の数を考慮して当該港湾の所在 地を管轄する地方運輸局長が定め る取扱数量の貨物を年間に処理し 得る施設及び労働者</p>

四 いかだ運 送事業					
	(イ) 一 種 港				
	京 浜	名 古 屋	大 阪	神 戸	関 門
	三十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	三十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
	(ロ) 二 種 港 及 び 三 種 港				
	(1) 次に掲げる場合以外の場合、当該港湾における推定による、木材（港湾運送のうち法第二條第一項第五号に掲げるものに係るものに限る）の年間の取扱数量及びいかだ運送事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の木材を年間に処理し得る施設及び労働者				
	(2) 特定限定許可を受けようとする場合、事業計画に記載された取扱数量の木材を当該事業計画に記載された事業の実施期間に処理し得る施設及び労働者				

備考 この表において一種港、二種港及び三種港とは、それぞれ次の港湾をいう。

イ 一種港

京浜、名古屋、大阪、神戸及び関門  
ロ 二種港

小樽、室蘭、苫小牧、釧路、青森、八戸、宮古、釜石、仙台塩釜、小名浜、秋田船川、酒田、新潟、鹿島、木更津、千葉、横須賀、清水、三河、衣浦、四日市、伏木富山、金沢、敦賀、舞鶴、尼崎、西宮芦屋、姫路、高松、坂出、新居浜、高知、尾道糸崎、広島、

業 いかだ運送事					
	一 種 港				
	京 浜	名 古 屋	大 阪	神 戸	関 門
	三十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	三十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
	二 種 港 及 び 三 種 港				
	当該港湾における推定による、木材（港湾運送のうち法第二條第一項第五号に掲げるものに係るものに限る）の年間の取扱数量及びいかだ運送事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の木材を年間に処理し得る施設及び労働者				

備考 この表において一種港、二種港及び三種港とは、それぞれ次の港湾をいう。

イ 一種港

京浜、名古屋、大阪、神戸及び関門  
二 二種港

小樽、室蘭、苫小牧、釧路、青森、八戸、宮古、釜石、仙台塩釜、小名浜、秋田船川、酒田、新潟、鹿島、木更津、千葉、横須賀、清水、三河、衣浦、四日市、伏木富山、金沢、敦賀、舞鶴、尼崎西宮、芦屋、姫路、高松、坂出、新居浜、高知、尾道糸崎、広島、徳山下松、博多、三池、水俣、鹿児島及び那覇

徳山下松、博多、三池、水俣、鹿児島及び那覇

八 三種港

稚内、留萌、函館、久慈、大船渡、石巻、両津、直江津、日立、田子の浦、七尾、宮津、和歌山下津、阪南、東播磨、徳島小松島、今治、松山、郡中、岡山、宇野、水島、笠岡、福山、呉、境、岩国、三田尻中関、宇部、小野田、苅田、大牟田、唐津、伊万里、白浦、相浦、佐世保、長崎、三角、八代、大分、津久見、佐伯、細島、油津、名瀬、運天、平良及び石垣

二 この表(第二号ロ(口)の項(2)、第三号ロ(口)の項(2)及び第四号ロ(口)の項(2)を除く。)において施設とは、船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除いたものをいう。

三 三種港

稚内、留萌、函館、久慈、大船渡、石巻、両津、直江津、日立、田子の浦、七尾、宮津、和歌山下津、阪南、東播磨、徳島小松島、今治、松山、郡中、岡山、宇野、水島、笠岡、福山、呉、境、岩国、三田尻中関、宇部、小野田、苅田、大牟田、唐津、伊万里、白浦、相浦、佐世保、長崎、三角、八代、大分、津久見、佐伯、細島、油津、名瀬、運天、平良及び石垣

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○法律第十八号（四月二十八日）

**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律**

**附 則**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（後略）

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

**第十条** 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第二十九条の二第一項第一号」の下に「同法第二十九条の九において準用する場合を含む。第十五条第一項及び第十七条第七項において同じ。」を加える。

第十三条第一項第九号中「第二十九条の二第一項」の下に「（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）」を加える。

○海上保安庁告示第二十号（五月二日）

**航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示**

航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後				改正前			
番号又はセ ル	図名又は海域	縮尺又はセ ルサイズ	記載事項	番号又はセ ル	図名又は海域	縮尺又はセ ルサイズ	記載事項
(略)							
W100B	瀬戸内海西部	1 / 250,000	法第 1 条第 2 項の 政令で定める境 界、航路	W100B	瀬戸内海西部	1 / 250,000	法第 1 条第 2 項の 政令で定める境 界、航路
W101A	阪神港神戸	1 / 15,000	法第 30 条第 1 項 の海域	(新設)			
JP101A	HANSHIN KO KOBE	1 / 15,000	法第 30 条第 1 項 の海域	(新設)			
W101B	阪神港神戸西部	1 / 15,000	法第 30 条第 1 項 の海域	W101B	阪神港神戸西部	1 / 15,000	法第 30 条第 1 項 の海域
(略)							
JP106	OSAKA WAN AND HARIMA NADA	1 / 125,000	航路、明石海峡航 路の中央、備讃瀬 戸東航路の中央、 法第 25 条第 2 項 の経路、法第 30 条第 1 項の海域	JP106	OSAKA WAN AND HARIMA NADA	1 / 125,000	航路、明石海峡航 路の中央、備讃瀬 戸東航路の中央、 法第 25 条第 2 項 の経路、法第 30 条第 1 項の海域

W123	阪神港大阪 安治川接続図	1 / 12,000 1 / 11,000	法第 30 条第 1 項 の海域	(新設)
JP123	HANSHIN KO OSAKA CONTINUATION OF AII KAWA	1 / 12,000 1 / 11,000	法第 30 条第 1 項 の海域	(新設)
W130	備後灘及付近	1 / 45,000	法第 30 条第 1 項 の海域	W130 備後灘及付近 1 / 45,000 法第 30 条第 1 項 の海域
(略)				
W1103	大阪湾東部	1 / 45,000	法第 25 条第 2 項 の経路、法第 30 条第 1 項の海域	W1103 大阪湾東部 1 / 45,000 法第 25 条第 2 項 の経路、法第 30 条第 1 項の海域
JP1103	EASTERN PART OF OSAKA WAN	1 / 45,000	法第 25 条第 2 項 の経路、法第 30 条第 1 項の海域	JP1103 EASTERN PART OF OSAKA WAN 1 / 45,000 法第 25 条第 2 項 の経路、法第 30 条第 1 項の海域
(略)				
JP54NVPS	瀬戸内海 (明石海峡)	15 分	法第 30 条第 1 項 の海域	JP54NVPS 瀬戸内海 (明石海峡) 15 分 法第 30 条第 1 項 の海域
JP54NVPT	瀬戸内海 (大阪湾)	15 分	法第 30 条第 1 項 の海域	(新設)

前 文  
令和五年五月十二日から施行する。

## ○法律第二十四号（五月十二日）

## 海上運送法等の一部を改正する法律

（海上運送法の一部改正）

第一条 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条の四」を「第三十七条の六」に、「第五章 準日本船舶の認定等（第三十九条の五―第三十九条の九）」を

「第五章 準日本船舶の認定等（第三十八条―第三十八条の五）」

第五章の二 外航船舶の確保等（第三十九条―第三十九条の九）」に改める。

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「許可基準」を付し、同条第四号中「足る」を「足りる」に改める。

第五条に見出しとして「欠格事由」を付し、同条中「一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その」を「次に掲げる場合には、一般旅客定期航路事業の」に改め、同条第一号中「一年」を「一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、一年」に、「二年」を「起算して五年」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第十六条（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分（以下この条において「許可取消処分」という。）を受けた日から起算して五年を経過していない者（当該許可取消処分を受けた者が法人である場合においては、当該許可取消処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）として在任した者で当該許可取消処分を受けた日から起算して五年を経過していないものを含む。）であるとき。

第五条第三号中「法人で」を「一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が法人で」に、「いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上

上の職権又は支配力を有する者を含む。）が前二号」を「各号（第三号を除く。）に、「と」を「者であるとき」に改め、同号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が許可取消処分を受けた日から起算して五年を経過していない者であるとき。

イ 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの（口において「親会社等」という。）

ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

ハ 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

四 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、許可取消処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該許可取消処分をする日又は当該許可取消処分をしないことを決定する日までの間（第六号において「処分決定期間」という。）に第十五条第一項（第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十二条の規定による事業の廃止の届出（以下この条において「事業廃止届出」という。）をした者（当該事業廃止届出について相当の理由がある者を除く。次号において同じ。）で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

五 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第二十五条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき許可取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以



内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に事業廃止届出をした者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものとき。

六 処分決定期間内に事業廃止届出があつた場合において、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第四号の通知の日前六十日以内に当該事業廃止届出に係る法人(当該事業廃止届出について相当の理由がある法人を除く。)の役員であつた者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

七 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号(第三号を除く。)のいずれかに該当する者であるとき。

第十六条第四号中「第五号各号のいずれか」を「第五号第一号、第二号、第七号又は第八号」に改める。

第十八条第五号中「相続人は」を「相続人が」に、「第三条第一項の規定にかかわらず」を「被相続人に対してした」に、「を営むことができる」を「許可は、その相続人に対してしたものとみなす」に改め、同条に次の二項を加える。

6 第四項の認可を受けた者は、被相続人に係る第三条第一項の許可に基づく権利義務を承継する。

7 第四条及び第五条の規定は、第一項、第二項又は第四項の認可について準用する。

第十九条の第三第二項中「もの」を「部分」に改め、同条第三項中「第十六条」を「第十五条第一項、第十六条、第十八条」に改め、「第十一条第二項」の下に「及び第十八条第七項」を加え、「係るもの」を「係る部分」に改め、同条第四項から第六項までを削る。

第二十二条中「廃止した」を「廃止しようとする」に、「の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内」を「で定めるところにより、廃止の日の三十日前まで」に改める。

第二十三条中「第十六条」の下に、「第十八条」を加え、「第十九条の二」を「並びに第十九条の二」に改め、「並びに第十九条の三四項及び第五項」を削り、「第十一条第二項」の下に「及び第十八条第七項」を加え、「もの

を」を「部分を」に改める。

第三十四条第一項中「第三十九条の五第七項」を「第三十八条第七項」に改め、「(以下)」の下に「この条、次条第三項第一号及び第三十九条第四項において」を加える。

第三十五条第三項第五号中「第三十八条」を「第三十七条の二」に改める。

第三十八条中「対外船舶運航事業に係る」を削り、「船舶貸渡業」を「事業」に改め、「同項」の下に、「第三十九条第一項及び第二項第三号並びに第三十九条の六第一項」を加え、同条第三十七條の二とし、第三十九条を第三十七條の三とし、第三十九条の二を第三十七條の四とし、第三十九條の三を第三十七條の五とし、第三十九條の四を第三十七條の六とする。

第三十九条の五第一項中「者(以下この条)」の下に、「第三十九条第一項及び第二項第三号並びに第三十九条の六第一項」を、「以下この条」の下に、「第三十九条第一項並びに第三十九条の六第一項及び第二項」を加え、同条第四項中「以下」を「第九項及び第三十八條の三において」に改め、同条第五項第三号中「第三十九條の七」を「第三十八條の三」に改め、同条第六項中「以下」を「以下この条及び第三十八條の三において」に、「単に」を「この条、次条及び第三十八條の三において」に改め、同条第十項第一号中「以下」を「第十二項第三号及び第三十八條の四において」に改め、同条第十二項第三号中「第三十九條の八第一項」を「第三十八條の四第一項」に改め、第五章中同条を第三十八條とし、第三十九條の六を第三十八條の二とする。

第三十九条の七中「第三十九條の五第十項」を「第三十八條第十項」に改め、同条を第三十八條の三とする。

第三十九条の八第一項中「第三十九條の五第二項第二号」を「第三十八條第二項第二号」に改め、同条を第三十八條の四とする。

第三十九条の九の見出しを「報告徴収及び立入検査」に改め、同条第一項中「第三十九條の五第七項各号」を「第三十八條第七項各号」に改め、同条を第三十八條の五とし、第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 外航船舶の確保等

(外航船舶確保等基本方針)

第三十九条 国土交通大臣は、前二章に定めるもののほか、安定的な国際

海上輸送（本邦と外国との間において行われる海上輸送をいう。以下同じ。）の確保に資するため、対外船舶貸渡業を営む者若しくは対外船舶運航事業者又は日本の法令により設立された法人であつて、その子会社が日本船舶以外の船舶を所有し、及び当該船舶について対外船舶運航事業者への貸渡しをするもの（次項第三号並びに第三十九条の六第一項及び第二項において「関係親法人」という。）の当該子会社による外航船舶（対外船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次条第二項第一号から第三号まで、第三項第二号及び第四項第四号並びに第三十九条の六において同じ。）の導入及び確保（以下「外航船舶の確保等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下この条及び次条第四項第一号において「外航船舶確保等基本方針」という。）を定めるものとする。

2 外航船舶確保等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 外航船舶の確保等の意義及び目標に関する事項

二 外航船舶の確保等のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 本邦対外船舶運航事業者等（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者及び当該対外船舶運航事業者と国土交通省令で定める密接な関係を有する者）をいう。次条第二項第三号において同じ。）による安定的な国際海上輸送を確保するために対外船舶貸渡業者等（対外船舶貸渡業を営む者、対外船舶運航事業者又は関係親法人をいう。以下同じ。）が講ずべき措置に関する基本的な事項

四 次の基本事項に規定する外航船舶確保等計画の同条第四項の認定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、外航船舶の確保等のために必要な事項

3 外航船舶確保等基本方針は、対外船舶貸渡業者等の競争力の確保を考慮して定めるものとする。

4 外航船舶確保等基本方針は、日本船舶・船員確保基本方針と整合性のとれたものでなければならぬ。

5 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、外航船舶確

保等基本方針を変更するものとする。

6 国土交通大臣は、外航船舶確保等基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（外航船舶確保等計画）

第三十九条の二 対外船舶貸渡業者等は、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、外航船舶の確保等についての計画（以下「外航船舶確保等計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 外航船舶確保等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 導入する外航船舶の隻数その他外航船舶の確保等の目標

二 特定外航船舶（造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十一条第一項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第十条第二項に規定する造船等事業者（以下「認定事業基盤強化事業者」という。）が製造する外航船舶（船体、船舶用機関若しくは艤装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるもの）について、認定事業基盤強化事業者が製造したものを指し、これをいう。）をいう。第四項第四号において同じ。）の導入その他外航船舶の確保等の内容

三 本邦対外船舶運航事業者等への外航船舶の貸渡しの内容

四 計画期間

五 外航船舶の確保等の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 外航船舶確保等計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 第三十三条において準用する第二十条第一項の規定による届出に係る行為に関する事項

二 第三十九条の十一第一項の認定を受けようとする外航船舶の研究開発、製造及び導入に関する同条第二項各号に掲げる事項

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その外航船舶確保等計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

一 外航船舶確保等基本方針に適合するものであること。

二 確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

三 計画期間が国土交通省令で定める期間であること。  
 四 計画期間において導入する外航船舶の隻数が国土交通省令で定める隻数以上であり、かつ、当該外航船舶に占める特定外航船舶の割合が国土交通省令で定める割合以上であること。

五 外航船舶確保等計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が第三十九条の十一第四項各号のいずれにも適合するものであること。

5 前項の認定を受けた対外船舶貸渡業者等（以下「認定対外船舶貸渡業者等」という。）は、当該認定に係る外航船舶確保等計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 第四項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。  
 （船舶貸渡業に関する特例）

第三十九条の三 対外船舶貸渡業者等が、前条第三項第一号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、同条第四項の認定（同条第五項の規定による変更の認定を含む。次条及び第三十九条の五において同じ。）を受けたときは、第三十二条において準用する第二十条第一項の規定による届出があつたものとみなす。

（先進船舶導入等計画の認定の特例）  
 第三十九条の四 対外船舶貸渡業者等が、第三十九条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、同条第四項の認定を受けたときは、当該外航船舶確保等計画（同号に掲げる事項に係る部分に限る。）について第三十九条の十一第四項の認定があつたものとみなす。

（助言等）  
 第三十九条の五 国は、認定対外船舶貸渡業者等が第三十九条の二第四項の認定を受けた外航船舶確保等計画（以下「認定対外船舶確保等計画」という。）に従つて外航船舶の確保等を行うために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（外航船舶の譲渡等の届出）  
 第三十九条の六 認定対外船舶貸渡業者等は、対外船舶貸渡業を営む者又は対外船舶運航事業者にあつてはその所有する外航船舶（認定対外船舶

確保等計画に係るものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡する  
 とき、関係親法人にあつてはその子会社が所有する外航船舶を当該子会社が譲渡するときには、その日の二十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 認定対外船舶貸渡業者等である関係親法人は、外航船舶を所有する子会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る外航船舶が、第三十七条の三第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしなければならぬものであるときは、これらの規定による届出をすることを要しない。  
 （勧告及び認定の取消し）

第三十九条の七 国土交通大臣は、認定対外船舶貸渡業者等が正当な理由がなく、認定対外船舶確保等計画に従つて外航船舶の確保等を行つておらず、又は行わないおそれがあると認めるときは、当該認定対外船舶貸渡業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定対外船舶貸渡業者等が当該勧告に従ひ必要な措置を講じなかつたときは、その認定を取り消すことができる。

（関係者の協力）

第三十九条の八 国土交通大臣、認定対外船舶貸渡業者等及びその組織する団体は、認定対外船舶確保等計画に従つてする外航船舶の確保等に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第三十九条の九 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶貸渡業者等に対して、認定対外船舶確保等計画の実施状況について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶貸渡業者等の事業場若しくは事務所に立ち入り、認定対外船舶確保等計画に係る船舶、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三十九条の十九第一項中「造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十一條第一項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第十條第二項に規定する造船等事業者（次条第一項及び第三十九条の三十六において「認定事業基盤強化事業者」という。）を「認定事業基盤強化事業者」に改める。

第四十四條の二中「本邦と外国との間において行われる海上輸送（以下「国際海上輸送」という。）を「国際海上輸送」に、「船舶（以下）を「船舶（次条及び第四十五条において「の定める手続」を「で定めるところ」に改める。

第四十五條の三第一号中「第三十九条の五第三項を「第三十八條第三項に、「の申請をしようとする」を「を申請する」に改め、同条第二号中「第三十九条の五第四項」を「第三十八條第四項」に、「の申請をしようとする」を「を申請する」に改める。

第四十五條の六第一項中「平成五年法律第八十八号」を削る。

第四十八條中「第十六條第一項（第十九條の三第三項及び第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十六條（第十九條の三第三項及び第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反したとき。

二 第十九條第二項（第十九條の三第三項、第十九條の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

第五十條第七号中「、第十九條第二項（第十九條の三第三項、第十九條の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十三條において準用する場合を含む。）を削り、同条第十四号中「又は第二十三條において準用する場合を含む。」を削り、同条第十四号中「又は第二項」を「第十九條の三第三項において準用する場合を含む。」若しくは第二十四号とし、同条第二十二号中「第三十九條の四第一項又は」を「第三十七條の六第一項、第三十八條の五第一項若しくは」に、「質問」を「第三十七條の六第一項、第三十八條の五第一項若しくは」に、「質問」を「これらの規定による質問」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十二号中「場合及び」を「場合並びに」に、「第三十九條の四第一項又は」を「第三十七條の六第一項、第三十八條の五第一項若しくは」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十号の次に次の一号を加える。

第二十一 第二十二條の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を廃止したとき。

第五十二條第一号中「第三十九條第一項又は」を「第三十七條の三第一項若しくは」に改め、同条中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 第三十九條の六第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡をしたとき。

三 第三十九條の六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第五十四條中「第四十六條から第五十二條まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対し」を「に」に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四十八條（第二号に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑

二 第四十六條、第四十七條、第四十八條（第一号に係る部分に限る。）及び第四十九條から第五十二條まで 各本條の罰金刑

第五十六條第一号中「、第十九條の三第五項（第二十三條において準用する場合を含む。）第十九條の三第六項」を削り、「、第十九條の五第二項、」を「若しくは第十九條の五第二項の規定若しくは」に改め、「又は第二十二條」を削る。

## 第二条 海上運送法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 船舶運航事業（第三十三條―第三十二條の二）」を

「第二章 船舶運航事業（第三十三條―第三十二條の二）」

第二章の二 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証

第一節 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の交付等

（第三十二條の三―第三十二條の十一）

第二節 指定試験機関（第三十二條の十二―第三十二條の二十五）

第三節 登録安全統括管理者講習機関等（第三十二條の二十六―第三十二條の四十）

第四節 雑則（第三十二條の四十一）

に、「第五十六條」を「第五十七條」に改める。

第五條第二号中「第十六條」を「第十七條」に、「第二十三條」を「第二十一條の五」に改め、同条第四号中「第十五條第一項」を「第十六條第

一項に、「第二十二条」を「第二十一条の四」に改める。  
 第六条中「者は」を「者（以下「一般旅客定期航路事業者」という。）は」に、「定める手続」を「定めるところ」に改める。

第八条第一項中「一般旅客定期航路事業者を営む者（以下「」及び「という。）を削り、「定める手続」を「定めるところ」に、「同様である」を「同様とする」に改め、同条第三項中「の定める手続」を「定めるところ」に、「同様である」を「同様とする」に改める。

第十七条を削る。

第十六条の見出しを「（許可の取消し等）」に改め、同条中「当該」を「当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該」に、「許可を」を「当該事業の許可を」に改め、同条第二号中「又は」を「船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十条、第一百七十七条の二から第一百八条の四まで若しくは第一百八条の五第一項又は」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条中「の定める手続」を「定めるところ」に改め、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（旅客名簿の作成等）

**第十五条** 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶ごと及び当該船舶の航海ごとに旅客名簿を作成し、事業場又は事務所に備え置かなければならない。ただし、当該船舶の航行する区域及び航海の態様を勘案して国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第十九条の二の四第二項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第十九条の三第三項中「第十五条第一項、第十六条」を「第十六条第一項、第十七条」に改める。

第十九条の四第一項中「から第十九条第一項まで」を「、第十六条から第十八条まで、第十九条第一項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 対外旅客定期航路事業者を営む者は、第十五条の規定により旅客名簿を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、その事業の用に供する船舶の船長に対し、当該旅客名簿の写しを交付しなければならない。

第二十條の二に次の二項を加える。

4 第十五条及び第十九条の四第五項の規定は、人の運送をする不定期航路事業（旅客船を就航させて、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするものに限る。）について準用する。

5 第十五条の規定は、人の運送をする不定期航路事業（本邦の各港間において行われるものにあつては、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの以外のもの、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものにあつては、旅客船以外の船舶を就航させて行われるものに限る。）について準用する。

第二十一条第一項中「者は」の下に「、次に掲げる旅客不定期航路事業ごとに、かつ」を加え、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げるもの以外の旅客不定期航路事業

二 総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。）二十トン未満の船舶（第三項第二号、第三十二条の三第三項及び第四項並びに第三十二条の七第三項及び第四項において「小型船舶」という。）のみをその用に供する旅客不定期航路事業

第二十一条第二項中「第三条第二項及び第四項」を削り、「ものを除く。」並びに「を（部分を除く。）及び」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
 二 当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

三 航路の起点、寄港地及び終点、当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の概要その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。



- 一 第一項第一号に掲げる旅客不定期航路事業にあつては、資金計画その他国土交通省令で定める事項を記載した書類
- 二 第一項第二号に掲げる旅客不定期航路事業にあつては、前号に掲げる書類並びに小型船舶による輸送の安全を確保するための人材の確保及び資質の向上に関する計画（次項及び第二十一条の第三第三項において「安全人材確保計画」という。）
- 4 安全人材確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 安全人材（第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者及び第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者をいう。次号において同じ。）の確保の目標
  - 二 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項
  - 三 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項
  - 四 計画期間
  - 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 第二十一条に次の二項を加える。
  - 6 第一項第一号に掲げる旅客不定期航路事業に係る許可（以下この条第二十一条の六及び第四十六条第三号において「第一号許可」という。）を受けた者が、当該第一号許可に係る航路について同項第二号に掲げる旅客不定期航路事業に係る許可（以下「第二号許可」という。）を受けたときは、その者に対する当該第一号許可は、その効力を失う。
  - 7 第二号許可（第二十一条の三第一項及び第二項の許可の更新を含む。以下この項及び第二十一条の六において同じ。）を受けた者が、当該第二号許可に係る航路について第一号許可を受けたときは、その者に対する当該第二号許可は、その効力を失う。
- 第二十一条の二中「を営む者（以下）を」の許可を受けた者（第二十一条の四において）に改め、同条の次に次の四条を加える。

（許可の更新）

第二十一条の三 第二号許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、そ

の期間の経過によつて、その効力を失う。

2 次の各号に掲げる処分を受けた者が当該処分を受けた後の第二号許可の最初の更新（以下この項において「処分後更新」という。）を受けた場合における当該第二号許可は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間内にその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 一 第二十一条の五において準用する第十七条の規定による事業の停止の命令 当該処分後更新を受けた日から起算して一年を経過する日までの間
- 二 第二十一条の五において準用する第十七条の規定による輸送施設の使用の停止の命令 当該処分後更新を受けた日から起算して三年を経過する日までの間
- 三 第二十一条の五において準用する第十九条第二項の規定による命令 当該処分後更新を受けた日から起算して三年を経過する日までの間
- 3 前二項の許可の更新を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、申請書に安全人材確保計画を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の更新の申請があつた場合において、第一項又は第二項各号の期間（以下この条において「有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされなるときは、従前の第二号許可は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、第二号許可の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 6 第四条（第六号に係る部分を除く。）及び第五条の規定は、第一項及び第二項の許可の更新について準用する。
- （事業の廃止の届出）
- 第二十一条の四 旅客不定期航路事業者が、その事業を廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- （準用規定）

第二十一条の五 第八条第一項及び第二項、第九条から第十一条まで、第

十三条、第十五条、第十七条、第十八条、第十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第十九条の二から第十九条の三の三までの規定は、旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第十一条第二項及び第十八条第七項中「第四条」とあるのは、「第四条（第六号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。（権利義務の承継による許可の失効）

**第二十一条の六** 前条において準用する第十八条第三項又は第六項の規定により、第一号許可を受けている者が当該第一号許可に係る航路について第二号許可に基づく権利義務を承継したとき、又は第二号許可を受けている者が当該第二号許可に係る航路について第一号許可に基づく権利義務を承継したときは、当該航路についての第二号許可は、その効力を失う。

第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

第二十二条及び第二十三条 削除

第二十五条の二中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、第二章の次に次の一章を加える。

**第二章の二 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証**

**第一節 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の交付**

等

（安全統括管理者資格者証の交付）

**第三十二条の三** 国土交通大臣は、次の各号に掲げる試験に合格し、かつ、運航管理者としての実務の経験その他の当該各号に掲げる試験の区分に応じ国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験を有している者に対し、当該各号に定める資格者証を交付する。

一 総合安全統括管理者試験 総合安全統括管理者資格者証

二 大型船舶安全統括管理者試験 大型船舶安全統括管理者資格者証

三 小型船舶安全統括管理者試験 小型船舶安全統括管理者資格者証

2 総合安全統括管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

3 大型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶以外の船舶のみをその用に供する人の運送をする船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関

し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

4 小型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶のみをその用に供する人の運送をする船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

（安全統括管理者資格者証の交付を行わない場合）

**第三十二条の四** 国土交通大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、総合安全統括管理者資格者証、

大型船舶安全統括管理者資格者証又は小型船舶安全統括管理者資格者証（以下「安全統括管理者資格者証」という。）の交付を行わない。

一 十八歳に満たない者

二 第三十二条の六の規定により安全統括管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から五年を経過しない者

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

（安全統括管理者資格者証の有効期間）

**第三十二条の五** 安全統括管理者資格者証の有効期間は、二年とする。

2 前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による安全統括管理者資格者証の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が安全統括管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（以下「安全統括管理者講習」という。）であつて第三十二条の二十六の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録安全統括管理者講習機関」という。）が実施するものを修了したと認めるときでなければ、安全統括管理者資格者証の有効期間の更新をしてはならない。

（安全統括管理者資格者証の返納）

**第三十二条の六** 国土交通大臣は、安全統括管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その安全統括管理者資格者証の返納を命ずることができ。

（運航管理者資格者証の交付）

**第三十二条の七** 国土交通大臣は、次の各号に掲げる試験に合格し、かつ、旅客船に船長として乗り組んだ経験その他の当該各号に掲げる試験の区分に応じ国土交通省令で定める船舶の運転に関する実務の経験を有している者に対し、当該各号に定める資格者証を交付する。

- 一 総合運航管理者試験 総合運航管理者資格者証
- 二 大型船舶運航管理者試験 大型船舶運航管理者資格者証
- 三 小型船舶運航管理者試験 小型船舶運航管理者資格者証
- 2 総合運航管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

3 大型船舶運航管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

4 小型船舶運航管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業の用に供する小型船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

(運航管理者資格者証の交付を行わない場合)

**第三十二条の八** 国土交通大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、総合運航管理者資格者証、大型船舶運航管理者資格者証又は小型船舶運航管理者資格者証(以下「運航管理者資格者証」という。)の交付を行わない。

- 一 第三十二条の四第一号又は第三号に掲げる者
- 二 第三十二条の十の規定により運航管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から五年を経過しない者

(運航管理者資格者証の有効期間)

**第三十二条の九** 運航管理者資格者証の有効期間は、二年とする。

- 2 前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による運航管理者資格者証の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が運航管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習(以下「運航管理者講習」という。)であつて第三十二条の四十第一項の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(同条第二項及び第

三十二条の四十一第一項第三号において「登録運航管理者講習機関」という。)が実施するものを修了したと認めるときでなければ、運航管理者資格者証の有効期間の更新をしてはならない。

(運航管理者資格者証の返納)

**第三十二条の十** 国土交通大臣は、運航管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分と違反したときは、その運航管理者資格者証の返納を命ずることができ

る。

(国土交通省令への委任)

**第三十二条の十一** 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の様式及び再交付に関する事項、第三十二条の三第一項各号及び第三十二条の七第一項各号の試験の科目及び受験手続並びに安全統括管理者講習及び運航管理者講習の科目は、国土交通省令で定める。

第二節 指定試験機関

(指定試験機関の指定)

**第三十二条の十二** 国土交通大臣は、一に限り指定する者に、第三十二条の三第二項から第四項まで及び第三十二条の七第二項から第四項までの試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 国土交通大臣は、指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。)に試験事務を行わせるときは、試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

**第三十二条の十三** 国土交通大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が定められ、かつ、当該計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 前号の計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。



三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員の構成が試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に掲げるもののほか、試験事務が不公正になるおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 国土交通大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 申請者が、第三十二条の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

二 法人にあつては、その役員のうちこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があること。

(指定の公示等)

第三十二条の十四 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を官報で公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地の変更をしようとするときは、その二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の更新)

第三十二条の十五 指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十二条の十二第二項及び第三十二条の十三の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(試験員)

第三十二条の十六 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、安全統括管理者又は運航管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を国土交通省令で定める要件を備える者のう

ちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、その日から二週間以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験事務の実施に関する規程(次条及び第三十二条の二十三第一項第五号において「試験事務規程」という。)に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定試験機関に対し、試験員の解任を命ずることができる。

5 前項の規定による命令により試験員の職を解任され、その解任の日から二年を経過しない者は、試験員となることができない。

6 指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験員に対し、その職務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。

(試験事務規程)

第三十二条の十七 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。  
(事業計画及び収支予算の認可等)

第三十二条の十八 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 指定試験機関は、事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、その変更に係る事業の開始又は予算の執行の日までに、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

**第三十二条の十九** 指定試験機関は、試験事務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(秘密保持義務等)

**第三十二条の二十** 試験事務に従事する指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

**第三十二条の二十一** 国土交通大臣は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(試験事務の休廃止)

**第三十二条の二十二** 指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等)

**第三十二条の二十三** 国土交通大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十二条の第十三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

二 第三十二条の第十三第二項第二号に該当するに至つたとき。

三 第三十二条の第十四第二項、第三十二条の十六第一項から第三項まで

若しくは第六項、第三十二条の十八又は第三十二条の十九の規定に違反したとき。

四 第三十二条の十六第四項、第三十二条の十七第二項又は第三十二条の二十一の規定による命令に違反したとき。

五 第三十二条の十七第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

六 不正の手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(国土交通大臣による試験事務の実施)

**第三十二条の二十四** 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、試験事務を自ら行うものとする。

一 指定試験機関が第三十二条の二十二第一項の規定により試験事務に関する業務の全部又は一部を休止したとき。

二 前条第一項の規定により指定試験機関に対し試験事務に関する業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

三 指定試験機関が天災その他の事由により試験事務を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により試験事務を行うものとし、又は同項の規定により行つている試験事務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行うものとし、第三十二条の二十二第一項の規定により試験事務に関する業務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

**第三十二条の二十五** 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定

試験機関の上級行政庁とみなす。

### 第三節 登録安全統括管理者講習機関等

(登録安全統括管理者講習機関の登録)

**第三十二条の二十六** 安全統括管理者講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

(登録の要件等)

**第三十二条の二十七** 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請に係る安全統括管理者講習が、当該講習に必要な書籍その他の教材を用いて、次の各号に掲げる講師の条件のいずれにも適合する者により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 十八歳以上であること。
- 二 過去二年間に第三項第三号に規定する講習事務に關し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分を違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わらざりしとき、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

三 総合安全統括管理者資格者証の交付を受けている者であつて、一年以上安全統括管理者として職務を行つた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

**2** 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わらざりしとき、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第三十二条の三十七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

**3** 前条の登録は、登録安全統括管理者講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号

二 安全統括管理者講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 安全統括管理者講習の実施に關する事務（以下この節において「講習事務」という。）を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録事項の変更の届出)

**第三十二条の二十八** 登録安全統括管理者講習機関は、前条第三項第二号及び第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、その二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録の更新)

**第三十二条の二十九** 第三十二条の二十六の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

**2** 第三十二条の二十六及び第三十二条の二十七の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習事務の実施に係る義務)

**第三十二条の三十** 登録安全統括管理者講習機関は、公正に、かつ、第三十二条の二十七第一項に規定する要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(講習事務規程)

**第三十二条の三十一** 登録安全統括管理者講習機関は、講習事務の開始前に、講習事務の実施に關する規程（次項において「講習事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**2** 講習事務規程には、安全統括管理者講習の実施方法、安全統括管理者講習に關する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めおかなければならない。

(帳簿の備付け等)

**第三十二条の三十二** 登録安全統括管理者講習機関は、講習事務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

**第三十二条の三十三** 登録安全統括管理者講習機関は、毎事業年度、当該

事業年度の経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第一号及び第三号並びに第五十七条第一号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 安全統括管理者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録安全統括管理者講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録安全統括管理者講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

**第三十二条の三十四** 国土交通大臣は、安全統括管理者講習が第三十二条の二十七第一項に規定する要件に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録安全統括管理者講習機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（改善命令）

**第三十二条の三十五** 国土交通大臣は、登録安全統括管理者講習機関が第三十二条の三十の規定に違反していると認めるときは、当該登録安全統括管理者講習機関に対し、同条の規定による安全統括管理者講習を行うべきこと又は講習事務の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずる

ことができる。

（講習事務の休廃止）

**第三十二条の三十六** 登録安全統括管理者講習機関は、講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録の取消し等）

**第三十二条の三十七** 国土交通大臣は、登録安全統括管理者講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十二条の二十六の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十二条の二十七第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十二条の二十八、第三十二条の三十一、第三十二条の三十二、第三十二条の三十三第一項又は前条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がなく、第三十二条の三十三第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第三十二条の三十四又は第三十二条の三十五の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第三十二条の二十六の登録を受けたとき。

（国土交通大臣による講習事務の実施等）

**第三十二条の三十八** 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録安全統括管理者講習機関がないとき。

二 第三十二条の三十六の規定による講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により第三十二条の二十六の登録を取り消し、又は登録安全統括管理者講習機関に対し講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録安全統括管理者講習機関が天災その他の事由により講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 国土交通大臣が前項の規定により講習事務に関する業務の全部又は一

部を自ら行う場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(公示)

**第三十二条の三十九** 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報で公示しなければならない。

- 一 第三十二条の二十六の登録をしたとき。
- 二 第三十二条の二十八の規定による届出があつたとき。
- 三 第三十二条の三十六の規定による届出があつたとき。
- 四 第三十二条の三十七の規定により第三十二条の二十六の登録を取り消し、又は講習事務に関する業務の停止を命じたとき。

(登録運航管理者講習機関)

**第三十二条の四十** 運航管理者講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 第三十二条の二十七から前条までの規定は、前項の登録、運航管理者講習及び登録運航管理者講習機関に関する事務について準用する。この場合において、第三十二条の二十七第一項第三号中「総合安全統括管理者資格者証」とあるのは「総合運航管理者資格者証」と、「安全統括管理者として」とあるのは「運航管理者として」と、同条第三項中「登録安全統括管理者講習機関登録簿」とあるのは「登録運航管理者講習機関登録簿」と、第三十二条の二十九第二項中「第三十二条の二十六」とあるのは「第三十二条の四十一」と読み替えるものとする。

#### 第四節 雑則

**第三十二条の四十一** 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者から当該各号に定める事務の状況について報告をさせ、又はその職員に、次の各号に掲げる者の事務所に立ち入り、当該各号に定める事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 一 指定試験機関 試験事務
- 二 登録安全統括管理者講習機関 安全統括管理者講習の実施に関する事務
- 三 登録運航管理者講習機関 運航管理者講習の実施に関する事務
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携

帶し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十七条の六の見出しを「報告徴収及び立入検査」に改め、同条第二項中「第二十五条第二項」を「第三十二条の四十一第二項」に改める。

第三十八条第三項中「(昭和五十五年法律第四十号)」及び「(同法第五十一条規定する総トン数をいう。以下同じ。)」を削り、「同じ。」の「この条及び次条において同じ。」の「に」に改め、同条第四項中「(昭和二十二年法律第百号)」を削る。

第三十八条の五第二項及び第三十九条の九第二項中「第二十五条第二項」を「第三十二条の四十一第二項」に改める。

第三十九条の十一第四項第四号中「第二十三条の三十二第一項」を「第二十三条の三十六第一項」に、「第二十三条の三十五第一項」を「第二十三条の三十九条の十三第二項中「第二十三条の三十二第一項」を「第二十三条の三十六第一項」に改める。

第四十五条の三中「を国」の下に「指定試験機関が行う試験を受けようとする者にあつては、当該指定試験機関」を加え、同条中第二号を第十二号とし、第一号を第十一号とし、同号の前に次の十号を加える。

一 第三十二条の三第一項の規定による安全統括管理者資格者証の交付を申請する者

二 安全統括管理者資格者証の再交付を申請する者

三 総合安全統括管理者試験、大型船舶安全統括管理者試験又は小型船舶安全統括管理者試験を受ける者

四 第三十二条の五第二項の規定による安全統括管理者資格者証の有効期間の更新を申請する者

五 安全統括管理者講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受ける者

六 第三十二条の七第一項の規定による運航管理者資格者証の交付を申請する者

七 運航管理者資格者証の再交付を申請する者

八 総合運航管理者試験、大型船舶運航管理者試験又は小型船舶運航管



理者試験を受ける者

九 第三十二条の九第二項の規定による運航管理者資格者証の有効期間の更新を申請する者

十 運航管理者講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受ける者  
第四十五条の三に次の一項を加える。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第四十五条の五第一号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条第三号中「第十六条」を「第十七条」に、「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める。

第四十六条第三号中「許可を受けないで」を「第一号許可を受けないで同項第一号に掲げる」に改め、「とき」の下に「、又は同項の規定による第二号許可を受けないで同項第二号に掲げる旅客不定期航路事業を営んだとき」を加える。

第四十八条第一号中「第十六条」を「第十七条」に、「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、「よる」の下に「輸送施設の使用の停止又は」を加え、同条第二号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第四十八条の二 第三十二条の二十第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第三十二条の二十三第一項又は第三十二条の三十七(第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十条第二号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は届出」を「又は第八十一条の規定による届出」に改め、同条第三号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条第四号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は認可」を「又は同項の規定による認可」に改め、同条第五号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条第六号中「第二十三条」を「第二十一条の五」

に、「」の規定)を「以下この号において同じ」の規定)に、「又は届出」を「又は第十条の三第一項の規定による届出」に、「第十条の三第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同条第七号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条第八号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に、「の規定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつた」を、「第十二条 第十三条(第十九条の六の三第二項、)第二十條の二第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）」又は第三十条(第三号に係る部分に限る。))の規定に違反して」に改め、同条第九号及び第十号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条第十三号を削り、同条第十四号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を同条第十三号とし、同条第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十一号中「第二十一条」を「第二十一条の四」に改め、同条を同条第二十号とし、同条第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十二条中第八号を第十四号とし、第二号から第七号までを六号ずつ繰り下げ、第一号を第七号とし、同号の前に次の六号を加える。

一 第十五条(第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。)の規定に違反して、旅客名簿を備え置かず、又は旅客名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

二 第三十二条の十九又は第三十二条の三十二(第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十二条の二十二第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

四 第三十二条の三十六の規定による届出をしないで安全統括管理者講習の実施に関する事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第三十二条の四十第二項において準用する第三十二条の三十六の規定による届出をしないで運航管理者講習の実施に関する事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出

をしたとき。

六 第三十二条の四十一第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第五十四条第二号中「及び」を「第四十八条の二第二項及び」に改める。  
第五十六条第一号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に、「第十九条の四第五項」を「第十九条の四第六項」に改め、同条第二号中「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条に次の二号を加える。

五 正当な理由がなく、第三十二条の六の規定による命令に違反して、安全統括管理者資格者証を返納しなかつた者

六 正当な理由がなく、第三十二条の十の規定による命令に違反して、運航管理者資格者証を返納しなかつた者

本則に次の一条を加える。

**第五十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十二条の三十三第一項（第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

二 正当な理由がなく、第三十二条の三十三第二項各号（第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者

### 第三条

海上運送法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 船舶運航事業（第三条―第三十二条の二）」を「第二章 船舶運航事業」

第一節 旅客定期航路事業

第一款 一般旅客定期航路事業（第三条―第十九条の五）

第二款 特定旅客定期航路事業（第十九条の六）

第三款 対外旅客定期航路事業（第十九条の七―第十九条の十七）

（十七）

第二節 貨物定期航路事業（第二十条・第二十条の二）

第三款 不定期航路事業（第二十一条―第二十三条）

第四節 雜則（第二十三条の二―第三十二条の二）

に改める。

第二条第四項中「とに分ける」「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう」を「と対外旅客定期航路事業とに分ける」に改め、同条第五項中「以外」を「及び対外旅客定期航路事業以外」に改め、「運送をする」の下に「旅客定期航路事業であつて対外旅客定期航路事業以外のものをいい、「対外旅客定期航路事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定め行う」を加え、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「の各号」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第九項を第十二項とし、第八項を第十一項とし、第七項を第十項とし、同条第六項中「いう」を「いい、これを旅客不定期航路事業と一般不定期航路事業と貨物専用不定期航路事業とに分ける」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 この法律において「旅客不定期航路事業」とは、一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）をいい、「不定期航路事業」とは、人の運送をする不定期航路事業であつて旅客不定期航路事業以外のものをいい、「貨物専用不定期航路事業」とは、旅客不定期航路事業及び一般不定期航路事業以外の不定期航路事業をいう。

第二条第五項の次に次の二項を加える。

6 この法律において「貨物定期航路事業」とは、旅客定期航路事業以外の定期航路事業をいい、これを貨客定期航路事業と貨物専用定期航路事業とに分ける。

7 この法律において「貨客定期航路事業」とは、人の運送をする貨物定期航路事業をいい、「貨物専用定期航路事業」とは、貨客定期航路事業以外の貨物定期航路事業をいう。

第二章中第三条の前に次の節名及び款名を付する。

第一節 旅客定期航路事業

第一款 一般旅客定期航路事業

第五条第二号中「第十九条の三第三項」を「第十九条の六第二項」に改め、「の処分」の下に「又は第十九条の十四（第二十条第二項及び第二十二條

第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消しの処分」を、「（以下この条）の下に「及び第十九条の九第一項第二号から第五号まで」を加え、「許可取消処分」を「許可等取消処分」に改め、「。以下この条」の下に「並びに第十九条の九第一項第二号、第六号及び第八号」を加え、同条第三号中「許可取消処分」を「許可等取消処分」に改め、同条第四号中「許可取消処分」を「許可等取消処分」に、「第十九条の三第三項」を「第十九条の六第二項」に改め、「第二項」の下に、「第十九条の十三第一項（第二十号第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）を、「この条」の下に「及び第十九条の九第一項第四号から第六号まで」を加え、同条第五号中「許可取消処分」を「許可等取消処分」に改め、同条第七号中「含む」の下に、「第十九条の九第一項第七号において同じ」を加える。第七号を削り、第八号を第七号とする。

第九条第一項中「の定める手続」を「で定めるところ」に、「同様である」を「同様とする」に改め、同条を第八号とする。

第十条中「の定める方法」を「で定めるところ」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（貨率表の公示）

**第十条** 一般旅客定期航路事業者は、当該航路に就航する旅客船により手荷物及び小荷物以外の貨物（石炭、ばら積み穀類その他大量輸送に適する貨物であつて国土交通省令で定めるもの並びに自動車航送に係る自動車及びその積載貨物を除く。）を運送する場合には、貨率表を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。貨率表を変更しようとするときも、同様とする。

第十条の三の見出しを「安全管理規程」に改め、同条第一項中「安全管理規程を定め」を「輸送の安全を確保するため、安全管理規程を定め、その事業の開始前に」に改め、同条第二項中「輸送の安全を確保するため」に一般旅客定期航路事業者が遵守すべき」を削り、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 次条第一項に規定する安全統括管理者の選任に関する事項

五 第十条の六第一項に規定する運航管理者の選任に関する事項

第十条の三第四項中「安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければ」を「安全管理規程を遵守しなければ」に改め、同条第五項から第七項まで

を削り、同条の次に次の五条を加える。

（安全統括管理者）

**第十条の四** 一般旅客定期航路事業者は、その事業における安全管理体制の確保を図るため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、安全統括管理者一人を選任しなければならない。

一 当該事業の用に供する船舶が総トン数（船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。）二十トン未満の船舶（以下「小型船舶」という。）以外の船舶及び小型船舶である場合 第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

二 当該事業の用に供する船舶が小型船舶以外の船舶のみである場合 第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第二号の大型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

三 当該事業の用に供する船舶が小型船舶のみである場合 第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

2 安全統括管理者は、次に掲げる職務を行う。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針を決定すること。

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制を整備すること。

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法を確立し、及び改善すること。

四 その他事業における安全管理体制の確保を図るために必要なものとして国土交通省令で定める職務

3 小型船舶をその事業の用に供する一般旅客定期航路事業者が選任した安全統括管理者は、前項に定めるもののほか、当該小型船舶に船長として乗船しようとする者が次に掲げる要件に適合することの確認を行わなければならない。

一 船員法（昭和二十二年法律第百号）第百八十八条の四又は第百八十八条の五第一項の規定による特定教育訓練を修了した者であること。

二 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）



第二十三条の三十五第一項に規定する乗船基準に定める小型船舶操縦者として当該小型船舶に乗船することができる小型船舶操縦士であること。

4 一般旅客定期航路事業者は、第一項の規定により安全統括管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(安全統括管理者等の義務)

第十條の五 安全統括管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者に対し、前条第二項各号に掲げる職務を行い、及び同条第三項の確認を行うため必要な権限を与えなければならない。

3 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

(運航管理者)

第十條の六 一般旅客定期航路事業者は、その事業の用に供する船舶の運航を管理させるため、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、船舶ごとに運航管理者を選任しなければならない。

一 運航を管理させる船舶が小型船舶以外の船舶である場合 第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第二号の大型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者

二 運航を管理させる船舶が小型船舶である場合 第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者

運航管理者は、次に掲げる職務を行う。

一 船舶の運航に関する計画を策定すること。

二 前号の計画の安全な実施を確保するために必要な従業者を配置することその他の輸送の安全を確保するための船舶の運航体制を整備すること。

三 気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航の中止を指示することその他の輸送の安全を確保するための船舶の運航管理を実施すること。

と。

四 その他事業の用に供する船舶の運航の適切な管理を図るために必要なものとして国土交通省令で定める職務

3 一般旅客定期航路事業者は、第一項の規定により運航管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(運航管理者等の義務等)

第十條の七 運航管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2 一般旅客定期航路事業者は、運航管理者がその職務を行つていない間は、当該運航管理者を船舶に乗り組ませてはならない。ただし、当該事業者の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合であつて、当該一般旅客定期航路事業者が、国土交通省令で定めるところにより、当該運航管理者と常時連絡を取ることができる従業者（船舶に乗り組んでいない者に限る。）を配置しているときは、この限りでない。

3 一般旅客定期航路事業者は、運航管理者に対し、前条第二項各号に掲げる職務を行うため必要な権限を与えなければならない。

4 一般旅客定期航路事業者は、運航管理者がその職務として行う助言を尊重しなければならない。

5 一般旅客定期航路事業者の従業者は、運航管理者が気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航を中止するよう指示をしたときは、これに従わなければならない。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任命令)

第十條の八 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

第十二条第三号中「第九条」を「第八条」に改める。

第十七条第二号中「(昭和二十二年法律第百号)」及び「(昭和二十六年法律第百四十九号)」を削る。

第十九条第一項中「の各号」を削り、同条第二項中「安全管理規程の

遵守」を削る。

第十九条の四から第十九条の六の三までを削る。

第十九条の三の見出しを削り、同条第二項中「並びに第五条の規定は、前項の許可」を、「第五条、第十条から第十一条まで、第十六条第一項、第十七条、第十八条、第十九条第二項、第十九条の三並びに第十九条の四の規定は、前項の許可及び特定旅客定期航路事業」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十一条第二項及び第十八条第七項中「第四条」とあるのは、「第四条（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

第十九条の三第三項を削り、同条を第十九条の六とし、同条の次に次の款名を付する。

### 第二款 対外旅客定期航路事業

第十九条の二の四第一項中「以下」を「次項において」に、「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条を第十九条の五とし、同条の次に次の款名を付する。

### 第三款 特定旅客定期航路事業

第十九条の二の三（見出しを含む）中「かかわる」を「関わる」に改め、同条を第十九条の四とする。

第十九条の二の二（見出しを含む）中「かかわる」を「関わる」に改め、同条を第十九条の三とする。

第十九条の七を次のように改める。

（対外旅客定期航路事業の登録）

**第十九条の七** 対外旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者（第五号、次条第二項及び第十九条の九において「登録申請者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航路の起点、寄港地及び終点

三 当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれ

に代わる番号

四 当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置

五 登録申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人（第十九条の九第一項第三号において「密接関係法人」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

イ 当該登録申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該登録申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの（口において「親会社等」という。）

ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

ハ 当該登録申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

3 前項の申請書には、第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

第十九条の七の次に次の十条及び節名を加える。

（登録の実施）

**第十九条の八** 国土交通大臣は、前条第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を対外旅客定期航路事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項第一号から第四号までに掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、対外旅客定期航路事業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

**第十九条の九** 国土交通大臣は、第十九条の七第一項の登録の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 登録申請者が、一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していない者であるとき。
- 二 登録申請者が許可等取消処分を受けた日から起算して五年を経過していない者（当該許可等取消処分を受けた者が法人である場合においては、当該許可等取消処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該許可等取消処分を受けた日から起算して五年を経過していないものを含む）であるとき。
- 三 密接関係法人が許可等取消処分を受けた日から起算して五年を経過していない者であるとき。
- 四 登録申請者が、許可等取消処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該許可等取消処分をする日又は当該許可等取消処分をしないことを決定する日までの間（第六号において「処分決定期間」という。）に事業廃止届出をした者（当該事業廃止届出について相当の理由がある者を除く。次号において同じ。）で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。
- 五 登録申請者が、第二十五条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき許可等取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該登録申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日という。）までの間に事業廃止届出をした者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。
- 六 処分決定期間内に事業廃止届出があつた場合において、登録申請者が第四号の通知の日前六十日以内に当該事業廃止届出に係る法人当該事業廃止届出について相当の理由がある法人を除く。の役員であつた者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。
- 七 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

八 登録申請者が法人である場合において、その法人の役員が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。（変更の届出）

第十九条の十 第十九条の七第一項の登録を受けた者（以下「対外旅客定期航路事業者」という。）は、同条第二項第一号から第四号までに掲げる事項に変更があるときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を対外旅客定期航路事業者登録簿に登録しなければならない。（運賃及び料金等の公示）

第十九条の十一 対外旅客定期航路事業者（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする対外旅客定期航路事業者を除く。以下この条において同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする対外旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款を定め、その事業の開始前に、公示しなければならない。これらを変更しようとするときは、同様とする。

（承継）

第十九条の十二 対外旅客定期航路事業の譲渡又は対外旅客定期航路事業者について相続、合併若しくは分割（当該対外旅客定期航路事業を承継させるものに限る。）があつた場合は、当該対外旅客定期航路事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該対外旅客定期航路事業を承継すべき相続人を定めるときは、その者。第五項において同じ。）合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該対外旅客定期航路事業を承継した法人（以下この条において「承継法人等」という。）は、当該承継法人等が第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないことについて国土交通大臣の確認を受けたときに限り、対外旅客定期航路事業者の地位を承継する。

2 前項の確認を受けようとする承継法人等は、国土交通省令で定めると

ころにより、承継の事由並びに第十九条の七第二項第一号及び第五号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の確認をしたときは、前項の申請書に記載された事項（第十九条の七第二項第一号に掲げるものに限る。）を対外旅客定期航路事業者登録簿に登録しなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の確認をしなかつたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該確認の申請をした承継法人等に通知しなければならない。

5 相続人が被相続人の死亡後六十日以内に第一項の確認の申請をした場合においては、当該確認をした旨の通知又は前項の通知を受けるまでは、被相続人に対してした対外旅客定期航路事業者の登録は、その相続人に対してしたもののみならず。

（事業の廃止の届出）

**第十九条の十三** 対外旅客定期航路事業者は、その事業を廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

2 対外旅客定期航路事業者が前項の規定による届出をしたときは、その者に係る第十九条の七第一項の登録は、当該届出に係る廃止の日にその効力を失う。

（登録の取消し等）

**第十九条の十四** 国土交通大臣は、対外旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこれに基づく処分を違反したとき。

二 船舶安全法、船員法第七十条、第一百七十七条の二から第一百八条の四まで若しくは第一百八条の五第一項又は船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定に違反したとき。

三 第十九条の九第一項第一号、第二号、第七号又は第八号に該当することとなつたとき。

（登録の抹消）

**第十九条の十五** 国土交通大臣は、第十九条の十三第二項の規定により登

録が効力を失つたとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該対外旅客定期航路事業者の登録を抹消しなければならない。

（運用規定）

**第十九条の十六** 第十条から第十条の八まで、第十五条、第十九条第二項、第十九条の三及び第十九条の四の規定は、対外旅客定期航路事業者について準用する。

2 第十三条及び第十九条の二の規定は、対外旅客定期航路事業者（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。第三十二条の二において同じ。）について準用する。

（旅客名簿の写しの交付）

**第十九条の十七** 対外旅客定期航路事業者は、前条第一項において準用する第十五条の規定により旅客名簿を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、その事業の用に供する船舶の船長に対し、当該旅客名簿の写しを交付しなければならない。

**第二節 貨物定期航路事業**

第二十条及び第二十条の二を次のように改める。

（貨客定期航路事業）

**第二十条** 貨客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

2 第十条から第十条の八まで、第十九条第二項、第十九条の三、第十九条の四、第十九条の七第二項及び第三項、第十九条の八から第十九条の十まで並びに第十九条の十二から第十九条の十五までの規定は、貨客定期航路事業者及び前項の登録について準用する。この場合において、第十条中「当該航路に就航する旅客船により手荷物及び小荷物以外の貨物」とあるのは「当該航路により貨物」と、第十九条の八第一項及び第三項、第十九条の十第二項並びに第十九条の十二第三項中「対外旅客定期航路事業者登録簿」とあるのは「貨客定期航路事業者登録簿」と読み替えるものとする。

3 第十三条、第十九条の二及び第十九条の十一の規定は、貨客定期航路事業者（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。第三十二条の二において同じ。）について準用する。

（貨物専用定期航路事業）

**第二十條の二** 貨物専用定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、航路ごとに、その事業の開始の日の十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 貨物専用定期航路事業を営む者は、その事業を廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

3 第十條及び第十條の二の規定は、貨物専用定期航路事業について準用する。この場合において、第十條中「当該航路に就航する旅客船により手荷物及び小荷物以外の貨物」とあるのは、「当該航路により貨物」と読み替えるものとする。

第二十條の二の次に次の節名を付する。

### 第三節 不定期航路事業

第二十一條第一項中「一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。以下「旅客不定期航路事業」という。）を「旅客不定期航路事業」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業

第二十一條の五中「第八條第一項」を「第七條第一項」に、「第九條」を「第八條、第九條、第十條の二」に、「第十九條の二の三」を「第十九條の四」に改める。

第二十二條及び第二十三條を次のように改める。

### （一般不定期航路事業）

**第二十二條** 一般不定期航路事業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

2 第十條の二から第十條の八まで、第十九條第二項、第十九條の三、第十九條の四、第十九條の七第二項及び第三項、第十九條の八から第十九條の十まで並びに第十九條の十二から第十九條の十五までの規定は、一般不定期航路事業及び前項の登録について準用する。この場合において、第十九條の七第二項第二号中「終点」とあるのは「終点又は航行する水

域」と、第十九條の八第一項及び第三項、第十九條の第十二項並びに第十九條の十二第三項中「対外旅客定期航路事業者登録簿」とあるのは「一般不定期航路事業者登録簿」と読み替えるものとする。

3 第十三條、第十九條の二及び第十九條の十一の規定は、一般不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。第三十二條の二において同じ。）について準用する。

4 第十五條及び第十九條の十七の規定は、一般不定期航路事業（旅客船を就航させて、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするものに限る。）について準用する。この場合において、同条中「前条第一項」とあるのは、「第二十二條第四項」と読み替えるものとする。

5 第十五條の規定は、一般不定期航路事業（本邦の各港間において行うものにあつては、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの以外のもの、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行うものにあつては、旅客船以外の船舶を就航させて行うものに限る。）について準用する。

### （貨物専用不定期航路事業）

**第二十三條** 貨物専用不定期航路事業を営む者は、国土交通省令で定めるところにより、その事業の開始の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも、同様とする。

2 貨物専用不定期航路事業を営む者は、その事業を廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

3 第十條の二の規定は、貨物専用不定期航路事業について準用する。第二十三條の次に次の節名を付する。

### 第四節 雑則

第二十三條の二中「人の運送をする船舶運航事業に使用する」を「一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業、貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業」第三十二條の三第二項から第四項まで、第三十二條の七第二項から第四項まで及び第四十三條において「旅客運送船舶運航事業」という。）の用に供する」に



改める。  
第二十五条第一項中「人の運送をする不定期航路事業」を「旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業」に、「に使用する」を「の用に供する」に改める。

第二十五条の二中「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二條第二項」に改める。

第二十八條第三号中「貨物定期航路事業者」を「貨物定期航路事業を営む者（次条第一項及び第三項において「貨物定期航路事業者」という。）に改める。

第三十条中「各号」を削り、同条第三号中「第十九条の六（第十九条の七において）」を「第十条（第十九条の六第二項及び第十九条の十六第一項において準用する場合並びに第二十条第二項及び第二十条の二第三項において読み替えて）」に改め、「含む」の下に「。次条において同じ」を加え、同条第六号中「運賃のべもどし」を「運賃延戻し」に、「以下」を「以下この号において」に改める。

第三十一条中「以下」を「以下この条及び次条において」に、「第十九条の六（第十九条の七において準用する場合を含む。）」を「第十条」に改める。

第三十二条の二中「人の運送をする貨物定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。）」を「対外旅客定期航路事業、貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業」に改める。

第三十二条の三第二項から第四項まで及び第三十二条の七第二項から第四項までの規定中「人の運送をする船舶運航事業」を「旅客運送船舶運航事業」に改める。

第三十三条中「第二十条第一項及び第三項」を「第二十三条第一項及び第二項」に改める。

第三十九条の二第三項第一号及び第三十九条の三中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第四十二条第一項中「もの」を「部分」に、「外国人等が」を「外国人

等が」に改め、同条第二項中「旅客定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業」を「対外旅客定期航路事業又は一般不定期航路事業」に改め、同条第四項中「人の運送をする不定期航路事業」を「旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業」に改める。

第四十三条ただし書中「人の運送をする船舶運航事業」を「旅客運送船舶運航事業」に改める。

第四十五条の五第一号中「第八条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第二号中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第三号中「第十九条の三第三項」を「第十九条の六第一項」に改める。

第四十六条第二号中「第十九条の三第一項」を「第十九条の六第一項」に改める。

第四十八條第一号中「第十九条の三第三項」を「第十九条の六第二項」に改め、同条第二号中「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二條第二項」に改め、同条に次の三号を加える。

三 第十九条の七第一項の規定による登録を受けないで対外旅客定期航路事業を営んだとき。

四 第二十条第一項の規定による登録を受けないで貨客定期航路事業を営んだとき。

五 第二十二條第一項の規定による登録を受けないで一般不定期航路事業を営んだとき。

第四十九条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二 第十九条の十四（第二十条第二項及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条第二号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第三号中「第八条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第四号中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第五号中「第十条」を「第九条」に改め、同条第六号中「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の

五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二條第二項」に改め、同条第七号中「第七項」を「第十条の八」に、「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二條第二項」に、「第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項及び第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項、第二十一条の五及び第二十二條第二項」に改め、同条第八号中「第十条の三第四項」を「第十条の四第一項若しくは第十条の六第一項（これらの規定を）」、「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二條第二項」に、「第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項及び第二十一条の五」を「第十九条の十六第二項、第二十条第三項、第二十一条の五及び第二十二條第三項」に改め、同条第九号中「第十条の三第五項」を「第十条の四第四項若しくは第十条の六第三項（これらの規定を）」、「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二條第二項」に改め、同条第十号及び第十三号中「第十九条の三第三項」を「第十九条の六第二項」に改め、同条第十四号を削り、同条第十五号中「第十九条の四第三項」を「第十九条の十一（第二十条第三項及び第二十二條第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に、「又は公示」を「又は第十九条の十一の規定による公示」に、「料金」を「料金若しくは運送約款」に、「又は料金を收受した」を「若しくは料金を收受し、又は運送約款を締結した」に改め、同条第十四号とし、同条第十六号から第十九号までを削り、第二十号を第十五号とし、第二十一号から第二十四号までを五号ずつ繰り上げる。

第五十一条中「第三十一条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十九条の十第一項（第二十条第二項及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出

をしたとき。

二 第三十一条の規定に違反したとき。

第五十二条第一号中「第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五」を「第十九条の十六第一項、第二十一条の五並びに第二十二條第四項及び第五項」に改める。

第五十四条第二号中「第一号」の下に「及び第三号から第五号まで」を加える。

第五十六条中第四号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第三号中「第十九条の五第一項」を「第二十条の二第一項」に、「貨物定期航路事業（人の運送をするものを除く。）」を「貨物専用定期航路事業」に改め、同条第五号とし、同条第三号中「第十九条の二の三（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五）」を「第十九条の四（第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二條第二項）」に改め、同条を同条第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 第十九条の十三第一項（第二十条第二項及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を廃止した者

第五十六条第一号中「第十九条の三第三項」を「第十九条の六第二項」に、「第十九条の四第六項若しくは第十九条の五第二項の規定若しくは第二十条第一項若しくは第三項」を「若しくは第二十条の二第二項の規定若しくは第二十三條第一項若しくは第二項」に改め、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 第十九条（第十九条の六第二項及び第十九条の十六第一項において準用する場合並びに第二十条第二項及び第二十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公示をしなかつた者

（船員法の一部改正）

**第四条** 船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「書類の備置き」に改め、同条第一項中「の定める場合」を「で定める場合」に改め、同項第一号中「の定める」を「で定める」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五

号とし、同条第二項中「航海日誌及び旅客名簿」を「及び航海日誌」に改める。

第百条の三第一項第二十八号中「第百十八条の四第一項」を「第百十八条の六第一項」に改め、同項第二十九号中「第百十八条の四第二項」を「第百十八条の六第二項」に改め、同項第三十号中「第百十八条の四第三項」を「第百十八条の六第三項」に改め、同項第三十一号中「第百十八条の四第一項」を「第百十八条の六第一項」に改める。

第百条の六第一項中「第三十九条の五第四項」を「第三十八条第四項」に改める。

第百八条の二中「第百一条第二項」の下に「又は第百十八条の五第三項」を加え、「同項」を「第百一条第二項又は第百十八条の五第三項」に改める。第百十二条の見出しを「船員等の申告」に改め、同条第一項中「この法律」を「船員は、この法律」に、「があるときは、船員は」を「について、第百十八条の五第一項に規定する特定小型船舶（次項において「特定小型船舶」という。）の乗組員は、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実について、それぞれ」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第二項中「船舶所有者」の下に「又は第百十八条の五第一項に規定する特定小型船舶所有者」を、「船員」の下に「又は特定小型船舶の乗組員」を加え、「取扱を与えては」を「取扱いをしては」に改める。

第百十八条の四を第百十八条の六とし、第百十八条の三の次に次の二条を加える。

（船舶所有者による小型船舶の乗組員に対する教育訓練）

**第百十八条の四** 船舶所有者は、国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、国土交通省令で定めるところにより、船舶が航行する海域の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練（次条第一項において「特定教育訓練」という。）を実施しなければならない。

（特定小型船舶所有者による特定小型船舶の乗組員に対する教育訓練等）

**第百十八条の五** 前条に規定する船舶であつて、第一条第二項第一号又は第二号に掲げる船舶に該当するもの（以下この条において「特定小型船

船」という。）の所有者（船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人。以下この条、第百三十一条の二及び第百三十五条第二項において「特定小型船舶所有者」という。）は、特定小型船舶の乗組員当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、国土交通省令で定めるところにより、特定教育訓練を実施しなければならない。国土交通大臣は、前項の規定に違反する事実があると認めるときは、特定小型船舶所有者に対し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、特定小型船舶所有者がその命令に従わない場合において、特定小型船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その特定小型船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その特定小型船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、その特定小型船舶の入港すべき港を指定することができる。

国土交通大臣は、前項の規定による処分に係る特定小型船舶について、第二項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちにその処分を取り消さなければならない。

船員労務官は、必要があると認めるときは、特定小型船舶所有者に対し、第一項の規定の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告をすることができ

る。

第百二十条の三第七項中「規定」の下に「（船員及び船舶所有者に係る部分に限る。）」を加える。

第百二十六条第五号中「から第四号まで」を「若しくは第三号」に改める。

第百三十条中、「第百十八条の三若しくは第百十八条の四第四項」を「から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の六第四項」に改める。

第百三十一条第二号中「第百十八条の四第二項」を「第百十八条の六第二項」に改める。

第百三十一条の三を第百三十一条の四とし、第百三十一条の二を第百三十一条の三とし、第百三十一条の次に次の一条を加える。

**第百三十一条の二** 特定小型船舶所有者が第百十二条第二項又は第百十八条の五第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

（特定小型船舶所有者による特定小型船舶の乗組員に対する教育訓練等）



第三百二十二条第一項中「第一百一条第二項」の下に「又は第百十八条の五第三項」を加える。

第三百三十三條第二項に次の一号を加える。  
六 第百十八条の五第二項の規定による命令に違反したとき。  
第百三十五條第一項の次に次の一項を加える。

特定小型船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が特定小型船舶所有者の業務に関し第百三十一条の二、第百三十二条第一項、第百十八条の五第三項に係る部分に限る。及び第百三十三條第二項（第六号に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その特定小型船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正）

**第五条** 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「登録小型船舶教習実施機関等」を「登録特定操縦免許講習機関等」に、「第二十三条の三十」を「第二十三条の三十四」に、「第二十三条の三十一—第二十三条の三十五」を「第二十三条の三十五—第二十三条の三十九」に、「第二十三条の三十六—第二十三条の三十八」を「第二十三条の四十一—第二十三条の四十二」に改める。

第五条第一項中「それぞれ」を削り、同条第二項中「以下」を「次項において」に改める。

第二十三条の二第二項を次のように改める。

2 操縦免許のうち、特定操縦免許（次条第一項第一号又は第二号に掲げる資格に係る操縦免許であつて、国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する小型船舶（次項第一号及び同条第三項において「事業用小型船舶」という。）の小型船舶操縦者にならうとする者に対するものをいふ。以下この条、次条第三項及び第四項並びに第二十三条の二十六第一項において同じ。）以外のものは、国土交通大臣が行う小型船舶操縦士国家試験（以下「操縦試験」という。）に合格した者について行う。

第二十三条の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特定操縦免許は、次に掲げる者について行う。

一 次条第一項第一号又は第二号に掲げる資格に係る操縦試験に合格し、かつ、発航前の検査、人命救助その他の事業用小型船舶の小型船

操縦者としての業務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び能力を習得させるための講習（以下「特定操縦免許講習」という。）であつて第二十三条の二十五の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（次号、第二十三条の二十八及び第三十条第一号において「登録特定操縦免許講習機関」という。）が行うものの課程を修了した者

二 受けようとする資格の特定操縦免許と同一の資格に係る操縦免許を既に有し、かつ、特定操縦免許講習であつて登録特定操縦免許講習機関が行うものの課程を修了した者

第二十三条の三第一項中「の各号」を削り、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項に定めるもののほか、国土交通大臣は、特定操縦免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、特定操縦免許を受け者の乗船履歴に応じ、小型船舶操縦者として乗船する事業用小型船舶の航行する区域についての限定（次項及び第二十三条の二十六第一項において「履歴限定」という。）をすることができ。

4 前項の規定による履歴限定は、その特定操縦免許を受けている者の申請により、変更し、又は解除することができる。

第二十三条の七第一項第二号中「第二十三条の三十六」を「第二十三条の四十一」に、「第二十三条の三十七第一項」を「第二十三条の四十一第一項」に改める。

第二十三条の十第一項中「第二十三条の二十五及び第二十三条の二十六」を「第二十三条の二十九及び第二十三条の三十」に、「以下」を「同条及び第二十三条の三十二において」に改める。

第二十三条の十一の表第七条の二第三項第三号の項中「第二十三条の二十九及び第二十三条の三十」を「第二十三条の三十三及び第二十三条の三十四」に、「第二十三条の二十六」を「第二十三条の三十」に改める。

第三章第三節の節名を次のように改める。

**第三節** 登録特定操縦免許講習機関等

第二十三条の三十八中「第二十三条の三十六」を「第二十三条の四十一」に改め、第三章第五節中同条を第二十三条の四十二とし、第二十三条の三十七を第二十三条の四十一とする。

第二十三条の三十六第五項中「第一項から前項まで」を「前各項」に改

め、同条を第二十三条の四十とする。  
 第三章第四節中第二十三条の三十五を第二十三条の三十九とする。

第二十三条の三十四中「第二十三条の三十二第一項」を「第二十三条の三十六第一項」に改め、同条を第二十三条の三十八とする。

第二十三条の三十三の前の見出しを削り、同条を第二十三条の三十七とし、同条の前の見出しとして「(小型船舶操縦士がなることができる小型船舶操縦者)」を付する。

第二十三条の三十二を第二十三条の三十六とし、第二十三条の三十一を第二十三条の三十五とする。

第二十三条の三十中「第二十三条の二十六及び第二十三条の二十七」を「第二十三条の三十及び第二十三条の三十一」に、「第二十三条の二十六第一項第一号」を「第二十三条の三十第一項第一号」に改め、第三章第三節中同条を第二十三条の三十四とし、第二十三条の二十九を第二十三条の三十三とし、第二十三条の二十八を第二十三条の三十二とし、第二十三条の二十七を第二十三条の三十一とする。

第二十三条の二十六第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者(以下この号において「小型船舶関連事業者」という。)」を「小型船舶関連事業者」に改め、同号イ中「(公社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法をいう。)」を削り、同号ロ中「(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」を削り、同条第二項第二号中「第二十三条の二十八」を「第二十三条の三十二」に改め、同条を第二十三条の三十三とし、第二十三条の二十五を第二十三条の二十九とし、第三章第三節中同条の前に次の四条を加える。

(登録特定操縦免許講習機関の登録)  
**第二十三条の二十五** 特定操縦免許講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

(登録の要件等)

**第二十三条の二十六** 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請に係る特定操縦免許講習が、次の表の上欄の各号に掲げる施設及び設備の全てを用いて、同表の下欄の各号に掲げる講師の条件のいずれにも適合する者により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。

この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

施設及び設備	講師の条件
一 講義室 二 実習水域(実習期間中において原則として占有することができ、るものに限る。) 三 実習用小型船舶水路図誌 四 航海計器 五 操舵設備、係船設備及び航海用具 六 救命器具 七 信号装置 八 国際信号旗 九 国際信号書 十 危険物による事故の際の応急医療の手引書 十一 教育に必要な模型、掛図、書籍 十二 その他の教材	一 十八歳以上であること。 二 過去二年間に特定操縦免許講習の実施に關する事務(第三項第三号及び第二十三条の二十八)に關して「特定操縦免許講習事務」というに關して不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分を違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。 三 次のいずれかの条件を満たす者であること。 イ 五級海技士(航海)の資格若しくは五級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格に係る海技免許を有する者であつて当該海技免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。 ロ 一級小型船舶操縦士の資格に係る特定操縦免許(技能限定及び履歴限定がされていないものに限る)を有する者であつて一年以上小型船舶操縦者として小型船舶(特殊小型船舶を除く)に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(第四号において「登録申請者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者  
 二 第二十三条の二十八において準用する第十七条の十一の規定により

備考 上欄中第六号から第九号までの設備は、模型、掛図その他これらに類するものをもつてこれらの設備に代えることができる。

登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者  
 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号及び第二十三条の三十第一項第二号において「小型船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するもの

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第二十三条の三十第一項第二号イにおいて同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第二十三条の三十第一項第二号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

三 特定操縦免許講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号  
 二 特定操縦免許講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
 三 特定操縦免許講習事務を行う事務所の所在地  
 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）  
**第二十三条の二十七** 第二十三條の二十五の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。  
 （準用）

**第二十三条の二十八** 第十七条の四から第十七条の十五までの規定は、登録特定操縦免許講習機関、特定操縦免許講習及び特定操縦免許講習事務について準用する。この場合において、必要な技術的説替へは、政令で定める。

第二十四条第一項中「第二十三條の三十一第一項、第二十三條の三十三若しくは第二十三條の三十五第一項」を「第二十三條の三十五第一項、第二十三條の三十七若しくは第二十三條の三十九第一項」に改める。

第二十六条第一項中「海技免状更新講習」の下に「特定操縦免許講習」を加える。

第三十条第一号中「及び第二十三條の三十」を、「第二十三條の三十二及び第二十三條の三十四」に改め、「養成を行う者」の下に「登録特定操縦免許講習機関」を加え、「第三十一条の三」を「第三十一条の三第一項」に改める。

第三十条の三第一号中「第二十三條の三十一第一項又は第二十三條の三十五第一項」を「第二十三條の三十五第一項又は第二十三條の三十九第一項」に改める。

第三十一条第一号中「第二十三條の三十三又は第二十三條の三十五第三項」を「第二十三條の三十七又は第二十三條の三十九第三項」に改める。

第三十一条の三第一項各号及び第三十一条の四中「及び第二十三條の三十」を、「第二十三條の三十二及び第二十三條の三十四」に改める。

別表第三の一の項中欄第六号中「操舵装置」を「操舵装置」に改める。

別表第四中「第二十三條の二十六」を「第二十三條の三十」に改める。

別表第五中「第二十三條の三十」を「第二十三條の三十四」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 公布の日

二 第一条中海上運送法第四条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第四号の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第十六条第四号の改正規定、同法第十八条の改正規定、同法第十九条の三

の改正規定、同法第二十二條の改正規定、同法第二十三條の改正規定、同法第四十五條の六第一項の改正規定、同法第四十八條の改正規定、同法第五十條の改正規定、同法第五十四條の改正規定及び同法第五十六條第一號の改正規定並びに次條及び附則第九條の規定、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日（令和五年六月十一日）

三 第一條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四條中船員法第一條の六第一項の改正規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（令和五年七月一日）

四 第三條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六條、第七條、第十三條、第十四條及び第十六條から第十八條までの規定、附則第十九條の規定（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一號）第六條第二項の改正規定（第二十三條）を「第二十一條の五」に改める部分に限る。）を除く。、附則第二十條の規定（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二號）第四十條第二項の改正規定（第二十三條）を「第二十一條の五」に改める部分に限る。）を除く。、附則第二十一條の規定、附則第二十二條の規定（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五號）第十二條第二項の改正規定を除く。、附則第二十三條の規定、附則第二十四條の規定（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九號）第二十七條の五第二項の改正規定（第十五條第一項）を「第十六條第一項」に改める部分に限る。）、同法第二十七條の十九の改正規定（第十五條）を「第十六條」に改める部分に限る。）及び同法第三十五條第二項の改正規定（第十五條第二項）を「第十六條第一項」に改める部分に限る。）、附則第二十五條の規定（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九號）第十三條第二項の改正規定（第二十三條）を「第二十一條の五」に改める部分に限る。）を除く。、附則第二十六條の規定（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一號）第十九條の三の改正規定（第八條第一項）を「第六條」に改める部分に限る。）を除く。、附則第二十七條及び第二十八條の規定、附則第二十九條の規定（文化観光拠点施設を中核とした地域における文

化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八號）第八條第二項の改正規定（第二十三條）を「第二十一條の五」に改める部分に限る。）を除く。並びに附則第三十條及び第三十一條の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三條中海上運送法第十條の三の改正規定、同條の次に五條を加える改正規定、同法第十七條第二號の改正規定、同法第十九條の改正規定、同法第二十一條第一項第二號の改正規定、同法第五十條第七號の改正規定（第七項）を「第十條の八」に改める部分に限る。）、同條第八號の改正規定（第十條の三第四項〔を「第十條の四第一項若しくは第十條の六第一項（これらの規定を）」に改める部分に限る。〕及び同條第九號の改正規定（第十條の三第五項〔を「第十條の四第四項若しくは第十條の六第三項（これらの規定を）」に改める部分に限る。〕並びに附則第八條の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（前条第三号に掲げる規定の施行に伴う経過措置）

**第二條** 前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）前に海上運送法第十九條の三第一項若しくは第二十一條第一項の許可を受けた者（以下この条において「第二号施行日前許可事業者」という。）が当該許可に係る特定旅客定期航路事業者若しくは旅客不定期航路事業者を第二号施行日前に譲渡した場合又は第二号施行日前許可事業者について第二号施行日前に相続、合併若しくは分割があった場合における第二号施行日前許可事業者の地位の承継については、なお従前の例による。

2 第二号施行日前許可事業者が、当該許可に係る特定旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者を、第二号施行日の三十日前の日から第二号施行日の前日までの間に休止し、若しくは廃止した場合又は第二号施行日から第二号施行日の二十九日後の日までの間に休止し、若しくは廃止する場合における当該休止又は廃止の届出については、なお従前の例による。

3 第二号施行日から前条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一條の規定（前条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の海上運送法第五十條第二十二號及び第二十三號の規定の適用については、これらの規定中「第三十七條の六第一項、第三十八條の五第一項若し

くは」とあるのは、「第三十九条の四第一項又は」とする。  
 (この法律の施行に伴う経過措置)

**第三条** この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の海上運送法(次項において「旧海上運送法」という。)第二十一条第一項の許可を受けている者であつて、当該許可に係る旅客不定期航路事業(総トン数(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和十五年法律第四十号)第五条第一項に規定する総トン数をいう。)(二十トン未満の船舶のみをその用に供するもの(以下この条において「小型船舶旅客不定期航路事業」という。))を除く。))を営んでいるものは、この法律の施行の日(次項及び次条において「施行日」という。))に、第一号許可(第二条の規定による改正後の海上運送法(以下この条及び附則第五条において「新海上運送法」という。))第二十一条第六項に規定する第一号許可をいう。次項において同じ。))を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧海上運送法第二十一条第一項の許可を受けている者であつて、当該許可に係る小型船舶旅客不定期航路事業を営んでいるものは、施行日から起算して三年を経過する日までの間(その者が当該期間内に当該許可に係る航路について第一号許可の申請をした場合には、当該申請について第一号許可の処分があるまでの間又はその者が当該期間内に第五項の認可の申請をした場合には、当該申請について認可若しくは認可の拒否の処分があるまでの間)は、第二号許可(新海上運送法第二十一条第六項に規定する第二号許可をいう。以下この条において同じ。))を受けないでも、引き続き当該小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる。

3 前項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を第二号許可を受けた者とみなして、新海上運送法第二十一条の二及び第二十一条の四の規定(これらと同一の規定に係る罰則を含む。))並びに新海上運送法第二十一条の五(新海上運送法第十八条の規定を準用する部分を除く。以下この項において同じ。))の規定(新海上運送法第二十一条の五において準用する規定に係る罰則を含む。))を適用する。この場合において、同条において準用する新海上運送法第十七条中「若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消す」とあるのは、「又は当該事業の停止若しくは廃止を命ずる」とする。

4 前項の規定により読み替えて適用する新海上運送法第二十一条の五において準用する新海上運送法第十七条の規定による事業の廃止の命令は、新海上運送法の規定の適用については、新海上運送法第十七条の規定による許可の取消しの処分とみなす。

5 第二項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができることとされた者は、国土交通省令で定めるところにより、当該小型船舶旅客不定期航路事業に係る航路ごとに、新海上運送法第二十一条第二項第二号に掲げる事項を記載した申請書に同条第三項第二号に規定する安全人材確保計画を添付して国土交通大臣に提出し、その認可を受けることができる。

6 前項の規定により認可を受けた者は、当該認可に係る航路について、当該認可を受けた日に第二号許可を受けたものとみなす。

7 新海上運送法第四条(第六号に係る部分を除く。))及び第五条の規定は、第五項の認可について準用する。

**第四条** この法律の施行の際現に第五条の規定による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二第二項の規定による一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格に係る特定操縦免許(以下この条において「旧特定操縦免許」という。))を受けている者は、施行日から起算して二年を経過する日までの間(その者が当該期間内に次項の申請をしたときは、同項の規定により第五条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法(以下この条において「新船舶職員法」という。))第二十三条の二第三項の規定による一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格に係る特定操縦免許(以下この条において「新特定操縦免許」という。))を受けるまでの間)は、その受けている旧特定操縦免許に係る一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格の区分に応じ、新特定操縦免許を受けたものとみなす。

2 国土交通大臣は、新船舶職員法第二十三条の二第三項の規定にかかわらず、前項の規定により新特定操縦免許を受けたものとみなされている者次項において「みなし特定操縦免許受有者」という。))であつて、移行講習(同条第三項第一号に規定する特定操縦免許講習の課程のうち国土交通大臣が定めるものをその内容に含む講習であつて同号に規定する登録特定操縦免許講習機関が行うもの)の課程を修了したものの申請により、当



該者が受けている旧特定操縦免許に係る一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格の区分に応じ、新特定操縦免許を行うものとする。

3 みなし特定操縦免許受有者（前項の移行講習の課程を修了して新特定操縦免許を受けた者を除く。）は、施行日から起算して二年を経過した日以後は、その受けている旧特定操縦免許に係る一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格の区分に応じ、新船舶職員法第二十三条の二第二項の規定による操縦免許を受けたものとみなす。

**第五条** 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条及び附則第七条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新海上運送法第四十八条の二及び第四条の規定による改正後の船員法第三百三十一条の二の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（附則第一条第四号に掲げる規定の施行に伴う経過措置）

**第六条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定（附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正前の海上運送法（以下この条において「第四号改正前海上運送法」という。）第十九条の四第二項の規定による届出をして対外旅客定期航路事業を営んでいる者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第四号施行日」という。）から起算して二年を経過する日までの間（その者が当該期間内に第三条の規定による改正後の海上運送法（以下この条及び次条において「第四号改正後海上運送法」という。）第十九条の七第一項の登録の申請をした場合には、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、第四号改正後海上運送法第十九条の七第一項の登録を受けなくても、引き続き当該対外旅客定期航路事業を営むことができる。

2 前項の規定により引き続き対外旅客定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を第四号改正後海上運送法第十九条の七第一項の登録を受けた者とみなして、第四号改正後海上運送法第十九条の十第一項、第十九条の十一、第十九条の十三第一項及び第十九条の十四（第三号に係る部分を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む）、第四号改正後海上運送法第十九条の十六の規定（同条において準用する規定に係る罰

則を含む。）並びに第四号改正後海上運送法第十九条の十七の規定を適用する。この場合において、第四号改正後海上運送法第十九条の十第一項中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）第三条の規定（同法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の第十九条の四第二項の規定による届出をした事項」と、第四号改正後海上運送法第十九条の十四中「若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消す」とあるのは「又は当該事業の停止若しくは廃止を命ずる」とする。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号改正前海上運送法第十九条の五第一項の規定による届出をして人の運送をする貨物定期航路事業を営んでいる者は、第四号施行日から起算して二年を経過する日までの間（その者が当該期間内に第四号改正後海上運送法第二十条第一項の登録の申請をした場合には、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、第四号改正後海上運送法第二十条第一項の登録を受けなくても、引き続き当該人の運送をする貨物定期航路事業を営むことができる。

4 前項の規定により引き続き人の運送をする貨物定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を第四号改正後海上運送法第二十条第一項の登録を受けた者とみなして、同条第二項（第四号改正後海上運送法第十九条の七第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九、第十九条の十第二項、第十九条の十二、第十九条の十三第二項、第十九条の十四（第三号に係る部分に限る。）並びに第十九条の十五の規定（第六項において「登録関係規定」という。）を準用する部分を除く。）及び第三項の規定（これらの規定において準用する規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第四号改正後海上運送法第二十条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十第一項中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）第三条の規定（同法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の第十九条の五第一項の規定による届出をした事項」と、第四号改正後海上運送法第二十条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九条の十四中「若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消す」とあるのは「又は当該事業の停止若

しくは廃止を命ずる」とする。

5 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号改正前海上運送法第二十条第二項の規定による届出をして人の運送をする不定期航路事業を営んでいる者は、第四号施行日から起算して二年を経過する日までの間(その者が当該期間内に第四号改正後海上運送法第二十二條第一項の登録の申請をした場合には、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間)、第四号改正後海上運送法第二十二條第一項の登録を受けるいでも、引き続き当該人の運送をする不定期航路事業を営むことができる。

6 前項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を第四号改正後海上運送法第二十二條第一項の登録を受けた者とみなして、同条第二項(登録関係規定を準用する部分を除く。)及び第三項から第五項までの規定(これらの規定において準用する規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九條の十第一項中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「海上運送法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十四号)第三条の規定(同法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。 )による改正前の第二十条第二項の規定による届出した事項」と、第四号改正後海上運送法第二十二條第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九條の十四中「若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消す」とあるのは「又は当該事業の停止若しくは廃止を命ずる」とする。

7 第一項、第三項又は第五項に規定する者が、当該届出に係る対外旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業を、第四号施行日の三十日前の日から第四号施行日の前日までの間に廃止した場合又は第四号施行日から第四号施行日の二十九日前までの間に廃止する場合における当該廃止の届出については、なお従前の例による。

8 第二項の規定により読み替えて適用する第四号改正後海上運送法第十九條の十四、第四項の規定により読み替えて適用する第四号改正後海上運送法第二十条第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九條の十四及び第六項の規定により読み替えて適用する第四号改正後海上運送法第二十二條第二項において準用する第四号改正後海上運送法第十九條の

十四の規定による事業の廃止の命令は、第四号改正後海上運送法の規定の適用については、第四号改正後海上運送法第十九條の十四の規定による登録の取消しの処分とみなす。

9 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号改正前海上運送法第十九條の五第一項の規定による届出をして貨物定期航路事業を営んでいる者(第三項に規定する者を除く。)又は第四号改正前海上運送法第二十二條第一項の規定による届出をして不定期航路事業を営んでいる者は、それぞれ第四号改正後海上運送法第二十條の二第一項の規定による届出又は第四号改正後海上運送法第二十三條第一項の規定による届出をした者とみなす。

10 第四号施行日から附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(次項及び附則第八条において「第五号施行日」という。)の前日までの間における第四号改正後海上運送法第十九條の十六第一項(第二項において引用する場合を含む。)及び第二十条第二項(第四項において引用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「第十條の八」とあるのは、「第十條の三」とする。

11 第四号施行日から第五号施行日の前日までの間における第四号改正後海上運送法第二十二條第二項(第六項において引用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第二項中「から第十條の八まで」とあるのは、「第十條の三」とする。

第七條 第四号施行日が刑法施行日前である場合には、第四号施行日から刑法施行日の前日までの間における第四号改正後海上運送法第十九條の九第一項第一号の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「懲役又は禁錮の刑」とする。

2 第四号施行日が刑法施行日前である場合には、第四号施行日から刑法施行日の前日までの間における第四号改正後海上運送法第四十九條の二の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(附則第一条第五号に掲げる規定の施行に伴う経過措置)

第八條 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、第五号施行日から起算して一年を経過する日までは、これらの規定中

「当該各号に定める者」とあるのは、「当該各号に定める者又は運輸管理者としての実務の経験その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験を有している者」とする。

一 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に一般旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業をいう。）の許可を受けている者、第三条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の海上運送法（以下この条において「第五号改正後海上運送法」という。）第十条の四第一項

二 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に特定旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する特定旅客定期航路事業をいう。）の許可を受けている者、第五号改正後海上運送法第十九条の六第二項において準用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

三 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に対外旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する対外旅客定期航路事業をいう。）の登録を受けている者（附則第六条第一項に規定する者を含む。）、第五号改正後海上運送法第十九条の六第一項（附則第六条第二項の規定により適用する場合を含む。）、次項第三号において同じ。において準用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

四 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に貨客定期航路事業（海上運送法第二条第七項に規定する貨客定期航路事業をいう。）の登録を受けている者（附則第六条第三項に規定する者を含む。）、第五号改正後海上運送法第二十条第二項（附則第六条第四項の規定により適用する場合を含む。）、次項第四号において同じ。において準用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

五 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に旅客不定期航路事業（海上運送法第二条第九項に規定する旅客不定期航路事業をいう。）の許可を受けている者（附則第三条第二項に規定する者を含む。）、第五号改正後海上運送法第二十一条の五（附則第三条第三項の規定により適用する場合を含む。）、次項第五号において同じ。において準用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

六 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に一般不定期航路事業（海上運送法第二条第九項に規定する一般不定期航路事業をいう。）の登

録を受けている者（附則第六条第五項に規定する者を含む。）、第五号改正後海上運送法第二十二条第二項（附則第六条第六項の規定により適用する場合を含む。）、次項第六号において同じ。において準用する第五号改正後海上運送法第十条の四第一項

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、第五号施行日から起算して一年を経過する日までは、これらの規定中「当該各号に定める者」とあるのは、「当該各号に定める者又は旅客船に船長として乗り組んだ経験その他の国土交通省令で定める船舶の運輸に関する実務の経験を有している者」とする。

一 前項第一号に掲げる者、第五号改正後海上運送法第十条の六第一項

二 前項第二号に掲げる者、第五号改正後海上運送法第十九条の六第二項において準用する第五号改正後海上運送法第十条の六第一項

三 前項第三号に掲げる者、第五号改正後海上運送法第十九条の六第一項において準用する第五号改正後海上運送法第十条の六第一項

四 前項第四号に掲げる者、第五号改正後海上運送法第二十条第二項において準用する第五号改正後海上運送法第十条の六第一項

五 前項第五号に掲げる者、第五号改正後海上運送法第二十一条の五において準用する第五号改正後海上運送法第十条の六第一項

六 前項第六号に掲げる者、第五号改正後海上運送法第二十二条第二項において準用する第五号改正後海上運送法第十条の六第一項

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為、附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）の施行後にした行為並びに附則第一条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）



**第十一条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第十二条** 船員職業安定法の一部改正

（船員職業安定法の一部改正）  
 第十二条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第五項中「第百十八条の四第三項」を「第百十八条の六第三項」に改め、同条第六項中「第百十八条の三」を「第百十八条の四」に、「第百十八条の四第一項」を「第百十八条の六第一項」に改め、同条第七項中「第百十八条の三」を「第百十八条の四」に改め、同条第九項中「及び第百十二条第一項」及び「、第百十二条第二項」を削り、「第百十八条の四第四項」を「第百十八条の六第四項」に、「第百一条第二項に規定する場合」とあるのは「」を「船員労働官は、第百一条第二項」とあるのは「船員労働官は、」に、「第百十三条第一項中」を「第百十二条第一項中」「労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令」とあるのは「労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同条第二項中「船舶所有者又は一」とあるのは「船舶所有者（派遣先の船舶所有者を含む。）」又は「一」と、同法第百十三条第一項中「、第百十八条の四第一項」を「第百十八条の六第一項」に改め、同条第十項中「第百十八条の三」を「第百十八条の四」に改める。

**第十三条** 内航海運業法の一部改正

（内航海運業法の一部改正）  
 第十三条 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「第十九条の五第一項（人の運送をする貨物定期航路事業に係る部分を除く。）」及び第二項並びに第二十条第一項及び第三項（を「第二十条の第二項及び第二項の規定並びに同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を）」に改め、「これらの規定を」を削る。

**第十四条** 内航海運組合法の一部改正

（内航海運組合法の一部改正）  
 第十四条 内航海運組合法（昭和三十三年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「同法第二十一条」を「同条第九項」に改め、同項第四号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第五号中「もつぱら」を「専ら」に、「港湾運送事業法第三条各号」を「同法第三条各号」に改める。（登録免許税法の一部改正）

**第十五条** 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十三号中「船舶運航事業の許可」の下に「又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録」を加え、同号（中）「又は同法第二十一条（旅客不定期航路事業の許可）」の旅客不定期航路事業の許可」を削り、同号に次のように加える。

(三) 海上運送法第二十一条第一項（旅客不定期航路事業の許可）の旅客不定期航路事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数 一件につき 九万円
(四) 海上運送法第三十二条の二十六（登録安全統括管理者講習機関の登録）の登録安全統括管理者講習機関の登録（更新の許可を除く。）	登録件数 一件につき 九万円
(五) 海上運送法第三十二条の四十第一項（登録運航管理者講習機関の登録）の登録運航管理者講習機関の登録（更新の許可を除く。）	登録件数 一件につき 九万円

別表第一第百三十六号中「若しくは操縦免許証更新講習」を「操縦免許証更新講習若しくは登録特定操縦免許講習機関」に改め、同号(六)を同号(七)とし、同号(四)の次に次のように加える。

(六) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条（登録件数の二十五）（登録特定操縦免許講習機関の登録）の登録特定操縦免許講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数 一件につき 九万円
---	-------------------

**第十六条** 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第三十四条の五第四号中「の一般旅客定期航路事業の許可」の下に「又は同法第二十条第一項（貨客定期航路事業）の貨客定期航路事業の登録若しくは同法第二十二條第一項（一般不定期航路事業）の一般不定期航路事業の登録」を加える。  
 別表第一第百三十三号中「許可又は」を「許可若しくは登録又は」に、

〔二〕の規定による海上運送高度化実施計画」を「以下この号において同じ。〕の規定による海上運送高度化実施計画」に、〔一〕の規定による地域公共交通利便増進実施計画」を「以下この号において同じ。〕の規定による地域公共交通利便増進実施計画」に、「当該許可」を「当該許可とみなし、同法第二十条、第二十七条の十九又は第三十五条第一項の規定により貨客定期航路事業の登録又は一般不定期航路事業の登録を受けたものとみなされる場合における同法第十九条第三項の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定又は同法第三十条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定はこれらの登録」に改め、同号〔中〕第十九条の三第一項」を「第十九条の六第一項」に改め、同号〔五〕を同号〔八〕とし、同号〔四〕を同号〔七〕とし、同号〔三〕を同号〔五〕とし、同号〔五〕の次に次のように加える。

(六) 海上運送法第二十二條第一項（一般不定期航路事業）の登録  
登録件数 一件につき  
一万五千元

別表第一第百三十三号〔二〕の次に次のように加える。

(三) 海上運送法第十九條の七第一項（対外旅客定期航路事業）の登録	登録件数 一件につき	九万円
(四) 海上運送法第二十条第一項（貨客定期航路事業）の登録	登録件数 一件につき	一万五千元

（外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部改正）

**第十七条** 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「それぞれ」を削り、同条第五号中「第二条第九項」を「第二条第十二項」に改める。

（外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正）

**第十八条** 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第二条第七項」を「第二条第十項」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

**第二十一条** 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「それぞれ」を削り、同条第六号ロ中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

## ○政令第七十九号（五月十二日）

## 関税法施行令の一部を改正する政令

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中第一号を第一号の二とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 貨物を輸入しようとする者の住所又は居所及び氏名又は名称

第五十九条第一項中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られる貨物については、その承認）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項

イ その場所の所在地

ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称

六 貨物が、通信販売（商品を販売する者（以下この号及び次号において「販売者」という。）が、不特定かつ多数の者に当該商品に係る販売価格その他の条件（以下この号及び次号において「販売条件」という。）を電気通信回線を通じて提示して行う商品の販売であつて、次に掲げるいづれかの方法により行われるものをいう。同号において同じ。）により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別

イ 商品を購入する者（以下この号及び次号において「購入者」という。）

が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて当該販売条件又は当該販売条件を変更した条件による売買契約の申込みの意思表示を販売者に對して行い、かつ、当該販売者が、その使用に係る電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意思表示を行う

ことにより、商品が販売される方法

ロ 販売者が、不特定かつ多数の者に当該販売条件による売買契約の申込みの意思表示を電気通信回線を通じて行い、かつ、購入者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

七 貨物が前号に規定するものに該当する場合には、その通信販売において利用されたプラットフォーム（電子計算機を用いた情報処理により構築され、事業者その他の者により単独で又は共同して提供される場であつて、当該場において、販売者が不特定かつ多数の者に商品に係る販売条件を提示し、かつ、購入者が販売者に対して売買契約の申込み又は承諾の意思表示を行うものをいう。）の名称若しくは名称に代わるものとして当該貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しくは名称

第五十九条第二項中「において準用する」を「（保税蔵置場についての規定の準用）において読み替えて準用する」に改める。

第五十九条の二第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一項第一号の二」に改め、同条第二項中「前条第一項第一号及び第二項に掲げる貨物」を「前条第一項第一号の二に掲げる貨物の価格（当該貨物が特例申告貨物である場合を除く。）及び同条第二項に規定する保税製品」に、「の価格は、当該」を「の原料として使用された外国貨物の課税標準に相当する価格は、これらの」に改め、同条第三項中「前条第一項第一号に掲げる貨物」を「前条第一項第一号の二に掲げる貨物の価格（当該貨物が」に、「に限る。」を「であつて、」に、「おける当該貨物の価格」を「限る。」に改める。

## 附 則

この政令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第五十九条第一項中第五号を第八号とし、第四号の次に三号を加える改正規定は、令和七年十月十二日から施行する。

## ○財務省令第三十八号（五月十二日）

## 関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（保存義務者についての規定の運用）</p> <p><b>第一条の四</b> 第九条の十から第十条の三まで（輸入又は輸出の許可書に係る規定の適用・関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等、関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、特例輸入者が備付け及び保存をする特例輸入関税関係帳簿並びに特例輸入者が保存をする特例輸入関税関係書類並びに特例輸入者が行う法第九十四条の五（電子取引の取</p>	<p>（保存義務者についての規定の運用）</p> <p><b>第一条の四</b> 第十条から第十條の三まで（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、特例輸入者が備付け及び保存をする特例輸入関税関係帳簿並びに特例輸入者が保存をする特例輸入関税関係書類並びに特例輸入者が行う法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取</p>

引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引について準用する。この場合において、第九条の十中「輸入又は輸出」とあるのは「輸入」と、「令第八十三條第五項」とあるのは「関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号。以下「令」という。）第四條の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条の五」とあるのは「第七條の九第二項において準用する法第九十四条の五」と、「第十条第一項第一号中」に係る電子計算機処理に当該」とあるのは「に係る電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に当該」と、同号イ中「電子計算機処理システム」とあるのは「電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）」と、同条第四項第二号ロ(1)及び第九項、第十条の二第四項並びに第十条の三第一項中「第八十三條第六項」とある

引について準用する。この場合において、第十条第一項第一号中「に係る電子計算機処理に当該」とあるのは「に係る電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に当該」と、同号イ中「電子計算機処理システム」とあるのは「電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）」と、同条第四項第二号ロ(1)中「令第八十三條第六項」とあるのは「関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号。以下「令」という。）第四條の十二第四項」と、同項第四号中「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもつて」と、同条第七項第一号中「及び法人番号」とあるのは「及び法人番号（行政手続における特定

のは「第四条の十二第四項」と、第十条第四項第四号中「電子計算機出力マイクログロフィルムによる保存をもつて」とあるのは「電子計算機出力マイクログロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクログロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもつて」と、同条第七項第一号中「及び法人番号」とあるのは「及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」と読み替えるものとする。

〔2 略〕

第七条の六（輸入申告書の記載事項）

とする者は、令第五十九条第一項（輸入申告書の手続）に規定する輸入申告書への同項第七号に掲げる事項の記載に当たつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 当該貨物に係るプラット

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」と、同条第九項、第十条の二第四項及び第十条の三第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとする。

〔2 同上〕

〔条を加える。〕

フォーム（令第五十九条第一項第七号に規定するプラットフォームをいう。以下この号及び次号において同じ。）」が、当該プラットフォームを提供する者以外の方である販売者（同項第六号に規定する販売者をいう。次号において同じ。）」により利用されるものであることが明らかな場合、当該プラットフォームの名称等（名称又は名称に代わるものとして当該貨物の購入者（同項第六号イ）に規定する購入者をいう。）」の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称をいう。次号において同じ。）」

二 前号に掲げる場合以外の場合、当該貨物に係るプラットフォームの名称等又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しくは名称

（特定輸出者等の輸出申告書手続における電子情報処理組織の使用の特例）

第七条の七 「略」

（保存義務者についての規定の準用）

（特定輸出者等の輸出申告書手続における電子情報処理組織の使用の特例）

第七条の六 「同上」

（保存義務者についての規定の準用）

**第八条** 第九条の十から第十條

の三まで（輸入又は輸出の許可書に係る規定の適用・関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、特定輸出者が備付け及び保存をする特定輸出関税関係帳簿（法第六十七條の八第一項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）に規定する特定輸出関税関係帳簿をいう。以下同じ）並びに特定輸出者が保存をする特定輸出関税関係書類（同項に規定する特定輸出関税関係書類をいう。以下同じ）並びに特定輸出者が行う法第九十四條の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引について準用する。この場合において、第九條の十中「輸入又は輸出」とあるのは「輸出」と、「第八十三條第五項」とあるのは「第五十九條の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは「特定輸出関税関係書類」と、「第九十四條の五」とあるのは「第六十七條

**第八条** 第十條から第十條の三

まで（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、特定輸出者が備付け及び保存をする特定輸出関税関係帳簿（法第六十七條の八第一項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）に規定する特定輸出関税関係帳簿をいう。以下同じ）並びに特定輸出者が保存をする特定輸出関税関係書類（同項に規定する特定輸出関税関係書類をいう。以下同じ）並びに特定輸出者が行う法第九十四條の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十條第四項第二号口(1)及び第九條第十條の二第四項並びに第十條の三第一項中「第八十三條第六項」とあるのは「第五十九條の十二第四項」と、第十條第四項第四号中「輸入」とあるのは「輸出」と、同條第七項中「輸入申告」とあるのは「特定輸出申告（法第六十七

の八第二項において準用する法第九十四條の五」と、第十條第四項第二号口(1)及び第九項、第十條の二第四項並びに第十條の三第一項中「第八十三條第六項」とあるのは「第五十九條の十二第四項」と、第十條第四項第四号中「輸入」とあるのは「輸出」と、同條第七項中「輸入申告」とあるのは「特定輸出申告（法第六十七條の三第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告をいう。）と読み替えるものとする。

[2] 略

[2] 同上

**第九条の十** 輸入又は輸出の許可書が電磁的方式により受領したものである場合における令第八十三條第五項（帳簿の記載事項等）の規定の適用については、同項後段中「関税関係書類」とあるのは、「法第九十四條の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）」の規定により保存すべきこととされている同条に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録」とする。

（税関事務管理人の届出手続）

条の三第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告をいう。」と読み替えるものとする。

[2] 同上

[1] 条を加える。



第十一條之二 令第八十四条第

一項第五号(税関事務管理人の届出手続)に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 税関事務管理人に処理させる法第九十五条第一項(税関事務管理人)に規定する税関関係手続等

2 令第八十四条第二項に規定

する財務省令で定める書類は、同条第一項第四号の契約の内容を明らかにする書類(同号の契約がある場合に限る。)とする。

(税関事務管理人に処理させる必要があると認められる税関関係手続等)

第十一條之三 法第九十五条第

三項(税関事務管理人)に規定する財務省令で定める税関関係手続等は、次に掲げる事項その他これに類する事項とする。

一 関税に関する調査その他の法第九十五条第一項に規定する税関関係手続等において税関長又は税関職員(次号において「税関長等」

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

という。)が同条第三項の申告者等に対して発する書類を受領し、及び当該申告者等に対して当該書類を送付すること。

二 関税に関する調査その他の法第九十五条第一項に規定する税関関係手続等において同条第三項の申告者等が税関長等に対して提出する書類を受領し、及び当該税関長等に対して当該書類を提出すること。

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
---	--

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一條の次に二条を加える改正規定及び次項の規定 改正法附則第一條第一号に定める日

二 第七條の六を第七條の七とし、第七條の五の次に一条を加える改正規定 改正令附則ただし書に規定する日

(関税法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

3 関税法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令(令和五年財務省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一條のうち関税法施行規則第一條の四の改正規定中「同項第四号」を「第十條第四項第四号」に、「同項第三号」を「第十條第四項第三号」に改める。



○海上保安庁告示第二十一号（五月十五日）

分離通航方式に関する告示の一部を改正する告示

分離通航方式に関する告示（昭和五十二年海上保安庁告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分を中心に順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
1・11（略） （削る）		1・11（略） 三 一及び二に規定する事項を示す図面を、海上保安庁交通部航行安全課、第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九及び第十管区海上保安本部交通部航行安全課、第十一管区海上保安本部交通部航行安全課、海上保安監部、各海上保安部、各海上保安航空基地並びに各海上保安署に備え置いて縦覧に供する。	
別表 1～48（略） 48の2 CHORNOMORSK港、ODESSA港及びPIVDEN NYI港進入路分離通航方式		別表 1～48（略） 48の2 ODESSA港・ILICHEVSK港間分離通航方式	
分 離 通 航 帯	分 離 通 航 帯	分 離 通 航 帯	分 離 通 航 帯
分 離 線 又 は 分 離 帯	通 航 路	分 離 線 又 は 分 離 帯	通 航 路
1 イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 イ 北緯46度14・32分東経30度59・05分の地点 ロ 北緯46度08・74分東経31度06・77分の地点 ハ 北緯46度07・74分東経	ホからラまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とラに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。） ホ 北緯46度15・09分東経31度00・21分の地点 ヘ 北緯46度09・51分東経31度07・92分の地点	次に掲げる地点を順次に結んだ線を中心線とする幅0.5海里 イ 北緯46度27・3分東経30度48・5分の地点 ロ 北緯46度21・9分東経30度47・4分の地点 ハ 北緯46度19・1分東経30度44・8分の地点	

<p>31 度 05 ・ 27 分の地点 ニ 北緯 46 度 13 ・ 32 分 東経 30 度 57 ・ 55 分の地点</p>	<p>ト 左欄の口に掲げる地点 リ 北緯 46 度 06 ・ 97 分 東経 31 度 04 ・ 11 分の地点 ヌ 北緯 46 度 12 ・ 58 分 東経 30 度 56 ・ 39 分の地点 ル 左欄のニに掲げる地点 ヲ 左欄のイに掲げる地点</p>
<p>2 イからニまでに掲げる地点を 順次に結んだ線及びイに掲げる 地点とニに掲げる地点とを結ん だ線によって囲まれた海面 イ 北緯 46 度 18 ・ 21 分 東経 30 度 45 ・ 90 分の地点 ロ 北緯 46 度 16 ・ 92 分 東経 30 度 51 ・ 43 分の地点 ハ 北緯 46 度 16 ・ 45 分 東経 30 度 51 ・ 21 分の地点 ニ 北緯 46 度 17 ・ 76 分 東経 30 度 45 ・ 59 分の地点</p>	<p>ホからヲまでに掲げる地点を順次 に結んだ線及びホに掲げる地点と ヲに掲げる地点とを結んだ線に よって囲まれた海面（分離帯を除 く。） ホ 北緯 46 度 18 ・ 79 分 東経 30 度 46 ・ 30 分の地点 ヘ 北緯 46 度 17 ・ 49 分 東経 30 度 51 ・ 70 分の地点 ト 左欄の口に掲げる地点 チ 左欄のハに掲げる地点 リ 北緯 46 度 15 ・ 89 分 東経 30 度 50 ・ 95 分の地点 ヌ 北緯 46 度 17 ・ 19 分 東経 30 度 45 ・ 20 分の地点 ル 左欄のニに掲げる地点 ヲ 左欄のイに掲げる地点</p>
<p>3 次に掲げる地点を順次に結ん だ線 イ 北緯 46 度 27 ・ 27 分 東経 30 度 48 ・ 41 分の地点 ロ 北緯 46 度 21 ・ 89 分 東経 30 度 47 ・ 35 分の地点 ハ 北緯 46 度 19 ・ 09 分 東経 30 度 44 ・ 74 分の地点</p>	<p>分離線を中心線とする幅 0.5 海里 の海面</p>

<p>4 イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面</p> <p>イ 北緯 46 度 27・69 分 東経 30 度 50・61 分の地点</p> <p>ロ 北緯 46 度 18・57 分 東経 30 度 53・75 分の地点</p> <p>ハ 北緯 46 度 18・29 分 東経 30 度 53・10 分の地点</p> <p>ニ 北緯 46 度 27・69 分 東経 30 度 49・86 分の地点</p>	<p>ホからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 (分離帯を除く。)</p> <p>ホ 北緯 46 度 27・69 分 東経 30 度 51・50 分の地点</p> <p>ヘ 北緯 46 度 18・89 分 東経 30 度 54・50 分の地点</p> <p>ト 左欄のロに掲げる地点</p> <p>チ 左欄のハに掲げる地点</p> <p>リ 北緯 46 度 17・99 分 東経 30 度 52・40 分の地点</p> <p>ヌ 北緯 46 度 27・69 分 東経 30 度 49・10 分の地点</p> <p>ル 左欄のニに掲げる地点</p> <p>ヲ 左欄のイに掲げる地点</p>
<p>5 イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面</p> <p>イ 北緯 46 度 31・73 分 東経 30 度 56・37 分の地点</p> <p>ロ 北緯 46 度 19・02 分 東経 30 度 56・52 分の地点</p> <p>ハ 北緯 46 度 19・04 分 東経 30 度 55・80 分の地点</p> <p>ニ 北緯 46 度 31・55 分 東経 30 度 55・65 分の地点</p>	<p>ホからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 (分離帯を除く。)</p> <p>ホ 北緯 46 度 31・89 分 東経 30 度 57・04 分の地点</p> <p>ヘ 北緯 46 度 18・99 分 東経 30 度 57・25 分の地点</p> <p>ト 左欄のロに掲げる地点</p> <p>チ 左欄のハに掲げる地点</p> <p>リ 北緯 46 度 19・06 分 東経 30 度 55・09 分の地点</p> <p>ヌ 北緯 46 度 31・36 分 東経 30 度 54・90 分の地点</p> <p>ル 左欄のニに掲げる地点</p>

ラ 左欄のイに掲げる地点

備考 1 第1号、第2号、第4号及び第5号の分離通航帯の間に、イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面が警戒水域として設定されている。

イ 北緯 46 度 15・89 分東経 30 度 50・95 分の地点  
 ロ 北緯 46 度 17・49 分東経 30 度 51・70 分の地点  
 ハ 北緯 46 度 17・99 分東経 30 度 52・40 分の地点  
 ニ 北緯 46 度 18・89 分東経 30 度 54・50 分の地点  
 ホ 北緯 46 度 19・06 分東経 30 度 55・09 分の地点  
 ヘ 北緯 46 度 18・99 分東経 30 度 57・25 分の地点  
 ト 北緯 46 度 15・09 分東経 31 度 00・21 分の地点  
 チ 北緯 46 度 12・55 分東経 30 度 56・39 分の地点

2 第5号の分離通航帯の出入口付近に、イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面が警戒水域として設定されている。

イ 北緯 46 度 32・50 分東経 30 度 54・90 分の地点  
 ロ 北緯 46 度 33・16 分東経 30 度 57・62 分の地点  
 ハ 北緯 46 度 32・04 分東経 30 度 57・62 分の地点  
 ニ 北緯 46 度 31・36 分東経 30 度 54・90 分の地点

48の3 削除

48の4～60 (略)

61 SANTA BARBARA海峡分離通航方式

分離帯	分離通航帯
イからチまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面	イからネまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びリに掲げる地点とネに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 (分離帯を除く。)

ラ 左欄のイに掲げる地点

備考 1 第1号、第2号、第4号及び第5号の分離通航帯の間に、イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面が警戒水域として設定されている。

イ 北緯 46 度 15・89 分東経 30 度 50・95 分の地点  
 ロ 北緯 46 度 17・49 分東経 30 度 51・70 分の地点  
 ハ 北緯 46 度 17・99 分東経 30 度 52・40 分の地点  
 ニ 北緯 46 度 18・89 分東経 30 度 54・50 分の地点  
 ホ 北緯 46 度 19・06 分東経 30 度 55・09 分の地点  
 ヘ 北緯 46 度 18・99 分東経 30 度 57・25 分の地点  
 ト 北緯 46 度 15・09 分東経 31 度 00・21 分の地点  
 チ 北緯 46 度 12・55 分東経 30 度 56・39 分の地点

2 第5号の分離通航帯の出入口付近に、イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面が警戒水域として設定されている。

イ 北緯 46 度 32・50 分東経 30 度 54・90 分の地点  
 ロ 北緯 46 度 33・16 分東経 30 度 57・62 分の地点  
 ハ 北緯 46 度 32・04 分東経 30 度 57・62 分の地点  
 ニ 北緯 46 度 31・36 分東経 30 度 54・90 分の地点

48の3 (略)

48の4～60 (略)

61 SANTA BARBARA海峡分離通航方式

分離帯	分離通航帯
イからチまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面	イからネまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びリに掲げる地点とネに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 (分離帯を除く。)

度 07・26 分の地点 ロ～ト (略) ナ 北緯 34 度 29・15 分西経 121 度 06・94 分の地点	リ 北緯 34 度 30・11 分西経 121 度 06・63 分の地点 ス～レ (略) ヲ 北緯 34 度 27・23 分西経 121 度 07・57 分の地点 ッ・ネ (略)	度 51・78 分の地点 ロ～ト (略) ナ 北緯 34 度 24・76 分西経 120 度 52・10 分の地点	リ 北緯 34 度 26・68 分西経 120 度 51・46 分の地点 ス～レ (略) ヲ 北緯 34 度 23・8 分西経 120 度 52・42 分の地点 ッ・ネ (略)
62～78 (略)		62～78 (略)	

附 則

この告示は、令和五年六月一日協定世界時零時から施行する。

○法律第三十四号（五月二十六日）

**漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律**

**附 則**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（後略）

（地方自治法等の一部改正）

**第五条** 次に掲げる法律の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

十五 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第一条第二項第三号

三十一 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項第六号

（登録免許税法の一部改正）

**第七条** 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第四号の三」を「第四号の四」に、「又は樹木採取権」を「樹木採取権又は漁港水面施設運営権」に改める。

○政令第九十七号（六月二日）

**海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令**

（海上運送法施行令の一部改正）

**第一条** 海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「のとおり」を「に掲げる職権」に改め、同項第三号中「第三十九条の五第三項」を「第三十八条第三項」に改め、同条第二項中「第三十九条の四第一項」を「第三十七条の六第一項」に、「第三十九条の九第一項」を「第三十八条の五第一項」に改める。

（船員法関係手数料令の一部改正）

**第二条** 船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「とおり」を「各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、本則第九号二中「第三十九条の五第四項」を「第三十八条第四項」に改める。

**附 則**

この政令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

○国土交通省告示第五百七十八号（六月七日）

**船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示の一部を改正する告示**

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
地方運輸局等 (略)	所在地	地方運輸局等 (略)	所在地
四国運輸局愛媛運輸支局今治海事事務所 (略)	愛媛県今治市片原町一―三	四国運輸局愛媛運輸支局今治海事事務所 (略)	愛媛県今治市東門町四―三―十六

前 文

令和五年六月十二日から適用する。

○国土交通省令第四十七号（六月九日）

**海上運送法施行規則の一部を改正する省令**

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 船舶運航事業</p> <p>第一節 定期航路事業</p> <p>第一款 旅客定期航路事業（第二条―第十九条の四）</p> <p>第二款・第三款（略）</p> <p>第二節―第五節（略）</p> <p>第三章―第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（一般旅客定期航路事業の許可申請）</p> <p>第二条 海上運送法（昭和二十</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 船舶運航事業</p> <p>第一節 定期航路事業</p> <p>第一款 旅客定期航路事業（第二条―第十九条の五）</p> <p>第二款・第三款（略）</p> <p>第二節―第五節（略）</p> <p>第三章―第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（一般旅客定期航路事業の許可申請）</p> <p>第二条 海上運送法（昭和二十</p>



四年法律第八十七号。以下「法」という。第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者（以下この条において「一般旅客定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 (略)

二 一般旅客定期航路事業許可申請者が法人（地方公共団体を除く。以下同じ。）である場合は、その役員の氏名

三 次に掲げる事項を記載した事業計画

イハ (略)

四 次に掲げる事項を記載した船舶運航計画（指定区間を含む航路において当該事業を営もうとする場合に限る。）

イニ (略)

2 前項の一般旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の一般

四年法律第八十七号。以下「法」という。第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 (略)

二 法人（地方公共団体を除く。以下同じ。）である場合は役員の名

三 事業計画

イハ (略)

四 船舶運航計画（指定区間（法第二条第十一項の指定区間をいう。以下同じ。）を含む航路において当該事業を営もうとする場合に限る。）

イニ (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に又は同一所轄地方運輸局長を経由して二以

旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第四条各号に掲げる基準に適合する旨の説明

ロ 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画（一般旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、第三号の書類をもつて代えることができる。）

ハ 法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに同条第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

ニ (略)

二 一般旅客定期航路事業許可申請者が法第五条各号のいずれにも該当しないこと

上の一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第四条各号に規定する基準に適合する旨の説明

ロ 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画（申請者が法人である場合は、第三号の書類をもつて代えることができる。）

ハ 届出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴

ニ (略)

二 申請者（申請者が法人である場合は、その役員が法第五条第一号及び第二号

を誓約する書面

三 一般旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款、登記事項証明書並びに最近一年間の損益計算書及び貸借対照表

(法第五号第三号イからハマまでの国土交通省令で定める者)

**第二号の二** 法第五号第三号イ

の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該許可を受けようとする者(株式会社である場合に限る。)の議決権の過半数を所有している者

二 当該許可を受けようとする者(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。)である場合に限る。)の資本金の二分の一を超える額を出資している者

三 当該許可を受けようとする者の事業の方針の決定に関し、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

2 法第五号第三号ロの国土交通省令で定める者は、次に掲

に該当しない旨の宣誓書

三 申請者が法人である場合は、その定款、登記事項証明書並びに最近一年間の損益計算書及び貸借対照表

(新設)

げる者とする。

一 親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社

二 親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

三 事業の方針の決定に関する親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

3 法第五号第三号ハの国土交通省令で定める者は、次に掲

げる者とする。

一 当該許可を受けようとする者がその議決権の過半数を所有している株式会社

二 当該許可を受けようとする者がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

三 事業の方針の決定に関する当該許可を受けようとする者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

(聴聞決定予定日の通知)

**第二号の三** 法第五号第五号の

規定による通知をするときは、法第二十五条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査

(新設)

日」という。から十日以内には、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（譲渡譲受の認可申請）  
第十六条 法第十八条第一項の

規定により一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受（以下この条において「譲渡譲受」という。）の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四（略）

2 前項の一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二（略）

三 譲受人が法人である場合は、その定款並びに最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

四 譲受人が法第十八条第七

項において準用する法第五各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

五 当該一般旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外の者の所有に

係るものである場合は、当該使用旅客船を譲受人が使用することに対する所有者の同意書

（譲渡譲受の認可申請）  
第十六条 法第十八条第一項の

規定により一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受しようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二（略）

三 譲受人が法人の場合は、その定款並びに最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

四 譲受人（譲受人が法人である場合は、その役員）が

法第五各号第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

五 当該一般旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外の者の所有に

係るものである場合は、当該使用旅客船を譲受人が使用することに対する所有者の同意書

（合併等の認可申請）  
第十七条（略）

2 前項の合併（分割）認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二（略）

三 合併後存続する法人又は吸収分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人が現に一般旅客定期航路事業を営んでいない場合には、定款、最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

四（略）

五 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人が法第十八条第七項において準用する法第五各号（第一号、第六号及び第七号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（相続人による事業継続の認可申請）  
第十九条 法第十八条第四項の

係るものである場合は、当該旅客船を譲受人が使用することに対する所有者の同意書

（合併等の認可申請）  
第十七条（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二（略）

三 合併後存続する法人又は吸収分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人が現に一般旅客定期航路事業を経営していない場合には、定款、最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

四（略）

五 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人の役員が法第五各号第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

（相続人による事業継続の認可申請）  
第十九条 法第十八条第四項の

規定により被相続人の行つていた一般旅客定期航路事業を引き続き営もうとする相続人(以下この条において「事業承継相続人」という。)は、次に掲げる事項を記載した相続人一般旅客定期航路事業承継認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 三 (略)

四 事業承継相続人以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名

五 (略)

六 事業承継相続人が当該一般旅客定期航路事業を承継する理由

2 前項の相続人一般旅客定期航路事業承継認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 事業承継相続人が法第十八条第七項において準用する法第五条各号(第三号及び第八号を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 当該一般旅客定期航路事業を事業承継相続人が承継することに對する事業承継相続人以外の相続人の同意

規定により被相続人の行つていた一般旅客定期航路事業を引き続き営もうとする相続人は、次に掲げる事項を記載した相続人一般旅客定期航路事業承継認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 三 (略)

四 申請者以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名

五 (略)

六 申請者が当該一般旅客定期航路事業を承継する理由

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 申請者が法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

三 当該一般旅客定期航路事業を申請者が承継することに対する申請者以外の相続人の同意書

書  
(特定旅客定期航路事業の許可申請)

第十九条の二の三 法第十九条の三第一項の規定により特定旅客定期航路事業の許可を受けようとする者(以下「特定旅客定期航路事業許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 (略)

二 特定旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その役員の氏名

三 次に掲げる事項を記載した事業計画

2 前項の特定旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

(特定旅客定期航路事業の許可の申請)

第十九条の二の三 法第十九条の三第一項の規定により特定旅客定期航路事業の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 (略)

二 法人である場合は、役員

三 事業計画

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

ば足りるものとする。  
一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第十九条の三第二項において準用する法第四条第一号、第二号及び第五号に掲げる基準に適合する旨の説明  
ロ 法第十九条の三第三項において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第十九条の三第三項において準用する法第十条の三第四項の規定により安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二 特定旅客定期航路事業許可申請者が法第十九条の三第二項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 特定旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書  
四 (略)

(準用規定)

第十九条の三 第二条の二、第

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第十九条の三第二項において準用する法第四条第一号、第二号及び第五号の基準に適合する旨の説明  
ロ 届出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴

二 申請者(申請者が法人である場合は、その役員)が法第十九条の三第二項において準用する法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

三 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書  
四 (略)

(準用規定)

第十九条の三 第七条の二から

二条の三、第八条、第十五条、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第十九条の三第一項の許可及び特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十五条中「一般旅客定期航路事業休止(廃止)届出書」とあるのは「特定旅客定期航路事業休止(廃止)届出書」と、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「特定旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人特定旅客定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

2 第七条の二から第七条の四までの規定は、特定旅客定期航路事業(対外旅客定期航路事業を除く。)について準用する。

第十九条の四 (略)

(削る)

第七条の四までの規定は、法第十九条の三第三項において準用する法第十条の三の規定による特定旅客定期航路事業(対外旅客定期航路事業を除く。)の安全管理規程の内容、安全統括管理者及び運航管理者の要件、安全管理規程の設定又は変更の届出並びに安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出について準用する。

2 第八条、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第十九条の三第三項において準用する法第十一条第一項、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による特定旅客定期航路事業の事業計画の変更の認可及び輸送の安全にかかわる情報の公表について準用する。

第十九条の三の二 (略)

(承継の届出)

第十九条の四 法第十九条の三第五項の規定により特定旅客定期航路事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、

次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業承継届出書を当該承継に係る特定旅客定期航路事業についての所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 一 住所及び氏名
  - 二 被承継人の住所及び氏名並びに相続の場合は、被相続人との続柄
  - 三 承継に係る特定旅客定期航路事業の概要
  - 四 承継の年月日（相続の場合は、被相続人の死亡年月日）
  - 五 相続の場合は、次に掲げる事項
    - イ 届出人以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名
    - ロ 相続に伴う当該特定旅客定期航路事業に属する財産に関する権利義務の変動
  - 六 合併（分割）の場合は、その方法及び条件
  - 七 承継を必要とした理由
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 届出人が法人である場合は、その定款及び登記事項

証明書

二 届出人（届出人が法人である場合は、その役員）が法第十九条の第三第二項において準用する法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

三 譲渡譲受の場合は、次に掲げる書類

イ 譲渡譲受契約書の写し  
ロ 譲渡譲受価格及びその説明書

ハ 承継に係る特定旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外の所有に係るものである場合は、当該旅客船を届出人が使用することに対する同意書

四 相続の場合は、次に掲げる書類

イ 戸籍謄本  
ロ 承継に係る特定旅客定期航路事業を届出人が承継することに対する届出人以外の相続人の同意書

五 合併（分割）の場合は、次に掲げる書類

イ 合併（分割）契約書（新設分割の場合）にあつては、分割計画書の写し及び合併（分割）比率説

明書

口 合併（分割）に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併（分割）に関する意思の決定を証するに足りる書類

（削る）

第十九条の五

法第十九条の三

第六項の規定により特定旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業休止（廃止）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 一 住所及び氏名
- 二 休止（廃止）の届出に係る航路
- 三 休止（廃止）の年月日
- 四 休止の届出の場合は、休止の期間

（旅客不定期航路事業の許可申請）

第二十三条の三

法第二十一条

第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者（以下この条において「旅客不定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した旅客不

定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 一 （略）
- 二 旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その役員の名
- 三 次に掲げる事項を記載した事業計画

2

前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

- イ 当該申請が法第二十一条第二項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明
- ロ 法第二十三条において準用する法第十条の三第

る。

- 一 （略）
- 二 法人である場合は、役員の名
- 三 事業計画

2

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

- イ 当該申請が法第二十一条第二項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明
- ロ 届出をしようとする安全管理規程の概要並びに



一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第二十三條において準用する法第十條の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二 旅客不定期航路事業許可申請者が法第二十一條第二項において準用する法第五條各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

**第二十三條の三の二** (事業の廃止の届出)

二條の規定により旅客不定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業廃止届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 一 住所及び氏名
- 二 廃止の届出に係る航路
- 三 廃止の予定期日

(準用規定)

**第二十三條の四** 第二條の二、

安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴

二 申請者(申請者が法人である場合は、その役員)が法第二十一條第二項において準用する法第五條第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

三 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

(新設)

(準用規定)

**第二十三條の四** 第四條 第五

第二條の三、第四條、第五條から第八條まで、第十六條、第十七條及び第十九條から第十九條の二の二までの規定は、法第二十一條第一項の許可及び旅客不定期航路事業において準用する。この場合において、第十六條中「一般旅客定期航路事業讓渡讓受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業讓渡讓受認可申請書」と、第十九條中「相統一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相統一般旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

**第二十三條の六** 削除

(変更の報告)

**第二十八條** (略)

2 前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五條各号(第三号及び第八号を除く。)(法第十九條の三第二項及び法第二十一條第二項

条から第八條まで、第十九條の二及び第十九條の二の二の規定は、法第二十三條において準用する法第八條第一項、第九條から第十一條まで、第十九條の二の二及び第十九條の二の三の規定による旅客不定期航路事業の運賃及び料金の届出、運送約款の認可、運送約款の記載事項、運賃及び料金等の公示、安全管理規程の内容、安全統括管理者及び運航管理者の要件、安全管理規程の設定又は変更の届出、安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出、事業計画の変更の認可並びに輸送の安全にかかわる情報の公表について準用する。

(準用規定)

**第二十三條の六** 第十九條の四及び第十九條の五の規定は、旅客不定期航路事業について準用する。

(変更の報告)

**第二十八條** (略)

2 前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五條第一号及び第二号(法第十九條の三第二項及び法第二十一條第二項において準用す

において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

3 (略)

(日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と密接な関係を有する者)

**第四十二条の十八** 法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体の子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）とする。

る場合を含む。）に該当しない旨の宣誓書を添付するものとする。

3 (略)

(日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と密接な関係を有する者)

**第四十二条の十八** 法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）とする。

附 則

この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年六月十一日）から施行する。

○法律第五十一号（六月十四日）

不正競争防止法等の一部を改正する法律

附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（後略）

(関税法の一部改正)

**第八条** 関税法（昭和二十九年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の二第一項第四号中「第五号」を「第六号」に、「第七号又は第九号」を「第八号又は第十号」に改める。

第六十九条の七第一項中「第十九条第一項第七号」を「第十九条第一項第八号」に改める。

第六十九条の十一第一項第十号中「第五号」を「第六号」に、「第七号又は第九号」を「第八号又は第十号」に改める。

第六十九条の十七第一項中「第十九条第一項第七号」を「第十九条第一項第八号」に改める。

## ○法律第五十三号（六月十四日）

## 民事関係手続における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

## 第十章 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正等

## 第一節 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正

第九十四条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の二から第十条の五までを削る。

第十一条を次のように改める。

（民事訴訟法の準用）

第十一条 特別の定めがある場合を除いて、責任制限手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く」とあるのは「弁護士に限る」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

第二十八条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号に掲げる事項を記載した書面」を「前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（次項並びに第三十一条第二項及び第三項において単に「ファイル」という。）に記録しなければならぬ。

第三十一条第二項中「による公告に係る事項を記載した書面」を「によ

りファイルに記録された電磁的記録」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、同項の規定による公告に係る事項を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならぬ。

第五十五条第二項中「第二十八条第二項及び第三項」を「第二十八条第三項及び第四項」に改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による制限債権の調査期日）

第五十九条の二 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに管理人及び第五十八条に規定する者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することのできる方法によつて、制限債権の調査期日における手続を行うことができる。

2 前項の期日に出頭しないでその手続に関与した管理人及び第五十八条に規定する者は、その期日に出頭したものとみなす。

第七十条第二項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 配当表は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第七十二条第一項中「の記載」を「に記載され、又は記録された事項」に改める。

第八十五条第二項及び第八十七条第二項中「第三十一条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

別表を削る。

## 第二節 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正に伴

## う経過措置

（責任制限手続の費用額の確定手続に関する経過措置）

第九十五条 前条の規定による改正後の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（第七十条及び第八十条において「改正後責任制限法」という。）

第十二条において準用する民事訴訟法（以下この節において「準用民事訴訟法」という。）第七十一条第二項の規定は、施行日以後に開始される責任制限事件（以下この節において「改正後責任制限事件」という。）にお

ける責任制限手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。  
 (事件に関する事項の証明に関する経過措置)

**第九十六条** 準用民事訴訟法第九十一条の三の規定は、改正後責任制限事件に関する事項の証明について適用し、施行日前に開始された責任制限事件(以下この節において「改正前責任制限事件」という。)に関する事項の証明については、なお従前の例による。

(期日の呼出しに関する経過措置)

**第九十七条** 準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後責任制限事件における期日の呼出しについて適用し、改正前責任制限事件における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

(送達報告書に関する経過措置)

**第九十八条** 準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後責任制限事件における送達報告書の提出について、適用する。  
 (公示送達の方法に関する経過措置)

**第九十九条** 準用民事訴訟法第百一条から第百十三条までの規定は、改正後責任制限事件における公示送達について適用し、改正前責任制限事件における公示送達については、なお従前の例による。

(電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置)

**第一百条** 準用民事訴訟法第一編第七章の規定は、改正後責任制限事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、改正前責任制限事件における第九十四条の規定による改正前の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第十条の四第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置)

**第一百一条** 準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、改正後責任制限事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前責任制限事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

(口頭弁論調書に関する経過措置)

**第一百二条** 準用民事訴訟法第百六十条の規定は、改正後責任制限事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前責任制限事件における口頭弁論調書の作成、

記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2 準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、改正後責任制限事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前責任制限事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

(尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置)

**第一百三条** 準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百五条第二項(準用民事訴訟法第二百八条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、改正後責任制限事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定人の囑託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

(電磁的記録に記録された情報に係る証拠調べに関する経過措置)

**第一百四条** 準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後責任制限事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前責任制限事件における電磁的記録に記録された情報に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

(電子決定書の作成に関する経過措置)

**第一百五条** 準用民事訴訟法第二百二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、改正後責任制限事件における電子決定書(準用民事訴訟法第二百二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録をいう。)の作成について適用し、改正前責任制限事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

(申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置)

**第一百六条** 準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、改正後責任制限事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前責任制限事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

(公告に係る事項を記録した電磁的記録の送達に関する経過措置)

**第一百七七条** 改正後責任制限法第二十八条第二項から第四項まで（これらの規定を改正後責任制限法第三十八条第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条第二項及び第三項（これらの規定を改正後責任制限法第八十五条第二項及び第八十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定を船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十八条及び第五十一条第六項において準用する場合を含む。）は、改正後責任制限事件における公告に係る事項を記録した電磁的記録の送達について適用し、改正前責任制限事件における公告に係る事項を記載した書面の送達については、なお従前の例による。

（配当表の作成に関する経過措置）

**第一百八条** 改正後責任制限法第七十条第二項及び第三項（これらの規定を船舶油濁等損害賠償保障法第三十八条及び第五十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後責任制限事件における配当表の作成について適用し、改正前責任制限事件における配当表の作成については、なお従前の例による。

### 第三節

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正に伴う関係法律の整備

**第一百九条** 船舶油濁等損害賠償保障法の一部を次のように改正する。

第三十八条の表第七十条第二項及び第五十一条第六項の表第七十条第二項の項中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改める。

### 附 則

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三（前略）第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定（中略）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日

## ○法律第六十三号（六月十六日）

## デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律

## （水先法の一部改正）

第八条 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第六項中「水先料を」を「水先料について」に、「揭示しておかなければ」を「揭示しておくとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次条第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

第四十七条第三項中「水先約款を」を「水先約款について、」に、「揭示しておかなければ」を「揭示しておくとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

第七十六条第三号及び第七十七条第二号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し」、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

## （海事代理士法の一部改正）

第十五条 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「これをその」を「当該報酬の額について、その」に、「揭示しなれば」を「揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の

閲覧に供しなれば」に、「同様」を「同様」に改める。

## （港湾運送事業法の一部改正）

第十六条 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条中「営業所」を「について、営業所」に、「揭示しなれば」を「揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

第二十二条の四の見出し中「揭示」を「揭示等」に改める。

第四十条第一号を次のように改める。

一 第十二条（第二十二条の四及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による揭示をせず、若しくは虚偽の揭示をし、又は第十二条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

第四十条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十二条の二の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者（内航海運業法の一部改正）

第二十一条 内航海運業法（昭和二十七年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「同条第三項」を「同条第四項の規定」に改める。第八条第四項中「営業所」を「について、営業所」に、「揭示しなれば」を「揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

第三十七条第二号中「含む」の下に、以下この号において同じ」を加え、



「又は」を「若しくは」に、「した」を「し」、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

#### 第四十条 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について」に、「揭示しなければ」を「揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい）放送又は有線放送に該当するものを除く。第二十七条において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第二十七条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条中「事項を」を「事項について」に、「揭示しなければ」を「揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第六十八条第二号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に、「した」を「し」、又は第九条若しくは第二十七条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条（中略）の規定、第二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定（中略） 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

○政令第二百十九号（六月二十三日）

#### 国土交通省組織令の一部を改正する政令

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「であって次に掲げる事項」を「のうち交通施設の整備」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三号中「であって次に掲げる事項に係るものの」を「のうち地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。第七十三条において同じ。）の活用の推進に係るものに関する」に改め、同号イ及びロ並びに同条第四号を削り、同条第五号中「第六十四条第五号」を「第六十四条第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を削り、同条第七号を同条第五号とする。

#### 附 則

この政令は、令和五年七月一日から施行する。



○国土交通省令第五十号（六月三十日）

**国土交通省組織規則の一部を改正する省令**

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後	改 正 前
2 (略)	(企画専門官) <b>第百四十条</b> 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百十二人以上を置く。		2 (略) <b>第百四十条</b> 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百十人以上を置く。

**附 則**

この省令は、令和五年七月一日から施行する。

○国土交通省令第五十一号（六月三十日）

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 準日本船舶の認定等（第三十一条―第四十二条の六の二）</p> <p>第五章の二 外航船舶の確保等（第四十二条の七―第四十二条の七の十二）</p> <p>第六章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（準日本船舶の認定の申請）</p> <p><b>第三十一条</b> 法第三十八条第一項又は第二項の規定により準日本船舶の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 総トン数等（法第三十八条第三項に規定する総トン数等をいう。以下同じ。）</p> <p>七 法第三十八条第四項に規定する検査（以下「安全衛生検査」という。）を受けた船舶にあつては、検査内容</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 申請者（法第三十八条第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る対外船舶運航事業者に限る。）が当該船舶を運航していることを証する書類</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 準日本船舶の認定等（第三十一条―第四十二条の七）</p> <p>（新設）</p> <p>第六章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（準日本船舶の認定の申請）</p> <p><b>第三十一条</b> 法第三十九条の五第一項又は第二項の規定により準日本船舶の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 総トン数等（法第三十九条の五第三項に規定する総トン数等をいう。以下同じ。）</p> <p>七 法第三十九条の五第四項に規定する検査（以下「安全衛生検査」という。）を受けた船舶にあつては、検査内容</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 申請者（法第三十九条の五第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る対外船舶運航事業者に限る。）が当該船舶を運航していることを証する書類</p>

## 二 (略)

三 船舶所有者が申請者（法第三十八條第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る本邦船主に限る。）の子会社であることを証する書類

四 法第三十八條第一項第一号又は第二項第一号及び第二号に規定する契約の契約書の写し

五 (八) (略)

(認定の要件)

**第三十二條** 法第三十八條第一項第一号及び第二項第一号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

2 法第三十八條第二項第二号の国土交通省令で定める要件は、当該契約において、当該契約の確実な履行に支障を及ぼすおそれのある事項が定められていないこととする。

3 法第三十八條第一項第二号及び第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、同条第一項第二号及び第二項第三号の国土交通省令で定める要件は、同表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(表 略)

(測度の申請等)

**第三十三條** 法第三十八條第三項の規定により船舶の総トン数等の測度を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した総トン数等測度申請書を所轄地方運輸局長等（船舶が本邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は特定運輸支局等）（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七條第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事務所）で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二條第二項に規定する事務を分掌するものを用いる。第四十九條において同じ。

## 二 (略)

三 船舶所有者が申請者（法第三十九條の五第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る本邦船主に限る。）の子会社であることを証する書類

四 法第三十九條の五第一項第一号又は同条第二項第一号及び第二号に規定する契約の契約書の写し

五 (八) (略)

(認定の要件)

**第三十二條** 法第三十九條の五第一項第一号及び同条第二項第一号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

2 法第三十九條の五第二項第二号の国土交通省令で定める要件は、当該契約において、当該契約の確実な履行に支障を及ぼすおそれのある事項が定められていないこととする。

3 法第三十九條の五第一項第二号及び同条第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、同条第一項第二号及び同条第二項第三号の国土交通省令で定める要件は、同表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(表 略)

(測度の申請等)

**第三十三條** 法第三十九條の五第三項の規定により船舶の総トン数等の測度を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した総トン数等測度申請書を所轄地方運輸局長等（船舶が本邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は特定運輸支局等）（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七條第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事務所）で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二條第二項に規定する事務を分掌するものを用いる。第四十九條において同

の長（以下この章において「地方運輸局長等」という。）をいい、船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長をいう。以下この章において同じ。）に提出するものとする。

一〇九（略）

2・3（略）

（認定証の記載事項）

**第三十七条** 法第三十八条第六項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇五（略）

（命令航海に確実かつ速やかに従事させることができなくなるおそれがある事由）

**第三十八条** 法第三十八条第七項の国土交通省令で定める事由は、準日本船舶が国籍を有する国において、当該国以外の国の国籍を有する者又は当該国以外の国の法令により設立された法人その他の団体への船舶の譲渡の禁止、緊急時における当該国の国籍を有する船舶に対する徴用その他これらに類する措置が行われたこととする。

（変更等の届出）

**第三十九条** 法第三十八条第七項の規定により変更等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一〇三（略）

四 法第三十八条第七項各号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該変更に係る事項、当該変更があつた年月日及び当該変更の理由

五（略）

2 前項の届出が法第三十八条第七項各号に掲げる事項の変更に係るものである場合には、前項の届出書に、第三十一条第二項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付するものとする。

3 第一項の届出が法第三十八条第七項各号に掲げる事項のうち認定証の記載事項に該当するもの変更に係るものである場合には、第一項の届出書のほか、次に掲げる事項を記載した認定証書換え申請書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

じ。の長（以下この章において「地方運輸局長等」という。）をいい、船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長をいう。以下この章において同じ。）に提出するものとする。

一〇九（略）

2・3（略）

（認定証の記載事項）

**第三十七条** 法第三十九条の五第六項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇五（略）

（命令航海に確実かつ速やかに従事させることができなくなるおそれがある事由）

**第三十八条** 法第三十九条の五第七項の国土交通省令で定める事由は、準日本船舶が国籍を有する国において、当該国以外の国の国籍を有する者又は当該国以外の国の法令により設立された法人その他の団体への船舶の譲渡の禁止、緊急時における当該国の国籍を有する船舶に対する徴用その他これらに類する措置が行われたこととする。

（変更等の届出）

**第三十九条** 法第三十九条の五第七項の規定により変更等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一〇三（略）

四 法第三十九条の五第七項各号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該変更に係る事項、当該変更があつた年月日及び当該変更の理由

五（略）

2 前項の届出が法第三十九条の五第七項各号に掲げる事項の変更に係るものである場合には、前項の届出書に、第三十一条第二項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付するものとする。

3 第一項の届出が法第三十九条の五第七項各号に掲げる事項のうち認定証の記載事項に該当するもの変更に係るものである場合には、第一項の届出書のほか、次に掲げる事項を記載した認定証書換え申請書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

## 一・二 (略)

(準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度の申請等)

**第四十条** 法第三十八条第八項の規定により準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度(以下「改測」という。)を受けようとする者は、第三十三条第一項各号に掲げる事項を記載した総トン数等改測申請書を所轄地方運輸局長等に提出するものとする。

## 2・3 (略)

(準日本船舶の安全衛生検査の内容の変更に係る検査の申請等)

**第四十一条** 法第三十八条第九項の規定により準日本船舶の検査内容の変更に係る検査(以下「変更検査」という。)を受けようとする者は、第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した安全衛生変更検査申請書及び第三十六条の三の安全衛生検査合格証を所轄地方運輸局長等に提出するものとする。

## 2 (略)

(準日本船舶の譲受等の届出)

**第四十二条** 法第三十八条第十項の規定により準日本船舶の譲受等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶譲受等届出書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

## 一～三 (略)

四 法第三十八条第十項各号に掲げる場合のいずれに該当するかの場合の別

## 五 (略)

2 前項の届出が法第三十八条第十項第一号に掲げる場合に該当するときは、前項の届出書に国際総トン数を記載するとともに、次に掲げる書類を添付するものとする。

## 一 (略)

二 その他国土交通大臣が法第三十八条の二の確認を行うために必要と認める書類

3 第一項の届出(安全衛生検査を受けた船舶に係るものに限る。)が法第三十八条第十項第一号に掲げる場合に該当するときは、第一項の届出書に検査内容を記載するとともに、相当証書の写しを添付するものとする。

## 一・二 (略)

(準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度の申請等)

**第四十条** 法第三十九条の五第八項の規定により準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度(以下「改測」という。)を受けようとする者は、第三十三条第一項各号に掲げる事項を記載した総トン数等改測申請書を所轄地方運輸局長等に提出するものとする。

## 2・3 (略)

(準日本船舶の安全衛生検査の内容の変更に係る検査の申請等)

**第四十一条** 法第三十九条の五第九項の規定により準日本船舶の検査内容の変更に係る検査(以下「変更検査」という。)を受けようとする者は、第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した安全衛生変更検査申請書及び第三十六条の三の安全衛生検査合格証を所轄地方運輸局長等に提出するものとする。

## 2 (略)

(準日本船舶の譲受等の届出)

**第四十二条** 法第三十九条の五第十項の規定により準日本船舶の譲受等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶譲受等届出書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

## 一～三 (略)

四 法第三十九条の五第十項各号に掲げる場合のいずれに該当するかの場合の別

## 五 (略)

2 前項の届出が法第三十九条の五第十項第一号に掲げる場合に該当するときは、前項の届出書に国際総トン数を記載するとともに、次に掲げる書類を添付するものとする。

## 一 (略)

二 その他国土交通大臣が法第三十九条の六の確認を行うために必要と認める書類

3 第一項の届出(安全衛生検査を受けた船舶に係るものに限る。)が法第三十九条の五第十項第一号に掲げる場合に該当するときは、第一項の届出書に検査内容を記載するとともに、相当証書の写しを添付するものとする。

のとする。

**第四十二条の三** (認定証の返納)

認定対外船舶運航事業者等は、法第三十八条第十二項の規定により準日本船舶に係る認定が取り消されたときは、遅滞なく、認定証を国土交通大臣に返納するものとする。

(総トン数等の確認)

**第四十二条の四** (安全衛生検査の内容の確認)

法第三十八条の二の規定による確認は、第四十二条第二項の規定により準日本船舶譲受等届出書に記載された国際総トン数と、第三十三条第一項の総トン数等測度申請書に記載された国際総トン数(法第三十八条第八項の規定により改測を受けた場合にあつては、第四十条第一項の総トン数等改測申請書に記載された国際総トン数)とを照合することその他の国土交通大臣が適当と認める方法により行うものとする。

(安全衛生検査の内容の確認)

**第四十二条の四の二** (安全衛生検査の内容の確認)

法第三十八条の三の規定による確認は、第四十二条第三項の規定により準日本船舶譲受等届出書に記載された検査内容と、第三十六条の二第一項の安全衛生検査申請書に記載された検査を受けたこととする事項(法第三十八条第九項の規定により変更検査を受けた場合にあつては、第四十一条の二第一項の安全衛生変更検査申請書に記載された検査を受けようとする事項)とを照合することその他の国土交通大臣が適当と認める方法により行うものとする。

(準日本船舶重要事項報告書)

**第四十二条の五** (準日本船舶重要事項報告書)

法第二十八条の五第一項の規定による報告は、準日本船舶重要事項報告書(第十二号様式による。)一通を、事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

(臨時の報告)

**第四十二条の六** (認定対外船舶運航事業者等は、前条に定める報告書のほか、国土交通大臣から、法第三十八条第七項各号に掲げる事項その他必要な事項に関し報告を求められたときは、報告書一通を提出しなければならない。)

2 (略)

るものとする。

**第四十二条の三** (認定証の返納)

認定対外船舶運航事業者等は、法第三十九条の五第十二項の規定により準日本船舶に係る認定が取り消されたときは、遅滞なく、認定証を国土交通大臣に返納するものとする。

(総トン数等の確認)

**第四十二条の四** (安全衛生検査の内容の確認)

法第三十九条の六の規定による確認は、第四十二条第二項の規定により準日本船舶譲受等届出書に記載された国際総トン数と、第三十三条第一項の総トン数等測度申請書に記載された国際総トン数(法第三十九条の五第八項の規定により改測を受けた場合にあつては、第四十条第一項の総トン数等改測申請書に記載された国際総トン数)とを照合することその他の国土交通大臣が適当と認める方法により行うものとする。

(安全衛生検査の内容の確認)

**第四十二条の四の二** (安全衛生検査の内容の確認)

法第三十九条の七の規定による確認は、第四十二条第三項の規定により準日本船舶譲受等届出書に記載された検査内容と、第三十六条の二第一項の安全衛生検査申請書に記載された検査を受けたこととする事項(法第三十九条の五第九項の規定により変更検査を受けた場合にあつては、第四十一条の二第一項の安全衛生変更検査申請書に記載された検査を受けようとする事項)とを照合することその他の国土交通大臣が適当と認める方法により行うものとする。

(準日本船舶重要事項報告書)

**第四十二条の五** (準日本船舶重要事項報告書)

法第三十九条の九第一項の規定による報告は、準日本船舶重要事項報告書(第十二号様式による。)一通を、事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

(臨時の報告)

**第四十二条の六** (認定対外船舶運航事業者等は、前条に定める報告書のほか、国土交通大臣から、法第三十九条の五第七項各号に掲げる事項その他必要な事項に関し報告を求められたときは、報告書一通を提出しなければならない。)

2 (略)

(検査員証)

**第四十二条の六の二** 法第三十八条の五第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員の身分を示す証票は、第十三号様式によるものとする。

**第五章の二 外航船舶の確保等**

(日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者と密接な関係を有する者)

**第四十二条の七**

法第三十九条第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である対外船舶運航事業者の子会社等(会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。第四十二条の七の六第二項及び第四十二条の八において同じ。)及び関連会社(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。第四十二条の七の六第二項において同じ。)とする。

(外航船舶確保等計画の認定の申請)

**第四十二条の七の二** 法第三十九条の二第一項の規定により外航船舶確保等計画の認定を申請しようとする者は、第二十四号様式による申請

書を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ハ 計画期間開始の日における船舶の保有状況を示す書類

ニ 株主名簿又はこれに類する書類

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄付行為の謄本

ロ 株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類

三 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

ロ 資産調査書

ハ 計画期間開始の日における船舶の保有状況を示す書類

(検査員証)

**第四十二条の七** 法第三十九条の九第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員を身分を示す証票は、第十三号様式によるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)



3 第一項の場合において、法第三十九条の三の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、開始した船舶貸渡業の概要を記載した書類を添付するものとする。

4 第一項の場合において、法第三十九条の四の規定の適用を受けようとするときは、同項及び第二項に規定する書類のほか、第四十二条の九第二項に規定する書類（第二項に規定する書類を除く。）を添付するものとする。

5 第一項の場合において、法第三十九条の四の規定により法第三十九条の十二及び法第三十九条の十三の規定のうち第四十二条の九第三項の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（同項に規定する書類を除く。）をそれぞれ添付するものとする。（船体、船舶用機関若しくは機装品又はこれらの部分品若しくは付属品のうち国土交通省令で定めるもの）

**第四十二条の七の三** 法第三十九条の二第二項第二号の船体、船舶用機関若しくは機装品又はこれらの部分品若しくは付属品のうち国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 主機
- 二 音響測深機
- 三 プロペラ

（認定の通知）

**第四十二条の七の四** 国土交通大臣は、法第三十九条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により外航船舶確保等計画の認定をしたときは、速やかに、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、第二十五号様式による認定通知書により行うものとする。

（計画期間）

**第四十二条の七の五** 法第三十九条の二第四項第三号の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

（計画期間において導入する外航船舶の隻数）

**第四十二条の七の六** 法第三十九条の二第四項第四号の国土交通省令で

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

定める外航船舶の隻数は、当該對外船舶貸渡業者等の計画期間開始の日における外航船舶の隻数に百分の二十五を乗じて得た隻数とする。

- 2 計画期間において導入する外航船舶のうち、次に掲げる者から取得する船舶であつて、製造の後事業の用に供されたことのないもの以外の船舶に該当するものがある場合における法第三十九条の二第四項第四号に規定する計画期間において導入する外航船舶の隻数は、当該船舶に該当する外航船舶の隻数を含まないものとする。

一 申請者の子会社等又は関連会社

二 申請者の親会社等（会社法第二号の二に規定する親会社等（をいう。）又はその子会社等若しくは関連会社

**第四十二条の七の七** 法第三十九条の二第四項第四号の国土交通省令で定める特定外航船舶の割合は、百分の七十とする。

2 計画期間において導入する外航船舶のうち、製造の後事業の用に供されたことのないもの以外の船舶に該当するものがある場合における

法第三十九条の二第四項第四号に規定する計画期間において導入する外航船舶に占める特定外航船舶の割合は、当該船舶に該当する外航船舶を含まないものとして計算するものとする。

（外航船舶確保等計画の変更の認定申請）

**第四十二条の七の八** 法第三十九条の二第五項の規定により外航船舶確保等計画の変更の認定を申請しようとする者は、第二十六号様式による申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、当該外航船舶確保等計画の変更が第四十二条の七の二第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類を添付するものとする。
- 3 第四十二条の七の二第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。

（特定外航船舶の確認）

**第四十二条の七の九** 認定對外船舶貸渡業者等は、認定外航船舶確保等計画の計画期間において導入した外航船舶が特定外航船舶に該当することについて、国土交通大臣の確認を受けることができる。

- 2 前項の確認を受けようとする認定對外船舶貸渡業者等は、次に掲げ

（新設）

（新設）

（新設）

る事項を記載した特定外航船舶確認申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 確認を受けようとする者の住所及び氏名

二 確認を受けようとする外航船舶の明細

3 前項の特定外航船舶確認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 特定外航船舶に該当する旨の認定事業基盤強化事業者が発行する証明書

二 対外船舶運航事業者との貸渡しに関する契約書の写し又は当該認定対外船舶貸渡業者等が自らの対外船舶運航事業の用に供することを証する書類

4 国土交通大臣は、第二項の特定外航船舶確認申請書に記載された外航船舶が認定外航船舶確保等計画に従つて導入された特定外航船舶に該当することを確認したときは、速やかに、当該認定対外船舶貸渡業者等に対し、当該特定外航船舶の対外船舶運航事業者への貸渡しの状況を記載した確認証を交付するものとする。

(外航船舶の譲渡の届出)

第四十二条の七の十 法第三十九条の六第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航船舶譲渡等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 譲渡人及び譲受人の住所及び氏名並びに国籍

二 譲渡に係る外航船舶の明細(第九号様式による。)

三 譲渡に係る外航船舶が第四十三条第二項の確認を受けている場合にあっては、その旨及び確認を受けた年月日

四 譲渡の予定期日

五 譲渡を必要とする理由

2 前項の外航船舶譲渡等届出書には、譲渡契約書の写しを添付するものとする。

(報告)

第四十二条の七の十一 法第三十九条の九第一項の規定による報告は、第二十七号様式による報告書を、計画期間に係る事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一月以内に国土交通大臣に提出することにより

(新設)

(新設)

行うものとする。  
2 前項の報告書には、事業年度の末日における船舶の保有状況を示す書類を添付するものとする。

(検査員証)

**第四十二条の七の十二** 法第三十九条の九第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員的身分を示す証票は、第二十八号様式によるものとする。

(日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と密接な関係を有する者)

**第四十二条の十八** 法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体の子会社等とする。

(手数料)

**第四十七条 (略)**

2 外国において法第三十八条第三項又は第八項の規定による船舶の総トン数等の測度を受ける場合における当該測度の手数料は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に別表第二に定める額を加算した額とする。

3~5 (略)

(職権の委任)

**第四十八条** 海上運送法施行令(次条において「令」という。)第四条第一項各号に掲げる職権(同条第三項に規定する職権を除く。)を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一~三 (略)

四 法第三十八条第三項及び第八項の規定による船舶の総トン数等の測度並びに同条第四項及び第九項の規定による船舶の検査にあつては、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長(船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長)

五 (略)

(新設)

(日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と密接な関係を有する者)

**第四十二条の十八** 法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体の子会社等(会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。)とする。

(手数料)

**第四十七条 (略)**

2 外国において法第三十九条の五第三項又は第八項の規定による船舶の総トン数等の測度を受ける場合における当該測度の手数料は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に別表第二に定める額を加算した額とする。

3~5 (略)

(職権の委任)

**第四十八条** 海上運送法施行令(次条において「令」という。)第四条第一項各号に掲げる職権(同条第三項に規定する職権を除く。)を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一~三 (略)

四 法第三十九条の五第三項及び第八項の規定による船舶の総トン数等の測度並びに同条第四項及び第九項の規定による船舶の検査にあつては、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長(船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長)

五 (略)

<p><b>第九号様式</b>（第42条の7の10、第43条、第44条関係） （略）</p> <p><b>第十二号様式</b>（第42条の5関係）</p>	<p>準日本船舶重要事項報告書</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 氏名又は名称 代表者の氏名</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p>海上運送法第38条の5第1項の規定により、同法第38条第5項による認定を受けた準日本船舶に係る重要事項について報告します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 準日本船舶の概要</li> <li>2. 準日本船舶に係る重要事項の状況</li> <li>3. その他留意すべき事項 （注）用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</li> </ol>	<p><b>第九号様式</b>（第43条、第44条関係） （略）</p> <p><b>第十二号様式</b>（第42条の5関係）</p>	<p>準日本船舶重要事項報告書</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 氏名又は名称 代表者の氏名</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p>海上運送法第39条の9第1項の規定により、同法第39条の5第5項による認定を受けた準日本船舶に係る重要事項について報告します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 準日本船舶の概要</li> <li>2. 準日本船舶に係る重要事項の状況</li> <li>3. その他留意すべき事項 （注）用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</li> </ol>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>		
<p>（海上運送法第三十八條の二の確認を受けた者に係る交付の申請等の特例）</p> <p><b>第六十一条の二</b> 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十八條の二の確認を受けた者が交付の申請をする場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「船舶測度官に、当該船舶に立ち入り、国際総トン数及び純トン数の測度を行わせ、かつ」とある</p>	<p>（海上運送法第三十九條の六の確認を受けた者に係る交付の申請等の特例）</p> <p><b>第六十一条の二</b> 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十九條の六の確認を受けた者が交付の申請をする場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「船舶測度官に、当該船舶に立ち入り、国際総トン数及び純トン数の測度を行わせ、かつ」とある</p>		
<p><b>第二条</b> 船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p><b>第二条</b> 船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>		

<p>のは、「船舶測度官」とする。この場合において、第五十九条第二項及び第三項、第六十条並びに前条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>別表第7（第71条関係） （表 略）</p> <p>備考 1. ～ 4. （略）</p> <p>5. 海上運送法第38条の2の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、21,000円とする。</p> <p>別表第7の2（第71条関係） （表 略）</p> <p>備考 1. ～ 4. （略）</p> <p>5. 海上運送法第38条の2の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、20,900円とする。</p> <p>別表第8（第71条関係） （表 略）</p> <p>備考 1. ～ 4. （略）</p> <p>5. 海上運送法第38条の2の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、24,600円とする。</p>	<p>のは、「船舶測度官」とする。この場合において、第五十九条第二項及び第三項、第六十条並びに前条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>別表第7（第71条関係） （表 略）</p> <p>備考 1. ～ 4. （略）</p> <p>5. 海上運送法第39条の6の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、21,000円とする。</p> <p>別表第7の2（第71条関係） （表 略）</p> <p>備考 1. ～ 4. （略）</p> <p>5. 海上運送法第39条の6の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、20,900円とする。</p> <p>別表第8（第71条関係） （表 略）</p> <p>備考 1. ～ 4. （略）</p> <p>5. 海上運送法第39条の6の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、24,600円とする。</p>
--	--

附 則

この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

○国土交通省令第五十二号（六月三十日）

**船員法施行規則の一部を改正する省令**

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線のように改める。

改正後		改正前									
<p>（医師の指定）</p> <p><b>第五十七条</b> 法第八十三条の規定による健康証明をする医師は、次に掲げる医師とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次の表に掲げる法人の病院又は診療所の医師</p>		<p>（医師の指定）</p> <p><b>第五十七条</b> 法第八十三条の規定による健康証明をする医師は、次に掲げる医師とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次の表に掲げる法人の病院又は診療所の医師</p>									
三（略）	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>主たる事務所の所在地</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本海員掖済会 （略）</td> <td>東京都文京区湯島一丁目五番 二十八号</td> </tr> </table>	名称	主たる事務所の所在地	公益社団法人日本海員掖済会 （略）	東京都文京区湯島一丁目五番 二十八号	三（略）	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>主たる事務所の所在地</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本海員掖済会 （略）</td> <td>東京都中央区明石町一 番二十九号</td> </tr> </table>	名称	主たる事務所の所在地	公益社団法人日本海員掖済会 （略）	東京都中央区明石町一 番二十九号
名称	主たる事務所の所在地										
公益社団法人日本海員掖済会 （略）	東京都文京区湯島一丁目五番 二十八号										
名称	主たる事務所の所在地										
公益社団法人日本海員掖済会 （略）	東京都中央区明石町一 番二十九号										

**附 則**

この省令は、令和五年七月一日から施行する。



○国土交通省令第五十三号（六月三十日）

海難審判法施行規則の一部を改正する省令

海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第九十四条</b> 法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千五百円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり七千七百円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。</p>	<p><b>第九十四条</b> 法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千五百円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり七千六百五十円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。